

平成 2 8 年舟形町議会
第 2 回定例会会議録

舟形町議会

平成28年舟形町議会第2回定例会会議録

招集年月日 平成28年6月1日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 6月8日 午前10時

応招議員(10名)

1番 伊藤 欽一

6番 斎藤 好彦

2番 小国 浩文

7番 佐藤 広幸

3番 石山 和春

8番 叶内 富夫

4番 佐藤 勇

9番 加藤 憲彦

5番 奥山 謙三

10番 八 湊 太

不応招議員(なし)

平成28年 6 月 8 日（水曜日）

第 2 回舟形町議会定例会会議録

（第 1 日目）

平成28年舟形町議会第2回定例会第1日目

平成28年6月8日（水）

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	10番 八 敏 太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	総務課財政管財班長	伊藤 茂 樹
副 町 長 酒 井 雅 彦	教 育 委 員 長	太 田 二三男
会 計 管 理 者 結 城 恵 美	教 育 長	齊 藤 渉
総 務 課 長 中 山 進	教 育 次 長	叶 内 範 夫
まちづくり課長 伊藤 幸 一	農 業 委 員 会 会 長	加 藤 勝 義
税 務 福 祉 課 長 高 橋 明 彦	代 表 監 査 委 員	渡 邊 敬 子
産 業 振 興 課 長 沼 沢 弘 明	監 査 事 務 局 長	斉 藤 洋 一
兼農業委員会事務局長		
地 域 整 備 課 長 伊 藤 武 美	選挙管理委員会書記長	中 山 進

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 斉 藤 洋 一	主 任 石 川 忍
---------------------	-----------

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議員派遣の報告

日程第5 本期受理の請願

請願第2号 スマッシュ長沢修繕工事に関する請願書

日程第 6 町長挨拶並びに行政報告

日程第 7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから平成28年第2回定例会を開会いたします。
直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名をします。2番小国浩文君、6番斎藤好彦君の両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題とします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議されています。その結果を叶内議会運営委員長より報告をお願いします。

8番 平成28年6月1日開催の議会運営委員会において6月定例会の会期について協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。平成28年6月定例会の会期は、本日6月8日から10日までの3日間とすることと議決しましたので、以上報告いたします。

議長 お諮りします。本定例会の会期は、ただいま叶内委員長報告のとおり、本日から10日までの3日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から10日までの3日間とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第4 議員派遣の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第5 本期受理の請願

議長 日程第5 本期受理の請願を議題といたします。

請願第2号 スマッシュ長沢修繕工事に関する請願書について議題といたします。

請願第2号について、紹介議員、朗読説明をお願いします。

3番 受理番号2。受付年月日、平成28年5月25日。件名、スマッシュ長沢修繕工事に関する請

願書。請願者、舟形町長沢字平石3826番地、特定非営利活動法人もがみ福祉ネット理事長 高橋剛。紹介議員、石山和春。

趣旨。

障害児者や高齢者を対象として、地域の中で安心して生き生きとした社会生活を送れるよう、総合的な福祉サービスを行うことを目的に設立した特定非営利法人もがみ福祉ネット（事業所名 スマッシュ長沢）の設立運営に際しては、旧長沢保育所を事業実施場所として無償貸与していただくなど、舟形町には多大なるご支援とご協力を賜り、まことにありがとうございます。

昨年11月の開所より早くも半年が経過し、おかげさまで本年4月には利用者数も11名を数えるまでになり、利用計画に沿った形で運営を行っております。

お貸しいたいた建物（旧長沢保育所）については、平成20年に閉鎖し、10年近く未使用だったこともあり、外観等から判断できる破損箇所も数カ所あり、使用に際し下屋やトイレの改修工事などを実施し、約365万円をスマッシュ長沢の自己責任において修繕工事を実施したところであります。

しかしながら、昨年11月ごろにトイレのつまりや逆流現象が生じ、埋設管箇所等を掘削し状況調査を実施したところ、埋設管の腐食や破損・目詰まりなどが確認され、排水配管修繕工事を実施したところです。

使用前に目視では確認できなかった箇所とはいえ、工事費として94万3,131円の出費をし、さらには自動火災報知機設備設置に関しても、消防法により設置が義務づけられたことにより設置代金として54万円の計画外出費を余儀なくされたところであります。計画外の出費とはいえ、これらの多額の出費はスマッシュ長沢の資金運営上において大きな負担になっており、現在経営を大きく圧迫させている要因になっております。

つきましては、私どもスマッシュ長沢は「福祉の舟形町」の宣言にかなった事業を実施しているものと自負しており、何とぞスマッシュ長沢に対し、排水配管修繕工事並びに自動火災報知機設備設置工事に要した下記工事代金について助成していただきたくお願いいたします。

記

排水配管修繕工事費	94万3,131円
自動火災報知機設備設置工事費	54万円
合計	148万3,131円

以上、よろしくお願いいたします。

議長 審査の方法についてお諮りします。

8 番 請願第2号については文教民生常任委員会に付託をし、今会期中に審査されることを提案いたします。

議長 ただいま、8番議員より、請願第2号については文教民生常任委員会に付託し、今会期中

に審査していただくこととの発言がありました。そのようにすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、請願第2号については文教民生常任委員会に付託し、今会期中に審査することに決定いたしました。

日程第6 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第6 町長挨拶並びに行政報告を受けます。

町長 おはようございます。

本日は、平成28年第2回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には時節柄何かとお忙しい中ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、5月27日、オバマ・アメリカ大統領は、アメリカの現職大統領として初めて被爆地広島を訪問しました。平和記念資料館を視察し、原爆死没者慰霊碑で花を捧げました。その後、慰霊碑前に招待した100人余りの被爆者を前に演説しました。「71年前、いつもと変わらない明るく晴れ渡った朝、空から死が舞いおりて、世界が変わってしまった」そして、広島訪問の理由を「私たちは、そう遠くない過去に解き放たれた、恐ろしい力に思いをはせるために来ました。10万人を超える日本人の男女、子供たち、何千人もの朝鮮人、十数人の米国人捕虜を含む死者を悼むために来ました」そして、いつか証言する被爆者の声が聞けなくなる日が来るだろう。しかし、8月6日の記憶を忘れさせてはならない。全ての人の減らすことのできない価値。全ての命は尊いという主張。私たちは、たった一つの人類の一員なのだという根本的で欠かさない考えを、私たち全員で伝えていかなければならないことが、広島を訪れる理由だとし、最後はこう結びました。私たちが選ぶことのできる未来は、広島と長崎が「核戦争の夜明け」ではない未来なのです。世界最大の核保有国のアメリカ大統領が、被爆地で核なき世界を訴えたことに異論もあるかもしれないが、現役大統領の広島訪問は大変意義深く、心から敬意を表したいと思います。また、日本原水爆被害者団体協議会の坪井直さんは、憎しみが消えたわけではないとしながらも、「オバマさんが原爆を落としたわけではない。責めても仕方がない。人類のために手を取り合って核廃絶に取り組む方がええけえ」そう思えるようになったと、過去を責めずに未来に進もうとする慈悲の心に感動を覚えました。謝罪はしませんでした。71年かかって被爆地広島を訪問したオバマ・アメリカ大統領の勇気と、みずからも被爆しながらも、未来が平和であることを望み、被爆者もあなたと一緒に頑張ると言える坪井直さんの勇気に、人間の強さと優しさを強く感じたところです。私も、核が廃絶し、世界が平和であることを心から渴望するものです。

さて、旧堀内小学校跡地に、社団法人陵風会が建設予定の特別養護老人ホームの件でございますが、6日に私と高橋税務福祉課長が陵風会徳田理事長及び河野施設長と打ち合わせをして

まいりましたので、ご報告申し上げます。

まずもって、4月4日打ち合わせ以降の経過を説明申し上げ、時間が経過していることに理解を求めました。4月18日の全員協議会で、町民説明会を開催するように求められたこと、このため4月26日、5月26日、27日に説明会を開催したこと、それを受けて6月1日の全員協議会に町民説明会の状況を報告したことを説明申し上げます。また、補助金のかさ上げ等、新たに1月15日に協定を締結した事項をほごにした場合の建設についても打診をいたしました。しかし、河野施設長からは、その条件を出してきたのは舟形町からで、私たちが要求したものではないこと。前奥山町長が約束した補助金額で事業経営の試算をしていることなので、補助金が減額になれば経営が厳しいこと。そもそも積極的な事業展開ではないので、町民・議会の皆さんから理解が得られなければ建設は難しいと思う。50床規模で採算をとるのは厳しい上に、従業員の確保、入所者の確保など難しい状況なので、1月15日に締結した覚書のどれ一つ抜けても建設はできない。したがって、今回は白紙撤回して、今後の善後策を協議した方がお互いのためではないか。これ以上引き延ばしても、県の補助金や設計会社の支払いなどがあり、迷惑はかけられない。陵風会は賠償金等の請求をするつもりはない。ただし、実施設計費用等第三者に支払わなければならないものについては、今後両方で協議が必要だと思うが、どうですか。と言われましたので、そういうことでしたら白紙撤回に依存はないと申し上げてきました。今後の善後策の対応協議の窓口は、河野施設長と高橋課長とすることで合意してきました。

最後に、徳田理事長からは、今が入所者の確保、従業員の確保について大変厳しい状況なので、3年後、5年後に状況が変われば、また一緒に事業に取り組むこともあるかもしれないし、新庄市にある施設、ふきのとうのこともあるので、今後ともよろしくお願い申し上げますということでした。

以上、打ち合わせ内容を説明申し上げましたように、旧堀内小学校跡地に社団法人陵風会が建設予定の特別養護老人ホーム建設については、白紙となりました。そのため報告申し上げます。なお、実施設計費用等の費用負担については、今後両方で協議し、町の費用負担分については改めて補正予算に計上したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、本会議に提案します案件は、平成27年度一般会計予算、繰越明許費繰越計算書の報告、平成27年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告と、報告が2件、一般会計補正予算、農業集落排水事業特別会計補正予算と、予算の補正が2件、舟形町長沢交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び舟形町乳牛及び肥育牛導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定についてと、条例の制定が2件、財産の無償貸付が1件、小型動力ポンプ付消防積載車の取得に係る物件購入契約の締結についてと、スクールバスの取得に係る物件購入契約の締結についてと、物件購入契約締結の承認が2件、舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について、舟形町人権擁護委員の推薦についてと、人事案件が2件、

合計11件でございます。提出しました議案について、よろしくご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

ここで、定例会に提案しています案件に先立ちまして、3月定例町議会以降の主な行事について行政報告を申し上げます。

(1) 地域おこし協力隊報告会について。

3月28日月曜日、平成27年度の地域おこし協力隊及び集落支援員の活動報告会を中央公民館で開催いたしました。この報告会は、1年間協力隊及び集落支援員がいかなる活動をしていたのか、どのような結果が出たのか、来年の活動はどのようなことをしていくのかを町民の皆様にも広く知っていただくために開催したものです。

4名の地域おこし協力隊は、町の加工品の販売、町の魅力の再発見、移住定住、ふるさと納税等の活動について、移住者としての視点で報告し、2名の集落支援員は、堀内・富長地区での交流活動や町内会の現状や課題等について報告し、来場者約50名の方々が地域の未来につながる話に真剣に聞き入っておりました。

(2) 原子力災害時における宮城県美里町民の広域避難所に関する覚書の締結について。

3月29日火曜日、最上7市町村は、開発センターにおいて、町の一部が東北電力女川原発の緊急防護措置区域に位置する宮城県美里町と原子力災害時広域避難所に関する覚書を締結しました。最上町は、昨年10月に既に協定を締結しており、有事の際は美里町民の希望により、最上8市町村で約2万5,000人を受け入れることとなります。なお、平時のときは、この覚書締結を契機に、経済、産業、観光、文化の相互交流も進めることとしております。

(3) 舟形小学校「子どもの読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰」について。

このたび、舟形小学校が、特色ある優れた読書活動を実践している学校として評価され、文部科学大臣表彰を受けました。これは、文部科学省が平成14年度から実施しているもので、読書推進に関して学校や関係者の取り組み意欲を高め、広く国民の間に子供の読書活動への関心と理解を深めることを目的としております。

舟形小学校では、「本に親しみ、本を活用する子供の育成」を目標に、国語科の研修とかかわらせながら、図書館主任、司書教諭、町図書館支援員を中心とした体制のもと、言語活動の中に読書活動を取り入れた授業づくり、保護者や地域ボランティアと協力した読書会の実施、地域人材による読み聞かせ、学校の図書館開放、家庭での読書を広げる「家読（うちどく）」親子読書等を進めていて、児童の読書量が年々増加しております。今回の受賞を励みに、ますます子供の読書活動を推進し、学力向上と見識を備えた子供を育ててほしいと願います。

(4) 光生園移転改築竣工記念式典、開所式について。

4月5日火曜日、障害者支援施設光生園開所式が、最上総合支庁石山健一支庁長はじめ、町関係者や地権者の方々70名が列席し、新光生園で開催されました。

移転改築竣工記念式典は、12日火曜日、新庄グランドホテルを会場に県内外から多くの関係者、協力者200名を招いて盛大に開催されました。

(5) 総合教育会議について。

5月26日木曜日、平成28年度第1回舟形町総合教育会議を開催いたしました。この会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、全ての地方公共団体に設置が義務づけられたものです。

第1回目となる今回の会議は、新教育長制度を平成29年4月1日から実施することとした経過措置等の確認や、去年策定した舟形町教育基本構想の重要項目について、教育委員と意見交換を行いました。

以上、5件について行政報告を申し上げます。

なお、3月定例町議会以降の主要行事につきましては、次に記載のとおりですので、説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

日程第7 一般質問

議長 日程第7 一般質問をお受けします。順次発言を許可します。

5番 皆さん、おはようございます。

大変申しわけありませんが、風邪を引きましてちょっと声がきちんと出ていないようです。大変お聞き苦しいところがあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。通告に従い質問をさせていただきます。

まず、最初に「行財政運営を問う」と題して行います。

町後期基本計画にあります多様化する行政サービスに的確に対応するためには、より一層行財政運営の効率化と取捨選択が必要となります。また、職員数の増加が期待できない状況下では、町民と職員が新たな関係を構築し、一体感を醸成しながら協働のまちづくりを推進する必要性を記載しています。

基本方針の中に、組織や事務事業の見直しにより適正な人員配置を行い、また研修や自己研さんにより職員の資質向上を図り、満足度の高い町民本位の行政サービスを進めるとあります。そこで質問です。

第1点が、町で考えている適正な正職員と臨時職員の人員配置は何人程度と考えているのか。なお、回答につきましては現在との対比でお願いいたします。(ほほえみ保育園は、今後指定管理に移行する予定ですので除いて回答してください)

第2点が、行財政運営の効率化と取捨選択が必要とあるが、具体的な取り組み内容は。

3点としまして、昨年11月に開催された第2回町内会長会議において、町内会長より意見要

望のあった管理職の外部登用について、町の答弁の中に「検討していますが、少し時間を要する。さらに、町のことを何も知らない方が行政に携わることで、逆に町民に不利益になるのではないかと危惧もあります」というふうな形で文書で回答しています。このたび就任していただきました酒井副町長は、このことを払拭するために具体的にどのようなことを行っているのか、また行うのか質問します。

次に、「自立型地域づくりを問う」と題して質問を行います。

これまでは、町の地域づくりは各町内会を中心とした住民自治が展開されてきました。しかしながら、地域を取り巻く状況は、少子高齢化、人口減、長引く景気の低迷、地域コミュニティーの希薄化など厳しい状況にあります。町でも、各集落において戸数減、人口減により地域活動が困難な集落が多々見受けられます。このことは、今後町全体の町内会に通ずることです。

町では、地域活動が困難な町内会への対応は、現在どのようなことを行っているのか、今後の町内会を中心とした地域づくりについて、町の考えを質問します。以上です。

町長 それでは、5番奥山議員の「行財政運営を問う」についてのご質問にお答えします。

初めに、町が考えている適正な正職員と臨時職員の人数配置は何人程度と考えているかとの質問ですが、集中改革プランの策定を国から求められた平成17年度の計画時の平成28年度における職員数は81人、最終年度となる平成30年度の職員数は79人と計画しておりました。これは、国が三位一体の改革で交付税や補助金を減らすこととなったため、市町村に職員を削減し、その数値目標を立てるよう指示があり、そのため町は人口減少を見込み、本町のまちづくりを住民との協働のまちづくり、自立のまちづくりを前提として計画したものであり、現在までそれに向けて職員採用を控えてきました。その結果、現在は計画より7人少ない74名となっております。ただ、この中には病気休暇1名、最上広域への出向1名、再任用による保育園の園長1名を含んでの職員数となります。したがって、職員数の管理は目標以上に達成していることになります。しかし、現状は想定外の早期退職者が発生し、協働のまちづくりや自立のまちづくりも浸透はしているものの、役場でやってほしいとの要望や地域は高齢化などによる労働者の問題を抱え、工事中の事故の責任問題や自主防災組織の立ち上げやその訓練など、新たな地域のニーズへの対応などにより町内会として対応するには厳しい現実もあります。

また、経済危機や地方創生の対応などによる国の交付金事業への展開、ふるさと納税への対応、空き校舎対策や空き家対策、農政改革の問題、自主防災組織化などの危機管理、縄文の女神の国宝指定による事業化、子育てや未満児を受け入れられる保育事業の充実など、新たな住民ニーズへの対応が求められてきました。これらの対応のために、事務補助として臨時職員で賄ってきているところであり、その臨時職員数は現在83名となっておりますが、これは地域おこし協力隊4名、集落支援員3名、調理師や子育て支援センターの保健師や看護師、清掃員などのパートも含めた人数となっております。

さて、保育園には再任用園長1名と保育士3名、臨時職員28名の職員がおり、それらを除くと正職員は病気休暇1名、最上広域出向1名を含めて70名となっており、臨時職員数はパートを含めて55名となります。

適正な職員数と臨時職員数についてですが、全国的に合併しない町として有名となった矢祭町などを参考として、人口減少を見込んで定員計画を作成しておりますが、定員管理計画は10年前のもので、国の集中改革プランの策定も終わり、業務量の増加に加え住民ニーズも変わってきております。危機管理への対応も含め、行政ニーズを把握し、今年度中に課制、班制、適正職員数を検討し、新たに計画を策定してまいりたいと考えております。現状としては、正職員数は異常気象への対応などを考えれば少ないと判断しております。

次に、2番目の行財政運営の効率化と取捨選択の取り組み内容とのことですが、主なものとしては、来年度の実施に向け保育園の民営化に向けた取り組みを行っております。また、今まで行ってきた指定管理者制度による施設管理としては、平成18年度から若あゆ温泉の管理業務、平成23年度からは体験実習館の管理業務を行いました。生涯学習センターや富長交流センター、農村環境改善センターには、交付税措置となる集落支援員を配置して、地域の集落支援及び施設の管理業務を行っております。そのほか、ふるさと納税の事務、法改正に伴う対象者の洗い出し作業、行政手続法などの法改正の内容精査やその洗い出し作業等を委託し、事務の効率化を図ってきております。

事業の取捨選択については、補助要綱上期限を決めて取り扱うルールとしておりますが、住民の要望もあり、特に補助金等はなかなか削減できない状況となっております。

3番目の質問の回答は、管理職の外部登用についての回答をしたものであり、副町長は特別職であり、この質問と回答の趣旨は違うことをまず申し上げます。

さて、質問の副町長の仕事については、3月定例議会のときにも申し上げましたが、県と町とのパイプ役となっていて、いろいろな情報と知識をいただき、行政運営を行いたいと申し上げました。現在行っている主な仕事としては、会議に出られない場合の町長の代理出席、町長出張時の代理決裁、危機管理への対応と県と町との事業調整や情報収集、重要案件へのアドバイス、各課の事務事業のチェック並びに指導、人事評価の2次評価者、条例や規則、要綱の改正の内容精査などを、豊富な経験と判断力をいただきながら業務を行っているところでございます。

次に、「自立型地域づくり」についての質問にお答えいたします。

現在、35の町内会がそれぞれに役員を選任し、役割分担しながら地域活動を展開しています。活動内容や地域環境はそれぞれ違いはあるものの、それぞれに課題を見つけ共有し、その解決のために協力すべきところは協力し、町内会でできないことは行政支援につなげたりしながら地域づくり活動を行っているものと思います。

町でも、地域づくりの支援として、地域づくり総合支援事業や地域協働環境整備事業といった町内会を対象とした支援体制を整備し、課題解消への支援や生活環境整備への支援を行っております。

しかしながら、地域づくりはその町内会での人的交流の中で支え合いながら、住みよい地域を目指していくことが本来であります。5番議員のおっしゃるように、少子高齢化、人口減、長引く景気低迷、地域コミュニティーの希薄化といった状況で、基礎的環境を維持できなくなっていると懸念される町内会も出つつあります。実際に今年度、町消防の幹部会で、縮小してきている町内会の防災安全確保のための見直しについて話題となり、消防団としては従来どおり現体制で頑張っていくこととしたと伺っております。

今後、こうした傾向が顕著になってくれば、支え合う範囲を広げるための工夫が必要となり、町内会という枠組みの見直しも解決の方法論の一つであろうと思います。また、当然公助のあり方についても、行政として考えていかなければならないと思います。自立型地域づくりは、住民がみずから地域の資源や資産・リスクを管理し、効果を最大化することであり、そのためには自立した状態とはどういった状態なのかを地域で話し合い、目的を共有して活動を展開する地域というのが自立した地域というイメージであります。

町内会の中でも、「安心して住みよい町内会とはどのようなものなのか」という答えを探しながら、課題を整理していくことが必要であると考えます。そのために、平成27年度には堀内地区、富長地区に、平成28年度にはさらに長沢地区に、地域の点検や課題解決のお手伝い役として集落支援員を配置しております。今後もこうした取り組みを継続しつつ、まずは連合町内会組織の役員の皆様方にも現状をご理解いただきながら、地域活動が困難な町内会のあり方や考え方を話題にし、一緒に検討してまいりたいと思います。以上です。

5番 ありがとうございました。

まず、最初に2月26日町長に就任以降、森町長の運営についてちょっと質問させていただきます。

まず、第1点が、旦那である森町長が町長であって、奥さんが役場に来ているというふうなことからありますが、はっきり申し上げて全国でもないのではないのかなというふうに考えております。法律上は可能なかもしれませんが、やはり道義的に見れば、2人で恐らく1年経過すれば2,000万円以上の収入があるだろうというふうに考えられるわけであります。そういった中で、町民感情というふうなものを考えていくと、やはり内助の功というふうなことが、オール舟形づくりにとってはぜひとも私は必要だろうというふうに考えているわけであります。そういった中で、2月以降奥さんがずっと役場に来ているというふうなことから、甚だ町民感情からすれば疑問であるし、もう少し考える余地があるのではないかなと。これが大きくなれば、全国的なニュースにもなってくるだろうというふうに考えます。そういったこ

とで、町長の見解をお聞きしたいと思います。

町長 私の個人的なところで、大変町民の感情をというふうなことであれば、大変遺憾に思うところでございまして、私も町長就任以来、うちの妻には何とか職を辞していただけないかというような話をしておりました。年度末、3月31日というふうな期限をもってというふうな話し合いを再三しておりましたけれども、なかなか彼女としても自分の職務といいますか仕事に関する思いというのもありまして、私が町長になったということも理解していただきながらも、やはり自分の気持ちの中では整理がつかないというふうな状況でございました。そのため、いろいろと毎日夫婦の中で話をさせていただいたところでありましたけれども、後半については精神的にかなり彼女のほうが進められたような状況もございました。期限が3月31日来てしまったところではあって、27年度中の退職というふうなことにについてはかないませんでした。その後もいろいろとお話をさせていただいたところでもございましたけれども、陵風会のほうに出張するというふうなことで5時の新幹線に乗るときに、ちょっと私早く起きて入浴をして身支度を整えているときに、脱衣場に嫁のパジャマと、それからくし等が畳んで置いてあったときに、これはちょっとというふうな思いがありまして、風呂おけのふたを開けて見た、それから彼女の寝ている部屋のほうに本人がいるかどうかというような確認をしたというふうな経緯がございまして、余りちょっと追い詰められると自殺というようなことも考えられたというふうな状況でありまして、今のところ、その後、事については話をしていない状況であります。

残念ながら、内助の功というふうな話ではございますけれども、なかなかこの問題を通して夫婦間の状況もうまくいっていないような状況でございます。しかしながら、今奥山議員の言われたことも十分個人的には承知しておりますし、認識しておりますので、ちょっと時間をいただきながら経過を見ていただきたいなというふうな思いでございます。町長といえども、勝手に職員の首を切るというふうなことはできませんので、少し時間をいただきながら話をさせていただければなというふうに思っているところでございます。

5番 学校教職員につきましては、片方が管理職にいったときにはやめているというふうなこともあります。やっぱりこの辺は、町長に立候補した時点でもうやめるのが、私からいえば筋だったろうというふうに思います。そして、2人がやめたことによって初めて、町長というふうなことに對する思いの強さというのが感じることはできたのではないのかなというふうに思います。森町長だけがやめても、奥さんが来ていれば、悪く言えば落選しても奥さんの収入は確保できるわけだから、この辺は滑りどめというふうにとられても私はやむを得ないというふうに思います。もう少し町長としてのけじめをつけて町政執行を行っていただきたいというふうに思います。

そこで、もう1点だけです。町長の公務というふうなことのあり方について質問をします。舟形小学校の運動会の際に、町長は当然挨拶をしたわけでありまして、挨拶が終わりまして、

小学校の競技が始まったときに、中学校の野球部の練習試合があるので中座しますというふうなことですぐ帰ったわけです。やっぱり、あのとき町議会議員も来ている、我々も来ている、みんな来ている中で、やっぱり舟形全体の首長になったわけでありますので、もう少しこの辺は配慮が必要であったのではないのかなというふうに感じるわけであります。このことについて、森町長の見解をお聞きしたいと思います。

町長 これもまたちょっと個人的な話で大変恐縮なのですが、まずその滑りどめというふうな話でございますが、それはそういうふうを受けとめられてもいたし方ないと私は思います。2人の子供を大学にというふうな状況の中で、私の思いだけで森家の家計が成り立つかというふうなことを考えれば、それはそういうふうなことでございますし、私の出馬についても、十分な話し合いがなされた中で出馬というふうなことになったわけではございませんので、彼女のほうとしても納得いかない中での出馬だったかもしれませんし、その点については、これは滑りどめであったというふうに言われても、私はあえてそれを受けたいというふうに思います。

それと、小学校のときの運動会の件でございましたけれども、当日は松橋のわらび園の開園式にもお伺いしましたし、その後舟形小学校の保育所の運動会でございまして、その点で公務を果たしているというふうに思います。と申しますのは、本来しばらく見ておくというふうなことでございますけれども、中学校のときも出席しましたが、では最後までそのところにいなければいけないのかというふうなことではないというふうに思いますし、次の公務があれば当然出ていくわけです。

舟形中学校の野球部の件について申し上げますと、現在野球部の監督さんをしている沓澤先生という教務主任の方が、体調を崩して練習試合等に出られない状況があります。その中で、コーチ陣が私と沼澤さんという2人の方であります。沼澤さんについても、舟形小学校のときについては、3年生で双子の子供がおられます。そうすると、舟形中学校の練習試合を見られるというのが私しかいなかったという現状でございます。そういう現状の中で、舟形小学校を決して軽んじたわけではなくて、そういう実情があったためにやむを得ず中学校の練習試合のほうにはせ参じたというふうなことでございますので、今の舟形中学校野球部におけるその現状等々を少し勘案していただいて、ご理解いただければなというふうに思うところでございます。

5番 答弁はわかりますが、そこから先、私は常識的に考えれば、やっぱり公務を優先すべきだろうというふうに考えます。そこから先は町民なり、本日傍聴に来ていただいている方々の判断にお任せをしたいというふうに思います。

では、質問を続けますが、ほほえみ保育園の指定管理について、舟形町社会福祉協議会をお願いするような話がありますが、舟形町社会福祉協議会というのは役場の中にあるわけであります。そういった中で、指定管理に移したところで何ら民間的な活力も得られないし、効率の

よい運営というふうなものも期待できないのではないのかなというふうに考えます。むしろ、パリス幼稚園とか舟和会あたりの民間活力というふうなものを考えて指定管理を考えるべきではないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

町長 詳細等については、教育委員会の次長のほうから申し上げますけれども、一つは指定管理制度ではないということが一つ、民間のほうに委託をするということでございますので、その点についてはご理解をいただきたいということと、社会福祉協議会は別組織でございまして、舟形町の中の組織ではないというふうなことも一つあります。それと、住民のアンケート調査によると、やはり民間への委託というものについて、保護者のほうの意向ではないということもございます。それから、社会福祉協議会への委託については、前奥山町長の意向もあつてのものを継続して私のほうで進めているところでございますので、詳細等については次長のほうから申し上げたいというふうに思います。

教育次長 今現在、29年4月の民間委託に向けて準備をしております。社会福祉協議会のほうの体制整備については税務福祉課で、それから具体的な運営につきましては教育委員会のほうで行っております。現在、保育所運営に係る保育の方針、それから体制等の整備も含めましてやっていますが、社会福祉協議会がするからといって民間活力が活用できないとか、そういったものではないと思います。今、国の保育指針に従ってよりよい保育環境をするために頑張っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

5番 現在の舟形町社会福祉協議会の会長というのは誰なんですか。

町長 今年度から、私のほうが会長となっております。

5番 そうすると、何ら変わらないというふうなことしか感じません。

では、時間がないので次の質問に移らせていただきます。

行財政運営の効率化と取捨選択のところで、ちょっとわからない文言があつたのでお聞きします。補助要綱上限を決めて取り扱うルールとしているが、削減できない状況というふうな文言があるんだけど、この意味がちょっとわからないんですけれども、わかる方説明お願いいたします。

町長 行財政改革のときに、いろいろな補助金等々そういうものについては、サンセット方式というふうなことで、期限を決めてというふうなことがありまして、その期限が終わったときにはその事業も廃止するというのが本来の筋だったと。それが、やはり住民の意向、継続というふうな要望もあつてというふうな意味合いでございます。

5番 そうすると、基本的には補助金1回つけたものは切れないというふうなことで流れてきているというふうなことでいいんですね。そういった中で、公助のあり方というふうなところで、平成28年度の予算では投資的経費が13.2%ということで非常に縮小してきておりますが、そういったことを考えていくと、公助にも限界があるというふうな感じがするわけでありまして。こ

れまでの行政運営というふうなことにつきましては、町民は補助金に過大な期待を持つようになっていないのかなというふうに思います。今後の補助金のあり方について、町長の見解をお聞きます。

町長 最初に、社会福祉協議会の話でちょっと。社会福祉協議会の会長が私となっておりますけれども、これについては、基本的に現在教育委員会のほうでは保・小・中の一貫教育というふうなことで行っております。それで、先ほど申し上げましたとおり、読書のほうで表彰を受けていたりしております。その流れを町としては崩したくないと、民間に委託することでその流れが立ち消えになってしまうのではないかなというふうな保護者からの意向もございまして、町としては町の関与がある程度できる、そういう施設管理、施設運営といいますか、そういったものができるのがいいのではないかなというふうな判断のもとで、社会福祉協議会というふうな奥山町長のほうも判断したものだというふうに思っております。

それから、補助金のあり方ですが、投資的事業が減額に当初予算でなっているのは、24項目ほど保留したというふうなことでございますので、5月9日の臨時議会で復活しているものもございまして、必ずしもそれで補助金の額が停滞しているとか、公助がというふうなことではございませんし、補助金の中身については扶助費というふうな項目で、投資的経費の中には入らないものもございまして。そういったものを総合的に勘案して、今後ともそういったものについてはしっかりと支えていくというふうなこと、それから必要なものについては新しくつくりますし、見直すべきものはやっぱり見直していかなければいけないというふうに思います。そういったものは、随時大所高所に立って物事を判断していきたいというふうに考えているところでございます。

5番 次に、副町長に関しての質問であります。基本的に私が言っているのは、もっとこの町民の方々の触れ合いの場というふうなものを創設していただきたいというふうなことなんです。森町長の選挙公約にあるオール舟形、この達成に向けて、副町長の力も借りながら進めたらどうなんですかというふうなことなんです。

町長 そのようにさせていただきます。

5番 では、時間ありませんので、次が自立型地域づくりであります。その後期基本計画の中にある自立型地域づくりの主な事業として、やっぱりここで一番大事なのが地域リーダーをどういうふうにして育成していくのかというのが一番のポイントだろうというふうに思います。この地域リーダーを育成していくためには、すぐさま結果が出るようなものではありません、やっぱり地道に少しずつ育成していくというのが大切というふうに考えます。そういった中で、まずは群馬の高崎経済大学の櫻井先生とかのいろいろなこの講演等をしながら、地域リーダーの育成というふうなものをやってきておったわけですが、ここに来てこの育成研修会、減っているような感じがします。そういったことで、地域リーダーの育成に町としてどのよう

に考えているのか。

町長 昨年度も、私ちょっと10月で退職していますので、それ以降はわかりかねるところはありますけれども、高崎経済大学の先生の話は、昨年はなかったのかなというふうに（発言あり）ですね。というような中で、その成果がどうだったのかというふうなことを判断しながらというふうなことなんだろうというふうに思います。今奥山議員の言われましたその、やっぱり地域づくりというのは人づくりだというふうな思いは一緒でございますし、そういうことが必要だというふうなことであれば、まちづくり課を通してながら対応していきたいというふうに思うところです。

5番 まちづくりにおいてのちょっと考え方を考えていただきたいというふうに思うのは、やっぱり一般質問の中で言ったとおり、各集落においては高齢者世帯、ひとり住まい世帯、いろいろな家族形態ができています。そういった中で、何でもかんでも町内会の活動としてやってしまうと、半強制的にいろいろな活動に参加せざるを得なくなるわけです。そういったときに、非常に苦痛になってくる家族、家庭環境の人もあるというふうに思います。そういった中で、町内会活動と地域づくり活動を分けるべきだというふうに私ずっと考えているんです。というのは、町内会活動については、やっぱり全戸から参加していただくと、この活動についてはやっぱり少しずつ減らしていく中で、地域づくり活動は同じ全世帯が参加しているんだけど、これは参加自由というふうな形で地域づくりを行っていく。この自由にすることによって、若い方々も参加できるようになる。これを世帯ごとに考えてしまうと、1世帯1人となってしまうと、なかなか若い方が参加できる場面がなくなってしまうというふうなことにもなります。ましてや町内会の集まりの中では、その世帯主の方が来ていろいろな会議に混ざることになれば、若い方がその辺の経過がわからないというふうなことを考えると、やっぱり町内会活動と地域づくり活動というふうなものを分けて、町内会ごとにつくっていくというふうなことが必要なのではないかなというふうに思います。そういったところで、時間ありませんけれども、もう少しこの地域づくりというふうな視点を変えるというふうなことについて、町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長 なかなか大きな課題でもありまして、地域づくりとか地域の活性化というふうなことがあるわけですが、私も奥山議員とある程度考え方は似ておりまして、基本的にはゆるいきずなんだろうなというふうに思うところです。何をもちえて地域の活性化しているかというふうなことは、いろいろな方々の中で判断基準が違いますが、やはり私が思うには、その地域が持続可能な地域であることが地域の活性化なんだろうというふうに思うところです。いろいろなイベントを仕組んだり、自分たちが楽しむイベントをすることだけが地域づくりではなくて、いろいろ今まで過去の歴史等も踏まえて、いろいろな形でやってきたことを継続しながら、さらに自分たちの楽しむこともできるような、そういう地域が地域それぞれで考えてい

ただければ非常にいいのかなと、それを町のほうとしても支えていくというような考え方に立っているところでございます。

議長 以上をもって、5番奥山謙三君の一般質問を終結します。

6番 私からは、さきの通告に基づきまして、2点についてご質問させていただきます。

まず、初めに「本町の災害対策は万全か」と題してご質問いたします。

東日本大震災から5年が経過した本年4月に、熊本県を中心とした大地震が発生いたしました。今なお1名の行方不明者に加え、1万人を数える避難者が不自由な生活をいたしております。災害とは、いつ発生するか予想がつかないものであり、常に防災意識を持つことが大切であると感じております。

このような災害対策の一環として、気象庁は気象業務法を改正し、平成25年8月から特別警報の運用を開始いたしております。特別警報の対象は、私たちの生活に影響がある大雨、暴風、暴風雪、大雪など9つの現象に対して発表されます。これを受けて、町長が発令する避難勧告などに従い、確実に避難場所に避難することができる体制、訓練が必要であり、各地域の自主防災組織と町の連携が極めて重要であると思います。町民の安全を守る避難勧告や指示の最終決断者である町長として、本町の災害対策についてのお考えをお伺いいたします。

次に、「廃校舎利活用による地域活性化を」と題してご質問いたします。

本町の廃校舎の利活用につきましては、さまざまな検討がなされておりますが、地域の活性化にもつながると注目されてきているのが、泊まれる学校としての利活用が人気を集めております。旅行情報サイトなどでも、廃校舎の宿泊が「廃校キャンプ」と紹介され、家族連れのほか社員旅行や大学サークルの合宿所としての利用も多くなっております。

また、学校というなじみのある場所に泊まって、周囲の自然を満喫し、夜には校庭でキャンプファイアを楽しんだり、星を眺めたり、懐かしさからグループで訪れる大人の利用者が多いと雑誌での紹介もありました。

さらには、地域の避難場所でもある廃校舎を宿泊施設にすることにより、今回の熊本地震などの災害時に有効利用が可能になると思います。交流人口の増加にもつながり、災害時の避難場所としての機能も発揮できる施設の整備について、町長のお考えをお伺いいたします。

町長 それでは、6番斎藤議員の「本町の災害対策は万全か」にいてのご質問についてお答えします。

町では、水害、土砂災害、地震災害などに対する防災計画を平成26年3月に策定し、その計画に基づき消防団、地域の方々と連携を図りながら非常招集訓練や消火訓練を実施しております。これは、他市町村より1回多い訓練となっております。また、気象情報や北朝鮮を想定した国や県との情報伝達訓練等を行っております。

自主防災組織化については、現在29の町内会や施設で組織化されており、防災訓練や安否確

認訓練などを行っていただいておりますが、全町内会で設立していただき、避難訓練や安否確認訓練も実施していただくようお願いもし、説明会もしているところです。

そのほか、町では27年度に防災ガイドブックを策定し、住民の防災意識の高揚と対処の仕方について冊子としてとりまとめたものを4月に配布しております。また、27年度からの県の要請に応じ、防災士1名の養成も行いました。さらに、消防団の幹部訓練ではAEDによる心肺蘇生訓練を含めた訓練の実施も行っており、町内へのAED設置を13台から19台にふやしました。緊急メールの環境整備も行いました。

また、県でも防災・危機管理トップセミナーを開催し、市町村長の危機管理の要諦の研修もなされておりますし、平成28年3月17日からは、県の土砂災害警戒システムも運用が開始され、誰でもその情報を得る体制が整っており、避難開始の目安となるレベル3以上の区域の市町村に対し、避難勧告を発令することが基本となる情報システムが構築されているところです。

いずれにしても、町の防災計画に基づき対策は進めているものの、計画を全て具現化するには、現状の少ない職員での対応は難しく、危機管理職員の人事異動も毎年のように行わざるを得ない状況から、大規模な有事の際は危惧しております。他市町村でも、危機管理の重要性を認識されている状況にあり、少ない職員の中で危機管理をどのようにしていくべきか、自助・共助・公助のすみ分けをどのようにしていくべきかを今年度中に検討してまいりたいと考えております。

次に、「廃校舎利活用」についての質問にお答えいたします。

廃校舎の利活用については、現在堀内小学校は解体、富長小学校については農林水産処理加工施設、集落支援員の駐在での富長交流センターとして活用しております。また、長沢小学校においては、現在長沢交流センターとして設置管理条例を制定しておりますが、このたびリングロー株式会社へ校舎部分と前の畑を無償貸し付けするための議案を今議会に上程させていただくこととしております。

6番議員の、廃校舎利活用を「泊まれる学校」として交流人口の増加を図り、さらには地域の宿泊できる避難場所として活用できるのではというご提案ですが、その対象となる廃校舎は富長小学校、現在の富長交流センターの空き教室ということで答弁させていただきます。

富長小学校の校舎は、ほかの小学校と違い、間取りがオープンスペースでの教室のつくりになっていて、活用については他の旧校舎より多様性があり、使い勝手としては幅広い用途が想定できる建物であると思います。しかしながら、町には自然体験や合宿施設として活用できる施設としては、猿羽根山体験実習館があります。宿泊施設としては、若あゆ温泉のコテージも挙げられます。交流人口をふやすための自然体験的な宿泊施設は2カ所あると思います。

こうした中、近年の交流人口を見ると、年間30万人以上の誘客数を推移しており、当然さらなる増を目指すことも大切ですが、その数字を経済的にどう関係づけて結びつけていくかを優

先に考えていきたいというふうに思います。

また、災害時における宿泊施設として活用とのご意見ですが、5月29日付の山形新聞に、活断層上に59施設という記事が掲載され、舟形町では役場、町中央公民館、そして富長交流センターの3施設が活断層上に立地されている施設になっており、富長交流センターは耐震性はあるものの、避難場所の宿泊施設としては再考する必要があると考えています。また、宿泊施設としての平時での活用を考えると、稼働率や維持管理での費用対効果等も考えると、現段階での空き校舎のそうした利活用は困難であると考えます。

なお、このたびの長沢交流センターの無償貸し付けした際も、災害時における校舎の利活用は、災害本部が避難施設として行使できる条件を付して貸し付けすることとしております。ただし、現段階では宿泊機能を有していないので、必要となった場合は災害時に整備することとなります。以上です。

6番 再質問の前に、このたびの熊本大震災で犠牲になられた方々のご冥福をお祈りし、あわせて今なお避難生活を送られている方々に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、質問させていただきます。ご答弁の中にございましたように、自然災害もさまざまございますが、一番予想がつかないのが地震かと思います。近年、多くの専門学者の方々がマスコミ等で公表しており話題になっておりますので、地震の災害について中心にお尋ねをしたいと思います。

先日の報道で、南海トラフ地震の発生確率が10%上昇したという報道がありました。マグニチュード9.1の規模の地震が30年以内に70%の確率で発生するというこのごろでございます。ご存じのとおり、南海トラフは日本で一番警戒されているものであり、東北地方にも大きな影響をもたらすと想定されてございます。本町でも、災害対策についてさまざま対策を講じておるようでございますが、このような報道に対しまして、町民の安全・安心を守る責任者として、町長の率直なお考えをお伺いします。

町長 防災計画につきましては、先ほどお答えしましたとおり、ガイドブック等も配布しながら町民の方にも見ていただいているというふうなことでございますが、防災計画の中で、一つは震災、要は先ほども申し上げましたが、新聞記事にありましたように、新庄盆地断層帯の中の活断層、これが舟形町の中には3つあります。1つはこの役場の下を走っている舟形断層、それから西堀地域を走っている沖の原西堀断層、それから富長の交流センターのところを走っている長者原断層というふうなことで、その断層帯の活断層による地震に対する対応が盛り込まれていないというのが現状でございます。

春の春季消防、それから全員協議会の中でも、今年度をかけてこの防災計画、特に地震の際の防災避難所等の見直しを図っていきたいというふうに申し上げておりますし、そのようにやらないと、この庁舎も耐震化工事はやっておりますけれども、耐用するその震度というのが震

度6というふうなことでございます。熊本地震については震度7以上というふうなことを考えますと、活断層の地震があった場合については対策本部としてもこの舟形町役場の庁舎は使えないというふうな現状になるようです。そうした場合に、その対策本部をというふうなことで考えられるのが、現在生涯学習センター、向こうの方には活断層がないようでございますし、地盤も強固だというふうな状況でございますので、そちらのほうに対策本部を設置するような防災計画、それとあわせて地震の避難場所としての位置づけをもう一度見直さないと、避難場所にも合致しないというようなことになるのかなというふうに思っているところです。そういったところを、ことし1年かけながら何とか見直しをして、その防災計画を立てていきたいというふうに考えております。

あわせて、気象台の台長が町のほうに来たときにお話をされていったのですが、ここの新庄盆地活断層につきましては、30年のその地震の確率7%から8%だというふうなことでございました。熊本については、15から18というかなり高い数字を示していたというふうなことでございますし、それらも含めて、そんなに私の地域も低い数字ではないという危機感を持って進めていきたいというふうに思っておりますので、今後とも議会のほうとも協力しながら、そういう避難体制それから防災計画を見直していきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

6番 また、南海トラフでございますが、先日の南海トラフの報道の中で、静岡県が日本で一番防災意識が高い県だという評価がございました。これは何を言っているのかというと、静岡県は年間で10回以上の防災訓練を実施するというところでございます。町長の答弁の中にもございました、舟形は他町村より1回多く訓練をしているんだよという話がございましたが、これくらいの防災訓練をやっているながら、その南海トラフという、いつ来るかわからないものに静岡県としては備えているわけでございますので、本町としましても、先ほど申し上げましたけれども、各町内会やその他の自主防災組織に任せるのではなくて、自治体が主導になって何回となくその実施、訓練なり等をする必要があると思いますが、そのあたりどうでしょうか。

町長 お話の趣旨はわかりましたので、ただやはり今のところ自主防災組織を組織していない町内会もございますので、まずはその中でしっかりとその自主防災組織をつくっていただいて、その町内会でしっかりとまずは安否確認等の避難というふうなものも第一義的かなというふうに思います。あわせて、ご指摘のあったとおり町主導でというふうなことであれば、自主防災組織のほうにさらに働きかけをしながら、その仕組みなりその精度を上げていくような方向での取り組みをやってきたいというふうに思います。

6番 自主防災組織でございますが、29の町内組織、施設で立ち上げになっているようでございますが、そのほかまだ立ち上がっていない町内会もございますが、なぜ、何が要因で立ち上げられないのか、先ほどの5番議員のまちづくり関係も絡んでくるかと思いますが、そのあたり十

分にその町内会さんとお話をして、説明をして今まで来られたのか、そのあたりをお伺いします。

町長 それでは、担当の総務課長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

総務課長 自主防災組織については、東日本大震災を契機に県のほうでも補助金をつくって、町のほうもそれに義務加算をすることで自主防災組織化を図っております。現在、26の町内会と3つの施設のほうで、光生園、えんじゅ荘、ほなみですが、自主防災組織を立ち上げていただいております。残っているところが、今9つありますけれども、そのうちの大きいところはほとんど説明会に行っていて、今立ち上げていただくように進めております。ただ、小さい小松町内会とか馬形町内会等については、ちょっとなかなか人数が少ないこともあって、働きかけはしておりますけれども、なかなか動きができないようでありますけれども、これについても3件、3世帯、2世帯でありますけれども、その辺についてどのようにしていくべきか、専門家の意見も聞きながらやっていきたいというふうに思っております。

ほかの、今現在、内山、長沢2、経壇原、舟形第4、それから真木野、向山のほうでは、もう担当のほうで説明会にも行っていて、立ち上げるべく進んでいるというふうな状況にあります。

6番 さまざまその地域によって課題等はあると思いますが、何回となく足を運んで説明会をするなりして、できるだけ早く立ち上げをしていただきたいと思います。

訓練の関係でございますが、本町の小学校の学校計画書にあります避難訓練計画、年3回と書いてございます。今年度はもう実施済みかと思いますが、今年度の実施した内容と、あわせて数多くやればそれでよろしいのかと思いますけれども、計画にある年3回で、そのあたりで適当といいますかよろしいのか、そのあたり教育長のご見解をお伺いします。

教育長 学校のほうは、今のとおり3回ないし臨時に設けたりして実施しております。主に地震、火災、それから不審者等でございます。それで、これまでも一番大変だったというふうな、その時々が一番重大な事案等を重点的にしながら進めてきているわけですが、今年度もその毎年の反省に立って進めているというふうに捉えております。今年度は、たしか地震想定で1回春にはやっていたと思うんですが、ちょっと確認まだしていません。

6番 実施していると思いますので、小学校、保育園もあわせて適正な指導といいますか、学校のほうにやっていただきたいという話をしてもなかなかできない、また学校自体だけではできないのかなと。やっぱり専門職といいますか、専門の担当者といいますか、そういうそれに精通の方が一緒に指導してくださなければなかなかうまくいかないものだと思います。そのあたり含めまして、今後学校関係の訓練にもよろしくお願いをしたいと思います。

次に、さっきの活断層の話でございますが、町長の答弁にもございました5月29日の新聞報道を皆さんご存じかと思いますが、活断層上にある県内自治体所有の施設の記事がございまし

た。本町では、先ほどございましたが、本庁の第二庁舎、あと中央公民館が活断層上にあつて耐震化になっていないということがございます。第二庁舎は、前からちょっと移転の話もございますが、中央公民館は避難場所にもなっております。早急な対応が必要かと思いますが、このあたり町長どうでしょうか。

町長 その点については、斎藤議員のおっしゃられるとおりで、どのように今後していくかというふうなことがあります。中央公民館を耐震化するという一つもあります。ただ、老朽化というふうな部分の中で、今後そこにまた耐震、活断層上にそのまま避難所として耐震化するためのものでいいのかどうかという議論も、内部の中ではなっております。そういったところを相当検討しながら、どのようにしたらいいかということを考えていかないとだめかなというふうに思っているところです。まずは、避難所の指定について、特に地震の場合についての避難所としての指定というもののあり方を見直していかなければだめだというふうに考えているところでございます。

6番 先ほどの報道でございますが、5月29日の山新の報道でございますが、あのような報道があれば、耐震化になっていない、ましてや避難場所であるという報道がなれば、町民は不安になると思います。ましてや、中央公民館のご近所の方々は、あれが崩れてきたらどうなるんだろうと不安になると思います。5月29日の新聞の中にもございますが、住民の不安感をあおるということで、そういう理由で非公開にしている市が2つございます。こういう対応をしている市もございます。舟形はもう公表してございます、耐震もなっていないと。そのあたりは、中央公民館のご近所の方々も含めまして全町民の方に説明をする義務があると思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

町長 公表しないのが町民に対する配慮なのかどうかということについては、県のほうの施設も最初非公表というふうなことでいって、最終的には公表したという経緯もございます。そういうところも踏まえて、舟形町としては明らかにしたところでございます。明らかにして、当然斎藤議員の言われるとおり住民の不安が募ったということは間違いないと思いますので、それらに対する説明というのはやはりしていかなければいけないというふうに思いますし、まずはやっぱり今後その中央公民館のあり方というものをどうしていくかということもあわせて検討をしていかなければならないというふうに思いますので、財政的なところもございすけれども、まずは町民の不安というものを取り除くための施策を第一義的に考えていきたいというふうに思っております。

6番 あわせまして、第二庁舎でございますが、移転をするという計画ございますよね、ないんですか。もしあるのであれば、急いでやらなければいけないと思います。ご存じのとおり、第二庁舎には我々のライフラインである道路関係と上下水道関係の部署が入っております。もし何か災害があった場合、その部署にはそういった関係のデータがかなり保管されていると思

います。そういうことも踏まえますと、もし移転の考えがあるのであれば早急な対応が必要かと思いますが、そのあたり移転の考え等含めましてご質問します。

町長 ちょっと私のほうで、移転の計画があるかどうかは記憶してございませんので、総務課長のほうより答弁をさせていただきたいと思います。

総務課長 第二庁舎については、ご承知のとおり耐震化はされておりませんで、耐震化をしなければならないというふうな状況にありますけれども、かなり庁舎が古いというふうなことで、移転をしなければならないというふうに捉えているところですが、また町のほうの方針決定には至っておりませんけれども、町のほうとしては、今防災センターも整備しなければならないのではないかというふうなことで、国・県のほうに、単独で億以上のお金がかかる施設でございますので、なかなか難しい状況にあります。そういったことで、防災センター、それから防災無線の更新について、今国のほうに要望しているところですが、ご承知のとおり役場の裏のほうを防災センターということで考えておりますけれども、そちらのほうも役場、活断層50メートル以内ということで、そこがよろしいのかどうかというふうなことも考慮しなければならないという状況になりました。

それと、今国道の歩道の拡幅工事が想定されていまして、できればそれにかかれば、移転補償費用をいただきながら第二庁舎の整備費にも充てられるということもありまして、その状況も少し勘案して検討したいというふうに考えております。ただ、今回の報道によりまして、その辺の判断を早目にしなければいけないのかなというふうには考えております。

6番 大変詳しく総務課長がそういうふうに説明してくださる反面、町長は全然関知していなかったというのは遺憾だと思います。はっきりとここに第二庁舎が耐震になっていないという公表がなっているわけですから、そのあたりから考えれば、もうそのあたりで町長が判断をして次の策を打つべきだと思いますので、よろしくお願いします。

次に、別の質問をさせていただきます。平成22年3月に策定いたしました舟形町建築物耐震改修促進計画の中にあります町公共施設の耐震化についてでございますが、27年度を目標に100%にしたいという計画が載っております。今話をしていると、第二庁舎なり中央公民館は耐震化になっていないという現実でございます。そのあたりにずれが起きてございます。そのあたりのずれについて、その計画書との今後のあり方について、町長のお考えをお伺いします。

町長 計画とのずれがあるというふうなことでございまして、確かに本庁舎については耐震化工事をしております。その後、中央公民館とか第二庁舎をする予定だというふうな話は聞いておりますけれども、それがなされてこなかったという事実がございます。私はこの2月26日から就任したというふうなこともございまして、今ご指摘のことがあるのであれば、それらに対して早急に検討していくというふうな方向で考えていきたいというふうに思います。

6番 2月に就任されて、前のことはわからないという話でございますが、こういう防災といい

ますか、いつ来るかわからない、こういうものに対しては早急に取り組んでいただきたいと思います。

先ほど町長からもございましたが、新庄盆地断層帯でございますが、その先に沖の原、長者原があります。その地区にそれぞれ公民館がございます。先ほど申し上げました避難場所になってございます。これは耐震化になっておりますか、もしなっていないければ、今後町内会に全て任せてしまうのか、町として何か先頭に立って改修なり何か手助けをしていく考えはあるのかお伺いします。

町長 耐震化については実施済みだというふうなことでありますが、ただ木造の段階で、例えば西堀の公民館、それから木友の公民館もそうでございますが、あれだけの集落数の戸数を一気にそこで避難できるかといったら、それはかなり無理があるだろうというふうなこともあります。通常の、例えば地震災害以外の想定避難場所としては、そこが適当だというふうには思いますけれども、地震災害の広範囲の避難、被災というふうなことでなったときに、その地区公民館が一時避難場所と、一時的なものであればというふうなことはあるでしょうけれども、それ以降の避難場所等々の考え方については、もう一度検討をしなければならないのかなというふうにちょっと思っているところでございます。

6番 そのあたり、先ほど申し上げましたように急がなければならない事項かなと思います。今避難場所の話が出ましたが、町のホームページに災害時の指定避難場所というのが掲載されております。これはいつ時点の掲載の内容なのでしょうか。町長が2月からであれば、わからないのであればわかる課長からでも結構でございますが、全然更新されていないのではないかと思います。もう存在しない施設なり場所なりが掲載されておるような気がします、そのあたりどうでしょうか。

町長 それでは、総務課長のほうから答弁をさせていただきます。

総務課長 これについては、平成26年3月で防災計画をつくっておりますので、その時点の施設というふうなことで捉えていただきたいと思いますというふうに思います。今担当のほうに指示しているのは、防災計画、そここのところになくなった施設、堀内の交流センターとかなくなっているところもありますので、そういったところについて見直すように指示はしておるところです。なお、今ホームページのほうも改正されていないというふうなことで、あわせてそちらについても至急改正するようにしたいというふうに思います。

なお、公民館等については、避難場所についてはカラー写真の図面と、行く方向と、行き先と、そういったものを公民館のほうに掲示をしています。それから、各町内の世帯にも全て町内会、町内ごとに避難場所等についてどの方向に、どこに行けというふうなこと指示しているものも配布しております。なお、先ほど答弁にもありましたように、防災の資料も改めてこの4月にお渡ししている、それらを参考にして避難していただきたいというふうなことで

あります。防災計画については、至急改正する方向で見直しをいたします。

6番 ホームページで見る限りは、災害避難場所のお知らせとございますが、かなり古い状況でございますので、早急に対応していただきたいと思います。こういう小さいこと一つ一つが、防災意識を高めることかなと私なりに思っておるところでございます。今の若い方々は、防災計画書なり防災ガイドブックですか、それを手にとって見ないと思います。今の方々は、皆パソコンなりスマホなりタブレットというんですか、あれですぐぱぱっと見るような仕組みになっているようでございますので、ホームページ上で掲載するのであれば、一番新しいといえますか更新をして直近の内容で掲載をしていただきたいと思いますところでございます。

済みません、時間がないので次の質問に移りたいと思います。

次に、廃校舎利活用でございますが、答弁の中で活断層上にあるということでございますが、耐震化になっておるわけでございます、そのあたりも考慮しながら、大きな金をかけて宿泊施設にしてほしいというわけではなくて、ほかの町村の施設も見ていただきながら、地域の活性化につながればなということで私は提案しているものでございます。私の資料がちょっと古くて申しわけありませんが、文科省の調べによりますと、2000年から2013年度まで12年間で、全国で廃校になった学校が5,800あるそうでございます。そのうち6割の3,500が再利用され、少なくともそのうち18都道府県で29校が宿泊施設になっているという情報もございます。全国的に見ればそんなに多い数ではないかもしれませんが、こういうことをすることによって地元とのつながりといいますか、よその施設を見ますと、地元の農家の協力を得ながら体験農業などを組み入れているというふうな話もございます。このあたりから、私は地域の活性化に結びつくのではないかなという思いで提案をしたものでございますが、町長のご意見をもう一度伺います。

町長 先ほども申し上げましたとおり、一つは活断層上にあるというようなこともございます。

それから、やはり町のほうの施設としては体験実習館、コテージ等がございます。これ以上町として、その地域活性化の名のもとにいろいろな施設をしていったときに、運営経費等々の問題もございますし、それを例えば民間の会社さんがやっていただけるというようなことであれば、それも可能かとは思いますが、行政は経営手腕もございませんし、経営観念も今までの経過を見てもいたってないと申しますか、そういう状況が多いのかなというふうに思います。そういったところを踏まえて考えますと、新たに宿泊施設をというふうなことについてはなかなか難しいのではないかと。ぜひ、そういったことでその施設を活用する民間の方がいらっしゃるのであれば、大いに活用していただくことについては全然問題はないというふうに思いますので、そういった方々をご紹介していただければというふうに思っているところでございます。

6番 体験実習館もコテージもあるのは承知の上で申し上げているわけでございまして、ああいふ施設と学校という違った感覚での宿泊はどうでしょうかと言っているわけです。あの学校の

中、教室を全部壊して新しい1個ずつの部屋をつくってはどうかというのではなくて、その部屋、教室を生かして、ただ間仕切りをするぐらいのそういう簡単なものでもいいのではないかという提案でございます。そのあたりもよろしくをお願いをしたいと思います。

時間がないので1点だけ最後にお伺いします。先日の臨時議会におきまして、若あゆ温泉の大規模改修を今後考えているという話がありました。以前から提案しております若あゆ温泉に併設した宿泊施設という話がございますが、森町長の見解をお伺いします。

町長 温泉としての中で振興公社が宿泊施設まで経営するというのは、なかなか経営上も難しいのではないかというふうに思います。ただ、いずれにしても舟形町で会議をしたときに、宿泊施設がコテージに限られるというふうなこともございまして、何とか新たな地方創生の中で、補助事業の中でそういったものが取り組めればというふうなことで国のほうにお願いはしておりますが、なかなかいい返事はいただけないような状況であります。しかしながら、現状を踏まえつつ、それらについても検討していきたいというふうに考えているところでございます。

6番 時間が来たので終わります。

議長 時間となりましたので、これで6番斎藤議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 それでは、休憩前に復し、会議を再開します。

なお、6月、9月定例会においては、上着の脱着は自由になっております。暑い方は上着の脱着は自由をお願いします。

それでは、一般質問を再開します。

3番 それでは、通告書に従いまして「産業振興で地域活性化を」と題しましてご質問いたします。

舟形町総合発展計画の基本理念の一つに、産業振興と地域活性化がうたわれています。猿羽根山地蔵尊、清流小国川、若あゆ温泉、縄文の女神と観光資源はありますが、ただ通りすがりになっていないのか危惧しているところです。地元で経済的効果を生まない限り活性化にはつながらず、観光基盤の整備が喫緊の課題と思います。

特産品の開発、飲食、休憩場所等さまざまな施設も必要と考えます。観光審議会の中でも議論されていることとは思いますが、清流小国川をどう活用していくかが大きなポイントだろうと思います。小国川漁協との協議が当然必要になりますが、観光やな場の設置を検討してはどうかと思いますが、町長の考えを伺います。

また、地元の特産品、加工品、水産物、山菜等の販売はもちろん、雇用促進、交流人口増加

のためにも道の駅設置の考えはないのか伺います。

町長 3番石山和春議員の「産業振興で地域活性化を」についてのご質問にお答えします。

平成22年3月発行の町総合発展計画の中に、農林水産業の振興に加え、商業、企業誘致、観光の振興についての基本方針とその施策が示されています。観光振興の主な施策としては、観光交流人口の増加、町民の観光意識の醸成、あゆっこ村や松原鮎を活用した受け入れ型観光の推進など、収益性の高い観光の推進や新たな視点に立った観光魅力度の向上などがあります。また、産業振興と地域活性化を結びつけるための具体的な推進計画が示されています。

町の観光客数は、平成26年度で約31万人となっております。内訳では、若あゆ温泉で14万人、猿羽根山公園で1.2万人、アユパーク河川公園で4.2万人、県民ゴルフ場で2.8万人、各種イベントで4.4万人、その他松橋わらび園等で4.4万人、特に若あゆ温泉は県内でも高い位置にランクされています。また、縄文の女神に関する地域資源を活用したイベントや教育旅行の受け入れ、児童交流等を加えますと、県内外からの多くの方々が訪れ、自然・食・文化などの魅力を感じていただいていると思っております。

町の観光資源となる素材は数多くありますが、宿泊できる施設が減少したことや、後継者不足による地元商店の廃業、飲食産業の減少などがあり、地域と一体となる取り組みもないことから、経済効果も極めて低いものとなっております。地域の総合力を生かした観光・交流活動ができる体制を模索しながら、引き続き観光振興と産業振興に観光関係者や関係機関と連携し、具現化に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

小国川を活用した観光振興につきましては、これまで東京都港区東麻布地区の子供たちや仙台五橋中学校の体験学習受け入れ、広域的な体験ツアーなどの体験観光の受け入れなど、若あゆ温泉をはじめとした関係団体と連携し、交流人口の拡大を目指してその取り組みを実施しているところでありますが、議員指摘のように、地域への経済効果は期待できない状況であることも事実として認識しております。

平成26年度に、最上小国川の内水面の振興を図るべく、県及び最上町・舟形町、地元小国川漁協と鮎取扱業者による組織「最上小国川清流未来振興機構」を発足し、具体的な計画策定と事業実施に向け取り組んでいるところであります。

議員提案の観光やな場設置を検討してはとのことですが、最上小国川流域の地域振興計画策定段階や町観光協会でも、観光やな場の整備について話題として挙げられましたが、運営形態や漁業権行使規則との調整、施設整備に係る経費やその後の施設維持管理、漁業を営む民間の方々からも実施の意向がないことなどを考えますと、現段階では難しいものと判断をしています。鮎は町の特産品でありますので、今後とも小国川漁協や鮎を取り扱っている漁業事業者や山形県を含めた漁業関係者、最上小国川清流未来振興機構とも連携しながら、最上小国川流域の振興発展に努力してまいりたいと考えております。

次に、「道の駅設置の考えは」についてですが、このことについては、平成26年12月議会で6番斎藤議員によりご意見をいただいた経過があり、道の駅そのものの有利性を理解しつつも、財源の確保の面や、町単独ではなく最上地域全体で検討していくことが必要であると判断されています。産業振興や観光振興を目指し、広域的に資源を提供できるような対応で考えていく必要があると考えております。以上です。

3番 今後成長が期待できる産業の中で最も早く取り組める産業といえば、観光事業がその筆頭に位置しているというふうに言われております。地域活性化や経済成長の星とまで言われ、各自治体も観光振興に深く関与しているのが実態であります。ただいまの答弁で、観光やな場について、運営形態や漁業権行使規則との調整、施設整備に係る経費等々があり難しいというふうなことでありますが、これまで運営形態や漁業権行使規則の調整はどこまでやってきたのかお伺いいたします。

町長 まず、観光やな場についてですが、昭和58年に現在の十二川原の多目的広場をつくったそのあたりから、観光やな場の話はありました。もう既に30数年その観光やな場の話は出ております。しかしながら、現在に至ってできていないというのは、一つはそういった主体的に管理運営・営業をしていただける、そういう方がいらっしゃらないというようなことだと思います。先ほども申し上げましたが、町の実力、経営観念それからそういった運営というようなものでいくと、とてもそれを運営していく能力は町にはないというふうに考えておりますし、こういったことについて、改めてもしやっていたら業者さん等が民間の方がいらっしゃれば、それは漁協さんのほうとも県とのほうともいろいろと私のほうでも協力しながら進めていく覚悟ではございますけれども、今現在の中で、町で観光やな場をやれというふうなことがあったとしても、それはなかなかできないことというふうに思いますし、私がこの間も申し上げていますが、町の一番発展できる産業としては、観光ではなく農業というふうに思っております。事実、観光で生活をしているという方は舟形町にはおられません。その中で、観光というものが果たしてその町の将来的な中心となる産業としてなり得るかどうか、今現在の鮎の釣り客を中心とした、そういった小国川の使用法といいますか利用方法、それらの交流人口で2次的にいろいろ舟形を知っていただいて、舟形を好きになって、舟形のものを買うとか、ふるさと納税に参加していただけたらとか、そういった形の中でしかない。直接的に観光の中でそういったものが舟形町に潤うと、経済効果があるというふうには、今現在のところ私は考えておりません。

3番 ただいま、非常に重要な答弁をしたと思うんですね。というのは、農業は一生懸命やると、しかし観光では町はもっていけないんだと。農業を全員がやることはできないんですね。舟形町民全員農業やることできないんです。そういう面で、もちろん農業は大事です。そういうふうな面で、農業に力を非常に入れるというのはわかりますけれども、そういうふうな観光面に

も力を入れていかなければ、舟形町どうやって暮らしていくのですか、どうやって生活するのですか。舟形町の町民、みんな農業するわけにいかないでしょう、だって。そういう面で、いろいろなものを、いろいろな産業を育てていかなければいけないのではないかというふうなことで私は質問しているわけです。

それから、舟形町ではとても観光やなの運営はできないというふうな答弁でしたけれども、舟形町ではどのような機関とやな場を設置することができるのか、できないのか、これまで協議した団体というのはありますか。

町長 私の知り得る段階では、団体と協議したということはございませんが、もし産業振興課長のほうで協議した内容等があれば補足していただきたいと思いますが、農業が全員やれないから、じゃあ観光だと、では観光やな場を設置して、どれだけその観光やな場に舟形町民がかかわって、しかも収益があるのかという費用対効果も十分にこちらのほうで調査しないとできないことだというふうに思います。簡単にその観光やな場で観光振興、地域の活性化というふうなことは、短絡的には出ますが、実際それをやって、どのぐらいの本当に町のメリットがあるのか、その辺を十分に調査しなければ、やはり100万円、200万円でできる観光やな場ということではございませんし、やはり県のほうの河川課の通例でいけば、施設をつくれば、その利用期間が終われば撤去すると、それでまた設置するというようなのが原則なはずです。そうした場合に、その費用を賄えるだけの、維持管理を賄えるだけの利益がそこで上がるのかどうかというふうなことだと思います。それにもまして、舟形町に観光やな場があつて、それでお客さんがいっぱい来て商店が潤い、宿泊施設が潤うというふうなことであれば、2次的なものとしてそれを活用するということもあるかもしれませんが、今現在の中でそういったことを明確になっていない中での観光やな場というのは、申しわけございませんが今のところ考えられるというふうなことではないのではないかというふうに思います。

産業振興課長のほうで、もしそういった協議をなされている団体等があれば補足してください。

産業振興課長 関係団体というふうなことですけれども、いつごろというふうなことについてはちょっと明確な回答できないんですが、以前観光協会と、それから小国川観光さんが観光協会の一員でもありましたので、そのときにそういう話もあつたというふうなことは記憶として残っております。さらには、漁協さんのその定款の中にも、小国川流域、最上から舟形まであるわけですが、そこには観光やなを6基しかつくつてはいけないというふうな定款もありますので、その辺の調整もしないとまずいのだろうというふうなことは確かに出たというふうなことがあります。いつごろ、あとほかの団体というふうなことになりますと、今のところでは観光協会の中で話されたというふうなことしか承知していないというふうなところであります。

3番 そうしますと、どこともこれは協議はしていないというふうなことになるわけですね。

その協議もしていないのにもかかわらず、頭からもう、私はただ提案しているんです、こういうふうなことはできないでしょうかねという提案をしているんです、頭からこういうふうになんて決めてしまったら何もできないんですよ。ほかに何かできるんですか。いろいろ提案を聞いて、各団体あるいは県、そういうところと協議をした結果、どうしてもこれはだめですよと、これは無理ですよというのであれば、私はわかります、何も。何としてでも、是が非でも舟形に観光やな場をつくらなければだめだと言っているわけではないのです。だから、協議もしない入りの時点でもう拒否してしまったら、何もできないではないのですかという話なんです。その辺どうですか、町長。

町長 観光やな場の必要性があるというような民間業者さんがあれば、それは私のほうでも、先ほども申し上げましたとおり県なり漁協さんとの交渉にも入りますけれども、今石山議員のほうから提案を受けただけで、町のほうで検討するということはないと。先ほど申し上げましたとおり、30数年来その観光やな場の件についてはいろいろと話も出されました。しかしながら、実現に至らなかったというのは、それなりの維持管理費の問題とか収益性の問題とか、それらのことがあったのではないかと思います。今現在の中で、やらないということではございません。ぜひ、そういうことをやりたいという方がいらっしゃれば、私のほうでも積極的に県なり漁協さんのほうとの仲介に入りたいと思いますが、町自体としてその観光やな場を運営し、その収益を上げるというようなことについては、今いろいろな事業の中で取捨選択していった場合に、優先順位がどこなのかということを考えたときに、観光やな場が上位に来るというようなことよりも、この町にしっかり住めるための冬期間の除雪等、そういったものをしっかりとやっていくほうが私は優先順位が上なのではないかというふうに考えているところでございます。

3番 ただいま町長のほうから、30数年前からこういう観光やな場についてはもう議論があったんだというふうなお話でございます、確かにそうなんですよね。しかし、バブル期の観光開発、あるいは旅行業者に頼り切った集客から、今は大きく観光産業もさま変わりをしているんです。そういうふうなさま変わりをしている中で、2000年以降、地域のありのままの魅力を観光に活用するいわゆる着地型観光、これが主流になってきているんです。こういうふうな中で、ただいま町長が言われたように難しいかもしれません。でも、話をしてみても、いろいろな団体あるいは県、いろいろな機関と話をしても、別にこれ何か町にとって不都合なことはあるのですか。

町長 先ほど来から申し上げましたとおり、町で積極的にその観光やな場を設けるという今の段階ではないというふうなことでございますので、ただぜひやりたいという方があれば、それは県なりそれから漁協さんのほうともよく話をしていきたいというふうには思いますが、何回も

言うようですが、今一番大事な政策的なものとして考えているのは、観光やな場というものが上位には来ないと。町で積極的に観光やな場をつくるための、例えば工事をするためだけであれば、県のほうそれから漁協さんのほうとかけ合うかもしれませんけれども、それを管理運営、収支をどうやっていくか、誰が運営するのかというふうなことについては、やはり町ではできないというふうに思いますので、その点についてはぜひ民間業者さんを紹介していただくなり、やる気のある町民の方がいれば、その方をもってその応援をしていきたいというふうに思います。

3番 施設整備に係る経費あるいは施設の維持管理の経費がかさんで、これはできないんだというふうな答弁もありました。この経費というのはどのようにして試算なさったのですか。

町長 試算はしておりません。石山議員のほうで試算している資料等があれば教えていただきたいと思いますが、少なからず建設費のコスト、それから維持管理のコストを考えると、安い金額でないことは想像できるものというふうに思っております。

3番 町長、あのですね、入り口で話もしないで漁協とも話はしていない、県とも話はしていない、こういうふうな私は提案をしているんです。そういうふうな中で、施設整備に金がかかる、維持管理費に金がかかると、だからできないんだと。試算しているかという、試算もしていない。根拠なしに入り口で全部ストップなんですよ。じゃないですか、私はそう思います。それだったら、例えば漁協であれ、近いところといえば県よりも漁協でしょうから、漁協とちょっと話をしてみるぐらいの気持ちはおありにならないんですか。

町長 何度も申しますとおり、今町のほうで観光やな場を必要としているというふうなところはございませんので、石山議員さんから提案がありましたけれども、その観光やな場を設置した段階でどれだけ町にメリットがあるのかということをご提示いただいて、こちらのほうでも十分検討できれば、そういったことも可能かと思えます。そういったことを教えていただければというふうに、私のほうでは思っているところです。

3番 では、今資料を持ってきていないのですけれども、私のほうでさまざまな、例えば漁協とかそのほかの団体ありますね、そういうふうなところで話をさせていただいて、もしそこで資料があれば町長のほうにお渡ししたいというふうに思います。

続きまして、道の駅の設置についてご質問いたします。

最上地域全体で検討していくことが必要であると判断されているというふうな答弁ですが、この判断というのはどこが判断したのかお伺いいたします。

町長 26年の12月議会で、6番斎藤議員の質問に、前奥山町長が答えている内容でございます、ということです。

3番 いや、町長もし、当時町長ではなかったわけですから、町長おわかりにならないのだったら、どなたかおわかりになる方いらっしゃるのですか。

町長 今申し上げましたが、その当時そのようにお答えをしているというふうなことです。やはり、一つの町で道の駅をつくるということで、財政的に逼迫しているという状況があるというようなことを当時の奥山町長も話をされております。その状況については、何ら変わらないものというふうに思っております。ただし、県のほうでも2020年までに現在の道の駅の数进行倍近くふやすというふうなことで、いろいろと県の単独の施策等も展開しているようです。その中で、道の駅に合致すればというふうなことであれば、町のほうでもというふうには考えております。ただし、やはりいろいろとその道の駅のための条件というのが当然ございます。24時間使用できるトイレとか、十分な駐車できる駐車場の広さとか、それから情報発信・観光発信等ができるというふうなことが一つ言われております。

その中で、舟形町単独でもというふうなことが可能かどうか、先日県の上坂県土整備部長が来られたときに、いろいろそのことについてもお話をしました。やはり、単独ということについてはかなり厳しい面を持ちながら、できれば最上郡の南のほう、要は舟形町を中心に最上町、それから大蔵村というふうなことですという方法も一つありますよねという話で、実際にちょっと最上町の高橋町長、それから大蔵村の加藤村長とも道の駅の構想についてお話をさせていただいたことがあります。しかしながら、最上町さんのほうについては、川の駅を道の駅にしたいというふうな思いもあるようです。大蔵村さんについては、やっぱり主要な道路から一歩離れているというところもありまして、道の駅構想についての話は今のところさほど積極的ではなかったというふうなことでありますので、やはり道の駅というもののあり方というものについては、いろいろと検討をしなければいけないと。

町としても、上坂部長のほうからは、わざわざ行く道の駅もありますよと、さらには今ある施設を道の駅化する方法もありますよというふうな提案も受けました。一つは、産直まんさくを中心とした、それを改造した中での道の駅というのものもあるでしょうねと、さらには温泉群を一带を道の駅としたその道の駅構想というのものもあるのではないのでしょうかと、その辺については町さんの考え方の中でいろいろなことを検討なされてはいかがですかというふうな提案もいただきました。

その中で、今のところ補助金が上限500万円というふうな中で、どの程度のものができるかというふうなことがあると思います。その中で、自分たちの中で足元にあったといいますか、しっかりと自分たちの分相応といいますか、そういったものの中で道の駅というものを考えていくものなのか、それとも前町長も言うておられましたけれども、県立博物館の分館とあわせたその道の駅構想というものもあります。その辺については、今後どのものがいいのか、ただし県立博物館の分館とあわせてとなると、その辺は県とも絡みもございまして、すぐという話でもないでしょうから、そういったところの中で、道の駅を何としてでもきちんとして黒字経営をしていくための施策というものをしっかりとした上で、検討した上で取り組まなければなら

ないと。道の駅をつくったからといってすなわちということではないですし、先日庄内町のほうに行ったときに、風車市場ですか、そのところを見てきました。もうでき上がっているのかなと思ったところ、できておりませんでした、その際には既存の産直施設の建物そのままありまして、その脇に多分トイレだと思うんですが、増設する部分の基礎工事と駐車場工事がありました。やはり、既存の施設を活用した形の中で道の駅というふうなことをやっているのだなというふうに、ちょっと認識をしてきたところでございます。以上です。

3番 ただいま町長が答弁で述べられたように、最上町では川の駅を道の駅にしたいんだというふうな構想があるんだというふうなことは私も伺っております。それから、これも今町長おっしゃられたように、既存の施設を道の駅にするというふうな考えもあるんだというふうなことも私伺っております。そういうふうな中で、町長の答弁では最上地域全体で検討していくことが必要だというふうなことをおっしゃいました。でも、最上町ではもう川の駅を道の駅にしたいんだと、最上地区全体ではないんです、もう最上町ではそのように、そういうふうな構想をもっているんだというふうなこともあるわけです。そういうふうなことを考えますと、平成26年12月議会で斎藤議員がこの道の駅構想には質問もしております。その後、斎藤議員から質問があった後に、どのような対応をとったのかお伺いします。

町長 その段階でも、多分道の駅についての構想についてはいろいろと、分館構想とあわせたというふうなことの中で若干の検討はさせてきたというふうなことだと思います。実際に、道の駅についての、またこれも必要性という話になるのでしょうけれども、やはりその道の駅で何を求めて、誰が必要なのかというふうなところをしっかりと把握した上で、そのニーズに応えていく施設でなければ、これはできないものだというふうに思います。町が一方的に、こういうものをつくるというふうなことをつくったにしても、その利用する方々からのニーズがなければ、やはり経営的には厳しい状況になりますし、最上町さんの川の駅については既に民間の企業の方が営業をしていると、そこを改造した中での道の駅構想というふうなことでもございますし、舟形町の場合については一からというふうなことでもあります。さらには、新庄市は新庄市の中での道の駅構想もあるようですし、金山町は金山町の道の駅構想もございます。そういった中で、やはり最上8市町村というのは一括でというのはかなり難しいようです。そうした場合に、舟形町でできる道の駅についての検討をこれから進めていくという形でございますので、よろしくお願い申し上げます。

3番 地元企画型あるいは観光商品の開発、いわゆるご当地グルメとかあるいはB級グルメとかこういうふうに言われるものが、日常的な食べ物、地元ならではの食を楽しむ企画も道の駅として可能ではないのかなと私は思っているわけなんです。そういうふうな中で、やはり既存の施設を利用した道の駅というふうな、町長がそういうふうなことを考えておるならば、そういうふうなものでも結構だと思うんですけれども、ぜひこの道の駅の、国道の近くにつくると、

必ずつくらなければならないとか、高速の近くにつくらなければならないというものではないでしょうから、ぜひその辺の検討をしていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

町長 27年に策定しました人口ビジョン総合戦略概要版という中で、住民が誇りと愛情を持てるまちづくりの推進という中で、道の駅検討組織の設立というふうなことであるようです。そういった中で、いろいろ検討なされていくというふうに思いますが、やはりB級グルメもそうなんですが、建物をつくってからB級グルメを探すというのではなくて、今現在あるものをどこで売るかというその建物があるべきものなのかなというふうに思っているところです。たとえ道の駅をつくってから、ではB級グルメで何を売りましょうと、新たにこういったB級グルメとして焼きそばを出します、何を出しますということではなくて、現在舟形町にあるもの、そういうものがしっかりと売れる場所というふうな中での道の駅というふうなことなのかなというふうに思います。それらを含めて、やはり今後の話としましては、しっかりうちのほうで出せるもの、そういったものをしっかりとした上で、道の駅のあり方というものを検討していくというふうなことでございますので、石山議員のほうからは貴重な提案をいただいておりますので、しっかりと検討を進めていく部分については進めていきたいというふうに思います。

3番 最初の答弁で町長は、これまで交流人口の拡大を目指して取り組みを実施しているが、経済効果は極めて低い、地域への経済効果は期待できない状況であることも事実として認識しているというふうに答弁なさいました。私も全くそのとおりだと思います。昨年10月に策定した総合戦略には、経済効果を生み出せる観光基盤の整備推進がうたわれています。今後どのようにして整備推進をしていくのかお伺いします。

町長 そこは、かなり難しい問題だというふうに思っております。交流人口は拡大しつつあるものの、第一次的に舟形町にすぐ経済効果のあるものというのはなかなか難しいと。交流していただいて、舟形町に来ていただいて、舟形町が好きになって、舟形町のサポーターなりファンクラブの会員とかになっていただく形の中で、舟形町の特産品である米とか鮎とか、そういったもろもろの農産物等も含めて買っていただけるような形になるのが、今のところは現状のかなと。イの一番に、先ほども言いましたとおり第一次的にすぐ現金収入、来たお客さんがお土産を買うように、第一次的な収入になるという経済効果はかなり厳しいものがあるのではないかと。しかしながら、それを諦めるわけでもなく、今既存のいろいろな施設を活用しながら、それからここにおられる議員の方々をはじめ町民の皆様方の英知を結集しながら、そういったものにあれば、ぜひ取り組んでいきたいというふうに思いますので、町としてもそういったことを諦めているわけでもなく、ただし今現状すぐに、100%それがV字回復するとか、好転するというふうな話ではないと思いますので、その辺については皆さんと一緒に協議をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

3番 時間がないので、最後の質問にさせていただきますけれども、観光振興あるいは産業振興、これはイコール私は経済効果だというふうに考えております。町長がどのようにお考えかわかりませんが、もし経済効果がなければ振興にはなっていないというふうに私は考えます。舟形町は、住民投票により自立の町を選択いたしました。最上地域全体でというのも、確かにこれ重要なことです。重要なことですが、町独自の特色を出してさまざまな事業を展開するというふうなことも、これ物すごく必要なことだろうと私は考えます。最後の質問ですが、この点について町長はどうお考えでしょうか。

町長 私も同感でございます。全て右倣えとか、長いものに巻かれろという意識はございません。しっかりと舟形オリジナル、ローカルスタンダードというものを確立しながら、舟形町の存在感を出していきたいというふうに思いますので、今後ともご協力のほうをよろしくお願い申し上げます。（「ありがとうございました。終わります」の声あり）

議長 以上をもって、3番石山和春君の一般質問を終結いたします。

2番 通告に従い質問をさせていただきます。

まず、1番目に「農業振興策を問う」ということで、政府においては平成29年を最後に、米の直接支払交付金を終了する見込みであります。このような状況下ではますます農業経営が大変な時代に入っていくようであります。そのような中、町長においては、選挙公約や町長就任後も農業の活性化に対して並々な決意をお持ちだと思われそうですが、その思いをどのように農業振興策に盛り込んでいかれるのかを、具体的な方針を含め町長に伺います。

続きまして、2番目としまして、「高齢者福祉」についてお聞きいたします。

第6期介護保険事業計画の中に一般福祉サービスがありますが、そのことについて質問をいたします。

舟形町においては、福祉サービスに力を入れ、町民もある程度満足していただいているようですが、高齢者が快適な生活を送ることが、健康寿命の伸長と、健康寿命と平均寿命の差を近づけることにもつながると思います。そのためにも、新たな福祉施策も含め、さらなるサービスの向上にどのように取り組んでいかれるのかを町長に伺います。

町長 それでは、2番小国浩文議員の「農業振興策を問う」についてのご質問にお答えします。

平成27年4月に農林水産省で示された新農政改革の施策の基本的な方針において、農業の持続的な発展に関する施策では、「認定農業者、認定新規就農者、集落営農等に対し、経営所得安定対策等の支援を重点的に実施する」こと、「農地中間管理機構をフル稼働させ、担い手への農地集積・集約化を推進する」こと、「米の需要に応じた生産を推進するとともに、水田をフル活用し、食糧自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を推進する」としています。さらに、中山間地域での農業の実現に向けての施策では、多面的機能支払制度等の着実な推進、地域住民等も含め、地域全体の共同活動により地域資源の維

持・継承を推進するとされています。また、生産条件が不利な中山間地域の特色を生かした農業を支える施策を進めるとされています。

農林水産省における米政策の中に、需要に応じた生産を推進するために、平成30年産からをめぐりに行政による生産数量目標の配分に頼らず、国が策定する需給見通しを踏まえつつ、生産者や出荷業者や団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるように、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組むこととされています。米の直接支払交付金、1反歩当たり7,500円は、小国議員指摘のとおり平成30年から廃止されますが、水田活用の直接支払交付金（飼料用米、地域作物等）は、現行どおり今後も継続的に支援されるものとなっています。また、米の需要数量は毎年8万トンずつ減少していく状況から、生産者や出荷業者・団体等が需要に応じてどのような米を幾ら生産・販売するかなどをみずから決められるようにすることで、経営の自由度の拡大を目指すように米政策の見直しが行われている現状となっています。

私の農業の政策については、3月議会で申し上げていますように、一つは売れる米づくりの推進であります。このことについては、出荷業者・団体の米販売戦略や品質の向上、安定生産技術の普及等生産者に求められる課題もありますので、意見交換会を行うなどの調整を図りながら、今年度中に売れる米づくりの生産販売体制を構築する推進組織の立ち上げを考えております。

次に、若者から高齢者までの生涯農業の支援であります。若者や新規就農者が安定した所得の確保ができ、生きがいの感じられる農業を支援したいと考えています。具体的には、個別営農相談所をJA新庄もがみ南部営農センターと連携して設置、初期投資に係る農業機械購入に対する事業の上乗せ支援、個別加工施設や機械器具に対する支援等、やる気のある農家への支援を行っております。

次に、園芸作物への推進であります。所得の安定を図るためには、園芸作物の産地化、売れる儲かる作物への転換の推進が必要と考えています。具体的には、担い手農家や新規就農者を対象とした認定農業者等経営転換支援事業や農業施設ハウス、農業資材、機械購入等に関する県単各種事業への上乗せ支援、産地交付金に係る対象作物の見直し、助成などを行っております。

平成30年度以降の町の農業のあり方については、町農業再生協議会で水田フル活用ビジョンを検討策定し、農家の方々の理解と関係機関との連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、「高齢者福祉」についてお答えします。

舟形町第6期介護保険事業計画に福祉サービスの推進を掲げておりますが、制度化されているものや舟形町独自のサービスも含め、他市町村にも引けをとらない高齢者福祉サービスを展開していると思います。

今期の介護保険事業計画では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年（平成37年）を見据え策定しておりますが、基本目標の一つに地域包括ケアシステムの構築を目指しております。これは、高齢者が住みなれた地域で生活を維持できるよう、行政や地域包括支援センターだけでなく、地域全体で高齢者を支え合い、自立を支援する体制を構築するものです。また、高齢者の方が生き生きと暮らし続けるためには、できる限り自分の力で生活することが必要であり、介護を要する状態となることを防ぎ、心身の状況を維持し続けられるよう、地域支援事業として介護予防事業を積極的に実施して、要介護状態を軽減したり悪化を防止するとともに、支援を要する高齢者の日常生活機能の維持向上を図ってまいります。

さらに、ことし3月に策定した「ふながた健康21」に基づき、健康寿命の延伸を図ってまいります。健康寿命の延伸を図るには、乳幼児期から高齢期に至るまで、それぞれの世代において「栄養・食生活」「運動習慣づくり」「心の健康づくり」等に個人・地域・行政が取り組む必要があります。それらを踏まえて、特に成年・高齢期に啓発や健診等により生活習慣病の発症や重病化予防対策を講じてまいります。

少子高齢化が進行し、人々の生活様式が変化・多様化している中、福祉サービスのニーズを把握しながら、個人・地域・行政の役割を明確にし、関係機関と連携して町民が主体となった健康づくりを推進していくことで、健康寿命の延伸につなげてまいります。以上です。

2番 それでは、質問をさせていただきます。

この中で、農業振興策の中で売れる米づくり生産販売体制を構築するとありますが、どのようにして年に6万トンから8万トンも売れなくなっているような状況下の中で、舟形町としてどのように売れる米づくりをやっていくのかお聞きしたいと思います。

町長 8万トンの減少については、やっぱり人口減少それから食生活の変化等があり、年々8万トンずつ減少しているところでございます。その中で平成30年から、要は生産数量の配分がなくなります。その生産数量の配分がなくなった中で、ではどうやって舟形町の農家が米をつかって生活をしていくかというふうな中で、売れる米づくりというふうなことを申し上げております。

その施策につきましては、今年度28年度についての米については、もう時間が過ぎてしまっているんで、これは無理です。29年産米の作付等々について、農協さんそれから出荷業者さん等と連絡調整を図りながら、うちのほうの農政班を中心に協議を進めていくというふうなことであります。その、例えば売れる米の種類、それからつくるべき米のあり方、当然おいしいお米は原則にありますけれども、さらに特殊米とかそういったものをどうやってつくっていくのか、その販売先はどうかというふうなところも含めて、今検討に入らせていただいている状況です。具体的に、29年産米の作付がどれだけふえるのかはちょっと微妙なところでございますが、そういった平成30年に向けての対応策を今から始めている状況でございます。

2番 売れる米づくり、やっぱり言葉で言うのは、文字を起こすのはそうでもないんですけども、実際に現場に携わったときに、やはりこれは本当に大変なことだと思われま。そんな中、舟形町においては、先ほど3番議員の質問の中にも出てきましたけれども交流人口、町長もわかりだと思いきれども、舟形町、この町は他の市町村に誇れるものがやっぱり交流人口だと思うんです。世田谷、港区、そういうところとの交流人口は絶対に負けないものもありますので、やっぱりそういうものも視野に入れて、ただ売れる米づくりといっても販路がなければ売れないわけでありまから、そのことも含めて拡大するような方向性がやっていけないのかお伺いしま。

町長 ただ交流人口でいくと、最上町さんとか温泉街を抱えているところについては私どもの比ではないので、ただ交流人口というところちょっと弱いところございまが、ただふるさと納税の返礼品の米の販売高というのは日本一になっておりま。しかも、「つや姫」ではなく「はえぬき」というふうなところで、その意義があるのかなというふうに思いま。

このたびも、ふるさと納税のサポーターが鹿児島と大分のほうにもおられるというふうなことで、約30名ほどだったと思いまが、その方が被災しているというふうなこともありまして、縁といいまるか、先ほど議員さんが言われたとおり、つながりを持たなければいけないというふうなこともありまして、このたび補正予算の中でも計上させていただいておりますけれども、それぞれの被災された方々にお見舞い品としてサクラamboを送りたいというふうなことで考えております。そのことによって、さらにその米とかそういったもののつながりもふえるのではないかというふうに思いま。

それらのことを考えてみますと、五橋中学校それから世田谷、港区の東麻布、いろいろと交流をしておりま。その中では、いろいろと米の販売についても伸びてきているところもございまし、出荷業者さんの中でもつながりもあるところがあるようございま。そういったところとふるさと納税のサポーターの方々のネットワークによって、その販売をしていきたいというふうに思いまし、一つはやっぱり、できれば契約栽培になるような形のものであれば、米の農家さんが春、田植えをしたときに米の値段、この米が幾らで売れるかという不安がなくなるというふうには私は考えておりますので、そのようになれば非常に舟形町の農家の方々も安定したその米づくりというものができのではないかというふうに思っておりますし、そのように努めていきたいと思いまが、舟形町だけではなかなかそれはできませんので、JA新庄もがみさんや出荷業者さん、米穀業者さんと連携しながら、こういったことを進めていきたいというふうに考えております。

2番 さすがにやっぱり町長、農家の方は毎年秋に米1俵幾らになるのか不安になるよりも、やっぱりそういうふう決められた金額、安心して米がつくれるというのは最高にありがたいことだと思いま。ぜひそこは進めていっていただきたいと思いまが、先ほどふるさと納税の

お話も出ましたけれども、3月議会の中でもふるさと納税の「はえぬき」に対して、生産者に利益の還元を考えていると町長答弁ありましたけれども、その辺のやつの道筋とか、これから取り組んでいくようなものができているのであればお聞かせ願いたいと思います。

町長 現在、議会のほうで報告できるほどのものができておりませんが、先ほど申し上げましたその売れる米づくり等々の話、打ち合わせの中で、当然ふるさと納税の返礼品のあり方についても、以前3月の議会で佐藤議員のほうからもありましたし、中小兼業農家の方々に還元できるような方向でというふうなお話もいただいております。そういったところも踏まえて、どのようにその返礼品が農家の方に還元できるのかどうかというふうなことで、今現在は直接は農家の方に還元できていなくて、農協さん、米穀業者さんのほうから町で買い取って、それで利益が出たものを農業関係の補助金等々の形で農家に還元しているというふうな状況であります。そういったものではなくて、直接何かに農家の方に還元できるものがあればというふうなことで、農政班それから米穀業者さん、JA新庄もがみさんと打ち合わせをしながらつくっていききたいというふうに考えているところでございますので、もうしばらくそのほうの検討については時間をいただきたいというふうに思います。

2番 ぜひやっていただきたいと思います。やはり、補助金とかにかぶせられても、なかなか農家の方は、何がふるさと納税で自分たちの利益になったのかわからないと。直接的な、これでこのくらいですよというものをやっぱり何としても構築していただきたいと思います。

また、農業問題ですけれども、私も農業をやっている一人として、私は米はつくっておりますけれども、園芸作物1本でやっているわけですから、町長の言うとおりの、やっぱり園芸作物というのは、これから米だけでなく舟形町にとっても収益の柱になる、大きな柱になるものだとも思っておるわけですから、その中でいろいろな園芸作物あります。前町長も、それなりに広く浅く、皆全部面倒見ていただいておりますけれども、これからは森カラーというものを前面に打ち出していくためにも、短期的に品目別に初期投資の段階でどれだけ支援できるのか、そういうものもやっぱり町長のカラーとして出していただきたいと思います。そういうことについてはどうお考えでしょうか。

町長 先ほど答弁の中でも申しましたが、認定農業者等経営転換補助金については、私が農政班長時代に考案した制度でもございますし、そういったものも一つは拡充するなりというふうなことではありますが、ただ舟形町として今まで少量他品目というふうなことで、いろいろな作物、舟形町に合うのはどれかというふうなことで試してきた経緯もございます。その中で行者ニンニクとかニンニクとか、そのぐらいかな、まず舟形町に根づいてきつつあるものもございます。さらには、アスパラとかネギとか、さらに収益の上がる作物等もございます。町としては、県のほうの指導のもと、ラズベリー等も生産しているというふうな状況の中で、それぞれやっぱり農家の、これをやりたいというものであれば、それを積極的に支援をしていきたいと。

ただ、つくることにたいしての指導だけではなくて、経営もしっかりと指導できるような形の中でそれを進めていきたいというふうに思っておりますし、個人的にはマイスター制度のようなものをつくって、ある程度新規就農者、いわゆる認定新規就農者については1年なり2年そのマイスターの中でいろいろ勉強していただいて、3年目からはもうある程度の規模の圃場なり畑というもののうちで収支がしっかりととれる、要は収益が上がって暮らしていけるような、そういう規模の大きさのものをしっかりと指導していけるような組織で出てくればなというふうに思っているところです。ぜひ、舟形町の農業を活性化して、納税していただける農業者がたんまりと出ていただけることが私の夢でございますので、ぜひそういったものについてはしっかりと支援をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

2番 何としても、やっぱり農業の活性化というのは喫緊の課題だと私も思っております。あと、舟形町、やっぱりこの最上地域というか、この気候風土というものをもう少し理解していかなないと、農家の方々も大変な、確かにサクランボもやって頑張っていらっしゃる方もいらっしゃいますけれども、東根や河北、村山に並ぼうとしてもなかなか厳しいものがあるのかなと思っております。しかし、逆に村山地区やあちらのほうでなかなかいいものがない、舟形、最上地区ではできるという農作物も出てきています。別にここでどれがいいとかとは言いませんけれども、そういうものをやっぱり探し出して、これは絶対にほかの産地がまねしても、気候風土だけはまねすることはできないんですよ、これだけは。ここは、やっぱり日照時間も村山地区から見ればぐっと少ないし、日照時間がないほうがいい農作物も中にはあるんです。そういうものをやっぱり探し出して、町として推進していくというお考えはおありでしょうか。

町長 まずは、私の知識の中でそういった作物等の知識がございませんので、その辺についてはうちの営農相談指導員の土屋さん、それからJA新庄もがみ等営農相談所をつくっております、その中でどういったもの、さらには産地研究室、それから農業振興課のほうの方々からのご配慮もいただきながら、そういったものがあればどんどん進めていきたいというふうには思います。ただ、やはり行政主導でいって、なかなかというふうなものについてはうまくいかない例もございますので、本当にやっぱり自分たちがこれをつくるんだというような強いやる気といいますか、意欲を持った農家の方があれば、そういったものについてはしっかりと応援をしていきたいというふうに思いますし、あわせてやはり健康寿命というふうなことを考えていきますと、定年退職後の60過ぎの方々に対してもしっかりとやっぱり農業というものを経験していただきながら、そこで収入が上がれば非常に健康寿命も延びるのかなというふうに思いますし、そういったその生涯現役農業といいますか、リタイア後の農業の方、そういった方々についても指導していければ、町としても非常に健康寿命の観点からいってもいいのではないかなというふうに思っておりますので、もしそういうすばらしい作物があるのであれば、ご指導いただければというふうに思います。

2番 ありがとうございます。それでは、次の質問に移させていただきます。

高齢者福祉についてご質問をさせていただきます。

子育て支援や舟形町に来ていただくための支援、最大で舟形町に家を建てて舟形町に住んでいただける方には200万円補助が出るよという話を、最上の町民の方から私のほうにお話がありまして、舟形町はやっぱりすごいなという話をも伺っております。これ、最大で200万円のやつ、誰か該当した方一人でもいらっしゃるのでしょうか。

町長 その点については、では地域整備課長のほうから答弁させていただきたいと思います。

地域整備課長 ただいまのご質問なのですが、町のほうではさまざまな補助金とか交付金とかご用意しておるんですが、私が担当してからは該当者がいないのかなと思っております。以上でございます。

2番 やっぱりハードルは200万円というお金ですから、いろいろなものの合算の中での話なんですけれども、やっぱりそれだけのお金、舟形町で出すんだと言われてたときに、やっぱり誇りに思いました。確かに、やっていることは間違っているとは言っているわけではないんです。ただ、舟形町がそれだけやっていて、逆からすると前から住んでいる方々にそれだけの支援はないわけですね。でも、それもやはり町の運営上、これから人口減少に向かって一人でも多くの町民を獲得したいという思いでそういうものをつくったのだなと思っておりますけれども、なぜそういうことを言ったかという、やっぱり今まで住んで、この町を築いてくれたお年寄りの方に、もっとこんなたくさんのサービスではなくても結構ですので、ちょっとしたサービスをまた新たにつくっていただけないかという提案の中の一つなんですけれども、今福祉タクシー券、80歳以上いただいておりますけれども、これは全部消化しているわけではないと思うんですけれども、大体消化率として何%ぐらい、7割とか8割ぐらい消化しているとかいうのがわかりだったらお聞かせください。

町長 福祉タクシーのほうについては、税務福祉課長のほうに答弁させていただきますが、最上町のチラシが先般新聞に入りました。その中では、300万円までの補助というふうなことで載っているようでした。やはり、いろいろと地方創生のかけ声のもと、人口をふやせ、都会からの移住者をふやせというふうなことで、そういう形になってきているというふうには思います。したがって、決してその舟形町の200万円が高いところにあるというふうなものにはならなくなってしまったというふうなことであります。

しかしながら、やはり都会からの移住者、人口をふやせといっても、ここに住んでいる人がやっぱり住んでいて住みやすいとか、それと住んでいて幸せだなと思うようなこと、そういったことがないと私はだめだと思います。今までいろいろな形の中で、よそから人を連れてくるというような施策を大分していたのですが、やはり私のスタンス的には、足元を見つめ直してしっかりとここにいる人たちがというふうに思っておりますし、例えばまだ具体策はないんで

すが、ベッカ対策と申しますか、次男坊、三男坊の方々が新庄や東根や天童で暮らすということではなくて、舟形町に住宅を建てるというふうなことがあれば、それは町として同じようにやっぱり補助金というものを考えていかなければいけないことだろうと思いますし、老人福祉のほうのサービスという観点では、先般ある方から、「お年寄り、車の乗れない人、それから足の悪い日となんかがバスを使うんですよ。年寄りというのは、バス停に時間よりも10分も20分も前に行っているんです。そういう昔かたぎの人が年寄りは多いです。そのときに、バス停留所に椅子がないです」と言われました。そういったことについても、ちょっとしたことでございますけれども、そういうサービスも必要なんだろうというふうに思います。都会から人口をふやすということもありますけれども、そういったきめ細やかな住民サービスというものが、いずれは大きな実を結んで、都会からも来ていただけるような形になるのではないかというふうに私は思っているところでございまして、まずはここに住んでいる人が雪の苦労を減らして住みやすい町になるような努力もしていきたいというふうに思いますので、特にその高齢者の方の屋根雪とか生活道路の除雪については、今年度新しくいろいろな事業を取り組んでおりますので、そういったところで生活の苦労を減らしていきたいというふうに私は考えておりますので、福祉タクシーの問題もありますけれども、そういったところからきめ細やかに対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

福祉タクシーについては、税務福祉課長のほうからよろしくお願い申し上げます。

税務福祉課長 高齢者福祉タクシー、ふれあい事業につきましては、5月31日でまだ出納整理が終わったばかりですので、9月の決算議会あたりではっきりさせたいというふうには思っていますが、大体6割方の消化率かなというふうには思っているところです。

2番 ありがとうございます。福祉タクシー、6割の消化率ということは、4割は予算的にまだ余っているというわけですね、執行していないんですから。それを、私の提案なんですけれども、お年寄り80歳以上、タクシー券は持っているけれども、理容店、舟形町の床屋さんの方々、商工会に加入していないらしいんです、組織としては。商工会は、プレミアム商品券とかそういうもので町の支援を受けておりますけれども、そういう方々が何もない。なおかつ、80歳以上の方に健康寿命と、やっぱり気持ちよく暮らしていただきたいという思いがありますので、年に2～3回で結構ですので、床さんの利用券の補助、2,000円や3,000円、1回につきそのくらいの金額ですので、年に2～3回、あんまり年齢下げると大変だから80歳以上、高齢者福祉タクシーと同じで、そういうものをしていただければ、タクシー券を使ってそういうところに行っていただければ、やっぱりあの業界もなかなか大変今厳しい状況にあるのも皆さんご存じだと思いますので、まず商工会に加入していなくても、舟形町同じ町民でありますし、そこで商売をやっているわけですから、そういうものにも目を向けてやっていただけないでしょうか。そういうことを提案したいと思いますが、どうでしょうか。

町長 新たな提案をしていただきましたので、その辺については利用する方々等のお話も聞きながら、今年度でという話はなかなか難しいかとは思いますが、来年度に実施できるかどうか内部のほうで検討させていただいて、どういうサービスがお年寄りにとってきめ細やかな福祉サービスとなるのか、そういったところを検討させていただきたいというふうに思います。

2番 ありがとうございます。前向きによろしくお願いします。

最後に、健康寿命の延伸を図るとありますけれども、やはりお年寄りというか舟形町の老人比率でもかなり高いものがありますし、老人クラブの方々、やっぱりそこに集い集まり話をしながら、いろいろなゲームとかいろいろなことをやっていただいておりますけれども、そういう方々をもっと町としてもサポートしてやっていくことが、まさに健康寿命の延伸につながるのではないかと思いますので、それも含めて支援の方法をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

町長 国のほうでは、1億総活躍時代というふうなことで申し上げているようでございまして、幾つまで働かせるんだというふうなご意見もあるようですけれども、ある意味やはり仕事を預けられて仕事の責任を持たせられるというのも、一つお年寄りの方にとっては生きがいとしてあるのかなというふうは思います。そういった意味で、先ほど申し上げましたとおり生涯現役農業というふうな形で、リタイアもしくは農家を息子さんに譲ったのだけれど、まだまだやれるよというふうなことであれば、新たな園芸作物等について取り組んでいただいて、自分のお孫さんとかに小遣いやれるぐらいの収益があれば非常にいいのかなと私は思っております。そういったところを通しながら、そういった園芸作物がふえれば、当然米とは違って人手が要ります。そういった中で、人材バンク等を結成していただいて、忙しい時間帯のパートというふうな状況でもいいでしょうし、臨時的な農作業の人夫といいますかそういった形でもいいので、そういう形の中でぜひ人として必要とされるという、そういう生きがいを持たせるような形であればいいのかなというふうには思います。

ご質問のその老人クラブ等々の話でございますが、老人クラブの加入率も年々低下しているようでございますし、そういった中でただゲートボールをしたり輪投げをしたりということではなくて、やはりすぐ何か生産とか収入に結びつくようなものの支援というものがあれば、そういったものも支援していければというふうに思っているところでございます。

2番 ありがとうございます。やはり、今町長が言ったとおり、私もパートをお願いして来ていただいている時期もあります。そうするとやっぱり喜んで、長い時間ではないんですけれども、やはり小遣い程度になればいいという考え方も確かにあることはあります。そういうものを含めて、やっぱりそういう農業の活性化というのは、生産するだけでなくそこに携わる、かわる人がもっとふえていけば、やっぱりそこで活性化につながるのかなと思いますので、何とかその辺これからも前向きに検討していただいきたいとお願いして、私の質問を終わらせてい

たきます。

議長 以上をもって、2番小国浩文議員の一般質問を終結いたします。

7番 それでは、私からは「町に観光戦略はあるのか」という主題の質問について、質問させていただきます。

昨年作成された舟形町人口ビジョン、総合戦略の観光についての質問をいたします。

町には、あり余るほど観光資源がありながら、なかなか生かし切れていない現状があるのではないかと感じています。総合戦略の中に、「観光を軸とした地域内経済循環の仕組みづくり」とあり、観光資源の磨き上げや新たな魅力の創出、オリジナル特産品の開発などを通して、観光客が町内観光を楽しみ、地元で経済効果を生み出せるように循環の仕組みを整備しますとしています。

その一環として、ことし1億5,000万円をかけて西ノ前遺跡の周辺整備をすることになっています。また、過去には観光物産館を若あゆ温泉敷地内から舟形駅へと移動し、駅を利用する客の取り込みや、駅から西ノ前遺跡へのアクセスも考えて移転しています。さらに、特産品の開発も少しずつ進んでいると思います。

こうした一連の観光資源開発の中に、猿羽根山の今後の整備計画と小国川へとつながる整備を進めれば、まさに歴史と自然が一体となった循環できる観光資源ができ上がるものと考えますが、町長はどのような考えですか。

また、総合計画の中に、道の駅検討組織の設置をするようですが、その進捗状況はどのようなになっていますか。

このような視点から、町には経済効果を生み出す循環の仕組みをつくる戦略はありますか。以上でございます。

町長 それでは、7番佐藤広幸議員の「町に観光戦略はあるのか」についてのご質問にお答えします。

町の観光資源として、猿羽根山、小国川、歴史、自然とも町を代表するものがあります。現在、猿羽根山に関しましては、農林漁業体験実習館や猿羽根山地蔵尊、さばね山そば、ぎやらりい悠里などの施設があり、民間の活力を生かしていただいております。町では草刈りや枯れ木の伐採などの環境整備や、鳥海山、月山、最上川を眺望できる立地から景観の整備とPRを行ってまいりました。特に、農林漁業体験実習館から南方の眺望は、「猿羽根山から見る月山と最上川の眺め」と題して、やまがた景観物語という県内33カ所の景観を紹介した山形県のサイトに掲載されており、現地においても看板や標識を立て、訪れた方々からは大変好評を得ているところであります。

また、小国川に関しましては、最上小国川清流未来振興機構において、小国川を中心とした振興策について振興計画を策定し、地域内の観光客150万人を目標に、その対応策について検討

を重ねているところであります。

町では、これまで猿羽根山や小国川をはじめとした豊かな自然と若あゆ温泉あゆっこ村などの観光施設を利用し、体験観光の受け入れを行ってまいりました。東京都港区や仙台市五橋中学校の野外活動、また少人数によるグループの体験観光の受け入れは、まさに行政と各種団体、地域町民の皆様のご協力のたまものであり、今後もこのような協働による取り組みをもって、町に訪れる方々をふやして交流人口の拡大を目指してまいりたいと考えております。

佐藤議員提案の猿羽根山の整備計画と小国川へつながる整備については、今ある施設や資源を生かすことが大切だと考えております。町の資源とは、自然や歴史、食などの生活文化に加え、町民一人一人の心が資源であり、一番の宝であると私は感じております。長年交流を行っている東京都港区、世田谷区、仙台五橋中学校、千葉県富里市根木名小学校などは、舟形町の宝に感動し、魅力を感じていただいているものだと思っております。舟形だからできる観光の取り組みがそこにあるものと考えております。

次に、町に経済効果を生み出す仕組みの戦略についてですが、やはりこの町の自然、歴史、食などの生活文化を活用した体験観光の推進やふるさと納税の取り組みによって町を好きになってもらいながら、交流人口の拡大を図っていくことが、町に経済効果を生み出す戦力の一つであると考えております。

次に、「道の駅検討組織」についての質問にお答えいたします。

平成26年12月議会での6番斎藤議員の質問の経過を拝見させていただいております。前町長は、道の駅の有利性を理解しつつも、農産物直売所の増加などにも触れ、設置者である市町村等の財政を圧迫しているような道の駅も出てきていることも把握しておりました。

やはり、道の駅の施設要件としての24時間無料で利用できる十分な駐車場とトイレをはじめ各種施設を配置できる土地の確保、施設整備に活用できる財源次第であること、また単独では難しい事業であるので最上地方全体の枠の中でできないものかというような答弁だったように理解しております。

ことし3月に、県では2020年の東京オリンピックをめぐり、県内の18ある道の駅を30程度に増設することを掲げた「やまがた道の駅ビジョン2020」を策定し、食や観光など強みを生かした道の駅の整備・活用による観光振興、産業振興を目指すとしています。その際における財政支援については、道の駅のさまざまな機能に対する補助率はあるものの、全体で県が500万円を上限とした補助となっています。

道の駅につきましては、平成27年に策定した舟形町総合戦略や最上小国川清流未来振興計画の中にも取り上げられていますが、町として現段階で積極的な取り組みをするには困難な状況であると考えております。

また、町総合戦略での道の駅の観点は、縄文の女神を核とした活動を促進するとともに、地

域資源や文化を通して地域の愛着・誇りを醸成するための施設として道の駅を考えてきた経過があります。そうした意味において、町単独ではなく、最上地域の埋蔵文化にかかわる拠点として、さらに観光振興や産業振興課も踏まえて展開していくことを目指したものと理解しています。

いずれにしましても、財源的な確保が重要であることや、最上地域全体としての取り組みとして展開できる環境が必要であると考えておりますので、今後産業振興や観光振興として、または地域文化の発信の基地としての機能を有する環境が、最上地域全体としての合意形成を確保できる機会を捉えながら対応していきたいと考えております。以上です。

7番 それでは、まず再質問をさせていただく前に、大分3番議員の石山議員とかぶっている内容ですので、まず最初に聞いておきたいことがあります。先ほどの3番議員の質疑・答弁を聞いておりますと、町長は何か観光のそういった振興に関しては、もう自分は不得意だというふうに思っているのではないかなというふうに感じました。正直に答えていただきたいんですけども、実際ご自分で観光分野については不得意なのではないかなというふうに思っていられっしゃるのではないですか、どうですか。

町長 はい、そのとおりです。ですが、それだからといってやらないということではなくて、やはりしっかりと町としてその分野が必要というふうなことであれば、それに関しましてはしっかりとそのことをやっていくというふうなことでございます。

7番 正直に答えてくださってありがとうございます。私そういうふうに最初に申し上げたのは、やっぱり不得意な分野にいい人材を投入するということだと思うんです。そのいい人材というのは、いい例がやっぱり地域おこし協力隊だと思うんです。やはり、日本一できましたよね、舟形町には、米の出荷量日本一。これは偶然そうだったわけではなくて、やっぱり地域おこし協力隊のそういうインターネットの知識だとか、それを束ねる正職員の知識があったりとか、それを町長は自慢しておられます、最高の職員だと。それでいいんだと思うんです。自分の不得意なところには、地域おこし協力隊なりなんなり人材を配置して、そしてこういったこれから質問する観光分野のことを組み立てていただければいいと思うんです。例えば、結婚していなくなりましたけれども飯田さん、よく東京から人を連れてきて、舟形町のことを紹介してくださいました。そういったことが、まさに人材交流であり、次の観光につながっていくということだと思います。ですので、あくまでもこれは町長に質問しますけれども、自分がもしできないと思って、でもいいなと思えば、やっぱり適材の人材をそういったところに配置して、ぜひ進めていただきたいという意味でこれから再質問をさせていただきます。

まず、答弁の中に最上小国川清流未来振興機構、これで観光客を150万人にするという目標を立てているんです、これ年間だというふうに思うんですよね。今舟形町に来ているのが30万人ですから、単純に舟形町だけだったら5.4倍になるんですけども、最上町と割ったとしても75

万人は、今後10年間は県だってこの舟形町に小国川を通して支援しますよというふうに言ってくれていると思うんです。これをやっぱり生かさなければ、舟形町に今後観光客がどっと押し寄せるということにはならないと思います。だから私は戦略があるのかと、こう聞いているわけです。せっかく小国川の近くに駅もあれば、その近くから国宝まで出ているんですから、ここを戦略的に結びつけていかなければならないのではないかというふうに思います。その一つが、物産館を若あゆ温泉から駅に持ってきたという奥山町長がありました。そういったちょっとした小さなことであるけれども、そういった戦略を町長は練るべきだと思うんです。いかがですか、そういった戦略的な大きな、小国川を通してそういった観光客を呼ぶという、県とタイアップをして呼ぶという、そういう考えはありますか。

町長 最上小国川清流未来振興機構の中の150万人の計画でございますが、もともと最上町さんのほうには交流人口100万人という構想がございました。その中で、最上町さんのほうが、うちのほう30万人、あと20万人近くを最上町さんのほうで頑張っって伸ばすというようなことがあります。その中には、瀬見の公衆浴場等々の整備、それから川の駅からのその釣り客が車椅子でも入れるようなものとか、それから駐車場の整備等々の話があります。それも、いずれにしても最上町さんのほうで整備するもの、それから町のほうで整備するものというふうなことになるっておりまして、その中で県のほうでかかわっているのはそのPRとか、鮎釣りマップもこのたび県のほうでつくっていただきましたけれども、そういった交流人口をふやす取り組みというふうなことで、県のほうがかかわっていただいているというふうなことでございます。

議員さんの質問にございます、その戦略はというふうなことでございますが、現在先ほども言ったとおり、主に中心地なところとしては、最上町さんのほうの戦略的なところを中心に振興計画の中に入っておりますので、若干大変申しわけないんですが、舟形町としては戦略的なところというふうなものの具体策がないかというふうに思います。ただ、その中では町のほうとしては鮎釣り教室の継続とか、そういった鮎釣り大会の招聘とかというふうなことで、交流人口をふやすというふうな取り組みは以前からやってきているというふうな状況でございますので、そこから大きく変わった戦略等については今のところないのが現状でございます。

7番 そのない部分を、やはり外部の方の目から見て戦略を立ててもらおうというのも一つだと思います。私の家の近くに十二川原ありますけれども、わざわざそこに散歩に来て健康増進を図る方がたくさんいらっしゃいます。しかしながら、面白いのはそこまで車で来て、その河原を歩くという方がいらっしゃるんです。よっぽどあの川のおいや景観というのが、やっぱり自分の健康にいいというふうに思っている方がいらっしゃるのだと思うんです。自分の家から歩いてきて河原に来ればいいんでしょうけれども、やっぱり車で来てその河原でその景観や香りを楽しむと。やっぱりこれをずっと広げていくべきだというふうに思います、戦略的に。ですから、その国宝の西ノ前遺跡から、やっぱり河川整備の重要性というのがそ

こから出てくるのだろうというふうに思います。そして、そういったところで歩け歩け大会でもいいですし、そういったものを推進していくことが健康増進にもつながるというふうに私は考えます。

さらに、これも多くの町民が言っていることです。河川敷にやっぱり桜を植えたら絶対人がたくさん来るよと。桜を植えてほしいという声があります。でも、どうなんだろうという声も確かにあるでしょう。天童市のあるところで、やっぱりそういった声があるので芝桜を植えて、そして人がどんどん集まってきているという、そういう事例を聞きました。どうでしょうか、こういった西ノ前遺跡周辺の河川の道路整備、少しずつでもいいじゃないですか、やって、そこに町民を歩いて、そして健康増進をしてもらったらいかがですか。さらに、そこが花いっぱいになったら、もっと町内の方はもちろん町外の方からもいっぱい来るじゃないですか。そういった計画を組み入れてみてはどうですか、町長。

町長 女子高校生とのお話だったか、それ以降の方だったかはちょっと忘れたんですが、舟形町に入ってきたときに色がないというふうな話をされました。やはり、新庄から来て紫山の坂を下がってきたときに一番目立つのが、やはりあそこの小国川の堤防というふうなところで、あそこに花があったらいいなとか思いました。それと、裏の山とハリヨの間のところののり面、そういったところにもし花があったらすごい色があっていいなというふうに個人的に思ったところがありまして、芝桜については、私もちょっと川の堤防に芝桜植えられないものかなというふうには思ったところで、今ちょっと奇遇だなというふうに思ったところですが、場所等も含めて、そういったその舟形町に色をつけるというふうな取り組みについては、環境美化という面からいっても非常にいいのではないかとというふうに思います。ただ、やはり行政だけではなくて、町民の方々と一緒にそういったものを、こういう舟形町をつくっていきましょと、そのためには私たちもこういうことを手伝いますよというような、そういう協働のまちづくりの精神、そういったものが醸成されて、みんなでやろうというふうになるのが一番いいのかなというふうにも思いますし、それらを実現するためにどういう問題があるのか、それから費用的にどのぐらいかかるのかも含めて、ちょっと観光という部分からは離れるかもしれませんが、広い意味での観光という部分で、その町に色をつけるということは大事なのではないかとというふうに私も考えたところがございますので、そういった中でどういうふうに対応できるか、今後ちょっと検討をさせていただきたいというふうに思います。

7番 町長、今観光とちょっとかけ離れていると言いましたけれども、私は観光の目玉になると思います。天童、ちょっと私細かく調べませんでしたけれども、ニュースでちょっと見たんだんですけども、その天童のある地域で、1人の方からその芝桜を植えていったんですけれども、その一番の最初のもと、河川敷にごみを捨てられるので、花いっぱいになったらごみを捨てなくなるだろう、この発想でやったんだそうです。そうしたら、ごみを捨てなくなったど

ころか観光客がたくさん来るようになったと。これだと思うんですね。ここは視点的に舟形町には足りないし、我々も気づかないところがあるので、これを外部の方から来ていただいて、そしてさらに強く進めていってはどうですかということなんですね。ですから、ぜひ河川敷たくさんありますから、特に西ノ前遺跡周辺はやっぱり今後大いに整備していくべきだというふうに私は思います。そういった観点からも、ぜひ前向きに進んでいただきたいと思います。それは、雑草効果にもなるそうで、自分の家の前にも毎年花を植えてくださる業者がいますけれども、それが雑草防草効果になって、どんどん地域が広がっていけば、そんなに毎年同じ金額をかけたとしても毎年きれいに、何もしなくてもきれいになっていくのだったら、こんなにいいことはないではないですか。ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

実はこれをやっているのが、猿羽根山でやっているんですね。何やっているのですかとこの前聞いたら、芝桜植えていますと、雑草に負けないように防草シートを張って、そして芝桜を植えているんですということでした。作業員3人ぐらいいたかな、そういう地道な活動も始まっていますので、ぜひそういったところをこの河川敷に、せつかく年間150万人も呼ぶというんですから、舟形町を通して最上町に行くわけだから、ぜひ舟形町に寄っていけるようにしていただきたいというふうに思います。

さらに、猿羽根山の件に移らせていただきますけれども、猿羽根山に今必要なのは、全体の整備計画というのが必要だというふうに私は思います。何だかんだいっても、やっぱりあそこで和尚さんがいて、そば屋さんが頑張って、悠里さんもいて、民俗資料館もあるということで、人がいるということで、観光客がたまにきたとしても、たまにではないかもしれない、来たとしても人がいるということで安心してそこで参拝できたりできるという環境があるのだと思います。しかし課題もあります。そういった中で、全体の整備計画というのが必要になってくるのだろうというふうに思います。そういった考え、今あるのか、それとも今後つくる気があるのか、そういったところを質問いたします。

町長 今現在は、猿羽根山の整備計画というのではないように思います。今後については、昔から名勝猿羽根山というふうなことで、その当時は、私が役場に入った当時は日本三大地蔵というふうなことで、観光のキャッチフレーズにもなっていたところでございますし、ある程度その猿羽根山地蔵尊の価値というものについては、当然あるものだというふうに思いますし、ただ若あゆ温泉が移行し、観光の中心となるものが若あゆ温泉のほうに移行しつつあるのも事実だというふうに思います。ただ、しかしながら先ほど言ったとおり、猿羽根山の価値というものは、やはりそれぞれあるものだというふうに思いますし、ただなかなか定泉寺の和尚さんとの、町とそれからいろいろな方々との連携がうまくいっていないというのも一つ事実かなというふうに思います。そういった中で、彼らの思いというものもしっかりと受けとめながら、今後は舟形町の猿羽根山としての位置をしっかりと定義づけた上で、振興計画というものが必要と

いうふうなことであれば、そのものについて検討を重ねていく必要はあるんだというふうに思いますので、今後その猿羽根山の振興計画については、町内でも話をさせていただいて、さらに定泉寺の方とも話をさせていただいた上で進めていきたいというふうには思います。

7番 猿羽根山は、私もよく遊びましたし、あそこには展望台が昔あったり、汽車ぽっぽの模型があったりして、随分なれ親しんだところであります。あそこに、このごろ「やまがた景観物語」とか「縁結びのみち」なんていう看板ができたりして、随分ここを観光スポットとして売り出したいなという意図は感じられます。しかしながら、観光景観物語というのはどこを指して言って看板を立てているのかちょっとわからないんですけども、我々はおの地蔵さんのお寺があるところに行って、よく最上川をこう股をくぐって逆さに見ると、すごくいい景観があるなんていうふうに言われていましたけれども、その景観物語の看板をたどっていったら、展望台が昔あったところにつながっていたんですね。だから、どこを指してこの景観物語という看板を立てているのかなと、ちょっとミスマッチだなというふうに思ってきましたけれども、あそこを景観、どこだっていいと思うんです、要は。ただ、そこに行ったら景観が見えるほどの整備はされていない、つまり雑木だけで山を見たり川を見たりすることができなかったのも、ちょっとミスマッチだなという、そういう思いをしました。こういったところはやっぱり行政側が、行政側がやったのか民間がやったのかちょっとわかりませんが、やっぱりそういったミスマッチをなくしていくことは、今後再度観光客が来るポイント、選ぶポイントになるのではないかとこのように思います。

あと、「縁結びのみち」ということで、私調べてみましたけれども、多分これは太平山につながっているのだろうかというふうに思います。小さな町じゃなくて小さな道路を通して、太平山からこれは鳥海山も、小国川も、国宝が出た遺跡地も見える環境にあります。やっぱり、こういったところを戦略的に結びつけていくということが私は大切だと思うんです。ですから、猿羽根山というのをこう出しています。要するに、舟形町は小国川と猿羽根山と国宝と、これしか売りが無いのだと思うんです。あと一つ、強いて言えば日本一に米の出荷量になったという。この観光地を戦略的にやっぱり体系づけていくという、そういう戦略が必要だと思います。今後つくっていただきたいんですけども、どうですか町長。

町長 多分私の記憶では、林道か何かがあったような記憶があります。その辺の整備等、草刈り等のことであれば、これは容易な話なのかなというふうには思いますが、やはりその関連づけというご指摘は大変ありがたいお話だというふうに思いますし、非常に重要なポイントだというふうには思いますが、ちょっとその関連づける道路と道というもののイメージが、林道の遊歩道のイメージを持っているので、それと合致しているのかどうかはわからないんですが、やはり林道的な遊歩道であれば、今現在多分あったように記憶があるんですが、それらの例えば草刈りなり整備というふうなことであれば可能かもしれませんが、例えば道路という

ような、車が通れる道路とかというふうな話でいくと、かなりこれは無理があるし、やはり既存の道路を使わなければいけないのかなというふうなこともありますし、その辺少し内容を具体的にお聞きした上で、どのような整備をおっしゃられているのかをちょっとお聞きした上で、その内容を検討させていただきたいなというふうに思います。

7番 町長、これは私あれだけ立派な看板をつくるのは、町がお金を出してくれているのだろうなと思っています。だから、町のほうがそういう整備をしようと思っているのかなということで、私はそこに上乘せする形で質問しているというのが基本ですからね。

西ノ前遺跡から太平山に登る林道あります。これは、八幡神社の氏子さんたちが毎年刈ったり整備したりしていますけれども、そこから猿羽根山に通る林道については、そういう林道関係の方がやっぺらしているのではないかなというふうに思います。そこに看板が立っているんですよ。ですから、これは何か多分地域おこし協力隊なのか、それか民間団体なのか、ちょっと私も調べ不足で申しわけないですけれども、ちゃんとした看板が立っているから、それを体系づけて観光資源にしたいのだろうなという意図が感じられたわけです。ですから、そういったものを醸成していただきたいなということなんです。

さらに、歴史民俗資料館、行って調べさせていただきました。何回か行っていますけれども、改めてつい最近行ってきましたけれども、あそこの中はほとんど西ノ前遺跡の発掘品なり展示品なりがあります。あそこに置いておくのはどうなのかな、こっちを西ノ前遺跡を周辺整備1億5,000万円～6,000万円かけて整備するわけだから、何かの機会にやっぱり戦略的にこの近くにこれを移転して、そしてトイレも完備して、そして観光客を迎えるという構想が必要だというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

町長 看板の件とか林道のほうについては、産業振興課長のほうが詳しいと思いますので、ちょっと答弁させていただきたいというふうに思いますが、1億5,000万円ほど今年も整備をするというふうなことでございますが、民俗資料館の移設となりますと、やはり一つは猿羽根山の地藏尊と民俗資料館、それからあそこの旧叶内家でしたか、の旧古民家のものがございまして。そういったものが一体となってあそこの施設なのかなと。あそこから民俗資料館とあそこの旧家屋がなくなってきたときに、猿羽根山のそのにぎわいというものがどうかなというふうなこともございまして、その発掘されたところの現場のやつに関しましては、ほかの県なりなんの施設を見ますと、いろいろな施設があります。その中では、発掘した状況をそのまま土器とかが土から露出しているようなところを見学できるようなところ、そういった施設もございまして、それらを今度また展示しておく施設というようなこともありますし、あわせて公園的な整備もなされているところもございまして。そうした場合に、やはり子供たちが遊びながらバーベキューもできてというような、そういう施設があるようでございます。そこまで果たして町のほうでちょっとできるかと、スペース的な問題等もございまして、今後その西ノ前遺

跡の整備については今年度で第一次的な整備が終わるというふうなことでございますので、今後どうしたらいいかと。西堀地区の方々からちょっと反対を受けて、なかなか近くにトイレもつくれない、さらには下のほうのビオトープの関係者の方からもあって、普通の浄化槽のトイレもできないというふうな状況もあるようです。そういったところも勘案しながら、あと維持管理の経費等についても勘案しながら検討していかなければいけないのかなというふうに思います。

では、林道の関係については産業振興課長のほうにお願いしたいと思います。

産業振興課長 まず、一つが今の多分「縁結びのみち」の整備の下刈りの話かなというふうに思っています。それについては、町のほうで実習館から元スキー場の脇を通る道を通して、それから今議員が言われたように、縄文の女神のあそこの丘までの間を整備するというふうなことについては、年間2回シルバーを使って整備させていただいております。

それから、看板については、多分入り口の看板なのかなというふうに思いますけれども、それについては3年ぐらい前に、全体的に前はずっと立てっぱなしだったものですから、老朽化したというふうなことで、それも全部建てかえて町のほうで整備したというふうな形で、その整備した内容については、実習館それから猿羽根山地蔵尊等の看板だというふうに思っております。

7番 まず、体系的にそういったものを戦略的に推し進めていっていただきたいというふうに思います。また、猿羽根山の開発計画に対する案なんですけれども、例えば相撲場のこのでかい屋根ですね、あれがもう大分古くなってきているのではないかと、あるいは子供たちの着がえをする場所がないという声も少し聞かれます。ということで、例えば農業体験実習館の前のグラウンドの前に土俵を立てて、あそこで着がえをさせるところもあるし、大会も行っていくのはどうかなというふうにも私は考えたことがあります。

また、もう一つ、この猿羽根山の近くの道路というのはイザベラ・バードが多分通ったのではないかなという道だそうですね。そのイザベラ・バードがこの山形の地はとにかくすばらしい土地だと、理想郷だというふうにまで言ったわけなんですけれども、まあ米沢のほうなんですけれども、そういった同じ山形県の中に住んでいて、一番苦しんだのが泊まったときの民家のシラミとかノミだとか、そういった虫に対するあれだったんだそうです。幸い猿羽根山には長沢から持ってきたその旧古民家がありますね。そういったものを、やっぱりそういったものどこじつけて、体験的なそういう宿泊施設にしていくのもいいのではないかなというふうに思います。そういった観点を養っていくということでも、やっぱり観光に得意な地域おこし協力隊なりそういった方が、舟形町にはもう一人必要なのではないかなというふうに私考えるんですけれども、いかがでしょうか。

町長 新たなご提案ありがとうございます。確かに観光的なことについては、先ほど申し上げま

したとおり不得意な分野でございますが、産業振興課長につきましては、そういった観光的な分野のプロフェッショナルだというふうに思っておりますし、それから曾根田君と森英利君もおります。彼らの優秀なところ、それから先ほど言われましたけれども地域おこし協力隊というふうなこともありますし、そういったところも活用しながら検討させていただきたいというふうには思います。いずれにしても、機構改革の中である程度その交流促進のためのプロジェクトチームといいますか、そういった課制というものがきっとできるのではないかと個人的には思っているところでございまして、そういったところをしっかりと活用しながら、その観光開発等の観光振興というふうな部分の中で、できるところは一生懸命頑張らせていただきたいというふうに思います。

議長 以上をもって、7番佐藤広幸議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

あすは午前10時より再開いたします。9時45分までご参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

午後3時02分 散会

平成28年 6 月 9 日（木曜日）

第 2 回舟形町議会定例会会議録

（第 2 日目）

平成28年舟形町議会第2回定例会第2日目

平成28年6月9日（木）

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	10番 八 敏 太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	総務課財政管財班長	伊藤 茂 樹
副 町 長 酒 井 雅 彦	教 育 委 員 長	太 田 二三男
会 計 管 理 者 結 城 恵 美	教 育 長	齊 藤 涉
総 務 課 長 中 山 進	教 育 次 長	叶 内 範 夫
まちづくり課長 伊藤 幸 一	農 業 委 員 会 会 長	加 藤 勝 義
税 務 福 祉 課 長 高 橋 明 彦	代 表 監 査 委 員	渡 邊 敬 子
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 沼 沢 弘 明	監 査 事 務 局 長	斉 藤 洋 一
地 域 整 備 課 長 伊 藤 武 美	選挙管理委員会書記長	中 山 進

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 斉 藤 洋 一	主 任 石 川 忍
---------------------	-----------

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 再開

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長 日程第1 昨日に引き続き一般質問をお受けします。順次発言を許可します。

1番 おはようございます。

それでは、私から今回の一般質問「危機管理体制について問う」というふうなことで質問をさせていただきます。

去る4月に発生しました熊本地震では、震度7が二度にわたり観測されるなど甚大な被害に見舞われ、多くの方々が犠牲になりました。お亡くなりになられました皆様のご冥福を心からお祈りいたしますとともに、被災された皆様方にはお見舞いを申し上げたいと思います。

平成7年1月に阪神・淡路大震災、平成16年10月に新潟県中越地震で震度7を、そして平成19年7月には新潟県中越沖地震で震度6強、平成23年3月には皆さんご存じの東日本大震災と、近年大規模な地震が頻繁に発生し、そのたびに多くの方々が犠牲になり、被害を受けた被災者の救済と災害復旧が急務になっているのが現状でございます。

昨年の9月に、大雨により小国川が増水し、若鮎まつり会場の仮設トイレをはじめ多くの資材が被害を受け、祭りの開催が危ぶまれましたが、町建設業界や消防団員、町民の皆様、町職員など多くの皆さんのご協力で、あの状況から1日で復旧し、開催することができたことに、町の内外からはその協力体制と行動力に賞賛の声をたくさんお聞きいたしました。

しかし、危機管理体制への機能が十分に発揮されたのか、いささか疑問に残ることも否めないのではないかと思います。人的被害がなかったのが幸いであったと安堵しました。被害に関しての報告や説明等々聞きましたが、そのときも危機管理体制の甘さが指摘されたと思います。あれから半年以上経過しましたが、その後危機管理についての検証が町当局のほうでなされたのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

町長 おはようございます。

それでは、1番伊藤議員の「危機管理について問う」についてのご質問にお答えします。

昨年9月の豪雨災害時には、各課の職員も待機し、夜中の0時30分には小国川の水位も減り始めたことも確認しました。また、気象台の水位情報も把握し、最上町の水位が下がってきているとの情報から、危機管理室職員2名を残して解散したところであります。しかし、情報とは裏腹に瀬見が急に豪雨となり、小国川の水位が夜中に急激に増し、午前2時ごろには若鮎ま

つり会場の物品が流出したものであります。

本町では経験のない出来事であり、气象台や県でも最上町、尾花沢市、東根市のみが危険と判断し、3市町のみ避難勧告をするよう指導が出されております。このことについて、4月28日の消防防災担当課長会議において申し入れましたが、气象台に対し、上流域で避難勧告された場合、下流域にも出すよう要望したところです。なお、最上町では、この指導により町として初めて避難勧告を出したようです。本町にも指導していただきたかったと思っております。

さて、その後の検証がなされたのかとの質問ですが、まず国や県の動きですが、国では災害発生時における市町村と气象台の連携が構築され、市町村の求めに応じ避難指示または避難勧告の対象地域、判断時期等について助言することとなり、町として助言を受ける体制ができました。また、气象台との市町村専用電話、ホットラインも構築され、平時から防災担当者の研修・講習会などを計画されることとなりました。さらに、本年度から気象庁の防災気象情報も見やすく改善されました。

次に、県ですが、防災危機管理トップセミナーを開催し、市町村長の危機管理の要諦研修もなされております。また、平成28年3月17日からは、県の土砂災害警戒システムも運用が開始され、誰でもその情報を得る体制が整っており、避難開始の目安となるレベル3以上の区域の市町村に対し、避難勧告を発令することが基本となる情報システムが構築されました。さらに、昨年10月から、防災士の養成研修も県が主催し開催されており、町では昨年危機管理職員1名が資格を取得し、今年度も職員を1名、住民にも募集をかけ、資格取得をさせたい考えです。

町の対応としては、防災計画を平成26年3月に策定しており、計画に基づき非常招集訓練や消火訓練、国や県との情報伝達訓練等を行っており、避難計画や備蓄、気象特別警報等の伝達訓練なども行っております。現在、自主防災組織は29町内会や施設で組織されており、防災訓練や安否確認訓練などを行っていただいておりますが、全町内会で組織化され訓練がなされるようお願いし、説明会も実施しているところです。また、防災ガイドブックも新たに作成し、4月に配布して、住民の防災意識の高揚と対処の仕方について冊子としてとりまとめております。

消防防災訓練については、例年どおり夏季非常招集訓練と総合防災訓練を実施しますが、これは他市町村より1回多い訓練となっており、消防団、地域と連携して防災意識の高揚を図ってまいります。さらに、消防団幹部訓練では、AEDによる心肺蘇生訓練を含めた訓練の実施、町内へのAEDは13台から19台に設置の充実も図っております。また、昨年10月からは携帯やスマホへの緊急メールの環境整備も行いました。防災無線の利用については、苦情が多くあります。大事なことは、緊急時の夜中での放送について、いかに町民の理解をしていただくか。夜中の避難は危険を伴いますので、まず自分で判断することが大事であり、次に町内会で実施している避難訓練が大事であると考えております。したがって、自主防災組織の立ち上げと、

いろいろな災害に対する避難訓練の実施が大事であると思います。そのための啓蒙等を進めてまいりたいと考えておりますし、申し上げるまでもなく、町としての役割については、危機意識を強く持ち、対応できる体制の構築、国や県との連携を図り、知識や研修の充実も図ってまいりたいと考えております。

町では防災計画を策定しておりますが、大規模災害への対応、不測の場合や経験のない災害への対応については問題意識を持ち、対策を進めてまいりたいと考えておりますし、自助・共助そして公助のすみ分けをしながら、防災に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

1番 ただいまの答弁お伺いしましたけれども、非常に気象庁、例えば国、県、そういったところの対応に関しての答弁でございます。果たしてその当時を思い出して、行政、町、職員の対応、非常に緊迫した内容の資料もございます。災害協定上のテレホン、大郷町、避難指示あり、どうする、非常に緊迫したやりとりはありますけれども、ではそれを受けて、その後自分たちはどうすればいいのか、そういうふうな検証がなされない限り、ほとんどこの答弁書を見ますと、気象庁との連絡がとれるようになった、そういうのもいいんですけれども、まず自分たちがその場に立った後、どういうふうにしたらその災害をもっと最小限に抑えられたのか、その危機管理体制の連絡体制はよかったのか、その辺をもっと詳しくお聞きしたいなというふうなことで私は質問したつもりでございます。

非常に答弁書はきのうの6番斎藤議員と似たような質問だったと思ひまして、答弁書もほとんど同じような内容で返ってきているんですけれども、まずは自分たちがどういうふうにするか、どういうふうにしたか、その辺の検証がなされない限り、ほとんど全部人任せと、大変言葉は失礼なんですけれども国任せ、県任せ、その連絡体制がとれるようになった、確かにそれはいいんですけれども、その前段の検証をしていかないと、この災害というのはやっぱり極めて珍しいケースの災害ということはあるんですけれども、その前にも床上浸水等々何度かあったはずですよ。そのたびに、いろいろ避難警報とか洪水警報とか出ているわけなんです。それを過ぎるとそれで終わってしまう。それではやっぱり前に進めない。

今地震もかなり頻繁に多くなっているというふうなことで、きょうの新聞にも飯豊町のほうでも町の施設がその断層上にあるというふうな新聞も出ていました。やはり、そんなことで、ほとんどこの自治体も危機管理に関して非常に重要性を持って今やっていると。その災害が起きた後のその課内の会議、その庁舎内の会議、その辺がどの程度まで行ったのかお伺いしたいと思います。

町長 伊藤議員のおっしゃられることもそのとおりだというふうに認識します。ただ、その当時気象台のほうの特別警報というのが、先ほど答弁書にもありましたけれども、最上町、尾花沢市、東根市に出されたと。当然、上流で降れば下流のほうにもその水が来るわけでございませ

て、先般気象台の台長さんがお見えになったときも、ぜひそういう場合については下流域のほうにも、私のほうからもぜひ警報を出したという情報をいただきたいというようなことで申し上げたところでございます。やはり、一つは情報がないとその対応ができないというふうなこともありますので、そういったものと、やはりもう一つはそういう豪雨が予想されていたときに、町の大きなイベントではありましたが、果たしてそれを準備を進めていくことがよかったのかどうかという問題もあるかとは思います。そういったところを含めて、市町村のトップセミナーの中でいろいろと言われているところではございます。やはり、中断する勇気というものも必要でございますでしょうし、そういった町民の安全・安心が第一だというような立ち位置に立ってまちづくりを進めていかなければいけないというのも、これは当然至極のことでございますので、そういう判断をせざるを得ないという時期がいずれ来るのだろうというふうに思います。

ご指摘のように、町のほうの危機管理体制、その後どういうふうに変ったかというふうなことでございますが、一つは地震災害と今までの風雪災害とか、そういったその災害と地震災害は分けて考えましょうというふうなことで、防災計画の見直し、それから災害対策本部の地震の場合は当然ここに活断層があるというふうなことで、舟形の庁舎は対策本部になり得ないというふうなこともありますので、そういったもろもろの検討をこれから進めていきたいというふうに思います。

今ご指摘のところがありましたけれども、課の中でどのように話し合われたかというふうなことでございますので、その点については総務課長より答弁させていただきたいというふうに思います。

総務課長 このことについては、その後の課長等会議におきまして、その被害状況も含めてどういうふうに対応すればいいかというふうなことで話し合ったところでもありますけれども、まず最初に災害対策本部は夜中でも設置すべきだったというふうなことで、ある程度降った段階で職員を招集して、その判断をみんなですべきであったというふうなことで、そういう反省をしております。

それから、避難勧告の出し方については、最上町さんでも指示があって初めて出したというふうなことで、この辺の町村ではなかなか夜中に出す勇気というふうなものがちょっとなかったわけですが、いろいろな研修の中で、その後の県の研修の中で空振りをしてもいいから出すべきだというふうなことで、方向を改めて示されたところであります。そういったことで、うちのほうの職員についても、そういったことである程度の非難を覚悟しつつ、そういった避難勧告・避難準備とかそういったことをすべきであったろうというふうに反省をしているところであります。

それから、その後の河川等の対応でありますけれども、それについては県が小国川河川の長

者原の上流以降は県のほうの管理になっていますので、特に今回増水して床下浸水になったところについては、もう既に皆さんわかると思いますけれども、しゅんせつを県のほうにお願いをして、早急な対応をしていただいております。それで河川の水位を抑えるというふうなことをしております。

それから、今県のほうにお願いをして、そこの床下浸水するところの改善策について、今河川の測量をしていただいております、どういうその改修方法がいいのかというふうなことに、町と県のほうで話し合いを進めるというふうなことで、県の河川管理ですので、県のほうからその改修方法について後ほど町のほうに示されるものであるというふうに思いますけれども、そういったことでやっていると。

それから、答弁書のほうにも書かせていただいておりますけれども、0時半まで皆職員はいます、道路それから河川関係のパトロールもしております。増水すると鮎が来るというふうなことで網をぶっている方とか、そういった方もおります、そういった危ないからやめなさいというふうな勧告とかを、パトロールもずっと何回もしてやめさせてもおります。それから、その増水をしたときに最上広域の消防さんと警察のほうと出て、腰のほうまでつかって、避難してくださいというふうなことで、増水ある程度してからでありましたけれども、そういったことも消防・警察、そういったところと連携して、そちらのほうが早く動いたわけでありますけれども、そういったことで、その連携についても強化すべきというふうなことで、そういった研修もなされております。

いずれにしても、そういったハード的な面については今県のほうで進めていただいているというふうなことであります。それから、ソフト的な面については、いろいろ防災士の養成も含めまして、その避難勧告、なかなか職員では出しにくい、出せない状況になりますので、災害対策本部を早期に設置をして対応してまいりたいというふうに思っております。そういった反省をしているところであります。

1番 災害対策本部の設置要件、それも聞きたいんですけれども、やっぱりそういう災害が起きた場合に、その危機管理及び各課の課長さん、やっぱりどの辺までその意識ですよね、この災害になろうとするときのその問題意識、その辺の意識づけが果たして町の職員の皆さんにいつているのか、統一なっているのか、ちょっとその辺が心配なわけなんです。この危機管理に關しての組織図もあると思います、できていると思います。各町内会に自主防災に關しての取り組みもしてくださいということで、組織づくりも29カ所設置になっているというふうなことで、私が出ている内山では機能はないということなんですけれども、ちなみに内山は平成26年に町内会の総会にかけて、それは設置はなっております、ただ届け出はなっておりません。それは町内会長ともお話ししたら、いろいろいきさつはあったようなんですけれども、その町の行政側の対応のちょっとまずさが浮き彫りになっている。東日本大震災のときには、非常に私も役

場に来る用事があって来たんですけども、やっぱりそのときはいろいろな組織化になっていたのかなという、ああいう感じの今回生かせなかったのかと、非常にちょっとそれが残念だなというふうに思っています。一つは、その災害対策本部を設置する要件をまずお聞きしたいことと、町のその防災に関しての組織図、ちょっと組織、1次で出動するところ、2次で出動するところ、3次で出動するその係というのを、それをちょっとお知らせお願いします。

町長 防災計画におけるその組織図と、それから体制の整備の仕方については総務課長のほうから申し上げますが、一つは長年床下浸水する舟形第3のお宅もありました。そういったところも長年ございましたので、先般県庁の県土整備部長上坂部長と、それから最上総合支庁の横山部長さんがお見えになったときに、舟形町の現状を申し上げ、それからどういう場所なのか、今どういう構造になっているかというふうなことをお話し申し上げて、横山部長のほうからは現地も見えていただいて、先ほど総務課長が申し上げましたとおり、現在佐藤前の議長さんのところ、あと佐藤議員の住宅のところに橋がございます、その橋を一旦とめないと、中から入ってくる水をポンプアップするにも難しいと、そういう施設をぜひつくっていただきたいというようなことで申し上げました。ポンプアップの施設については、町のほうで可動式のものも固定式のことも、いろいろとそれは対応できますよと、ただしそれをとめる施策がないとどうしてもできないというふうなこともございまして、それらを今年度調査費というふうな形で測量の予算をつけていただいたというような状況でございます。これらについては、9番議員の加藤団長のほうが、いろいろと県のほうにも熱心に要望していただいた経過の中で、こういう予算化もなってきておりまして、そういったところで防災対策の一つとして、長年被害をこうむっているところについてはそういう対応をこれから進めていきたいというふうなことでございます。

なお、詳細については、今総務課長より説明をさせていただきたいと思います。

総務課長 町のほうでは、防災計画に基づいて動員の職員の配備基準というふうなものを設置しております。それで、気象庁が警報を発令した場合については、総務課長、産業振興課長、地域整備課長、危機管理室長とかそういったことで集まる範囲を規定をしております。それから、それ以上になった場合については、非常1号配備というふうなことで町長を本部長とする連絡本部を設置し、さらに以上になった場合については非常招集2号というふうなことで、災害対策本部を設置するというふうなことで、これについては大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあるときというふうなことでなっておりますけれども、これについては豪雨災害、それから地震災害、その他の災害というふうなことで、それは基準は若干違っております。

地震の場合についてでありますけれども、震度4でその該当する関係課長が自動招集します。それから、震度5で全職員が自動招集になるというふうなことで、これについては毎回春の課長等会議で防災計画等を配付をして周知をしております。それから、新しい職員とかそれから

臨時職員も場合によっては非常招集をしなければならないので、4月中に今現在もう報告済みでありますけれども、職員のその連絡体制を各課長のほうから連絡網をつくっていただいております。その携帯電話、自宅の電話、そういったものを私のほうに報告をさせて、その体制も整備しております。実際、東日本大震災のときには、夜中でありましたけれども、全職員が招集していますので、周知それからその認識は職員は持っているというふうに思っております。

なお、そういったことが落ち度がないように、さらに町のほうではしていくべきというふうなことで、今回についてはそれなりにご批判はあると思いますけれども、そういったことが今後ないように努めてまいりたいというふうに思います。

1 番 課長が批判という言葉を使っていますけれども、別に批判をしているのではないんですよ。これからみんなでそういった場合にはどうしていくかと、やっぱり前向きな検討をしていかなければならないというふうな思いで私は発言しているわけなので、決して職員を批判どうのこのというような意味合いで質問しているわけではないので、誤解のないようにお願いしたいと思います。

やっぱり、問題意識をいかに持つかと、やっぱりその意識の高揚、意識づける、その危機管理に関しての意識づけをやはりしていただきたいというのが私のお願いでございます。やはり行政が主体的になって動いていただかないと、なかなか町内会も動けないというのが実情だと思います。しかし、最近の災害を見ますと、その動く本元が災害でなかなかできなくて、よそから逆に救援をいただくというような状況も今非常にあります。やはり、そういった連絡体制を確固たるものにしていかないと、非常に今後そういった災害が起きたときにまずいのではないかなというふうには思いますので、まずはその意識の高揚、ちゃんとした意識を持っていたくと、それが非常に大切なのではないかなというふうに思っております。

次に、私お聞きしたいのが、防災士というふうな、ここに資格を取得させたというふうなことでございます。防災士の役割とその行政における防災士の立ち位置をお伺いしたいと思います。

町長 防災士については、総務課長より答弁をさせていただきたいと思います。

総務課長 詳細については、私が防災士を取得しているわけではないので、簡単に答弁させていただきますと思いますが、県のほうの趣旨については、役場職員ではなくて地域の方々からそういった資格をとっていただいて、自主防災組織なりそういったものを立ち上げるなり、地域の防災としてのそのリーダーを育てたいというふうなようでございます。ただ、資格取得に本来であれば7万円ぐらいかかるんだそうですが、県のほうの配慮で1万円でもいいというふうなことでございまして、ただ1万円を出して防災士の資格をとりたいという人がなかなか多分ないので、各町村のほうで職員が行っているというふうなことでございます。その中では、資

格試験がありまして、その資格を取得するというふうなことになります。そのための研修というふうなことで、避難の仕方とかいろいろな防災士としての勉強をするというふうなことで、町のほうでも今年度補正もさせていただきながら、住民の方々からこういった資格をとっていただいて、その自主防災なり自分の身は自分で守るというふうなことを意識を醸成していきたいというふうなことで、今回も考えているところです。差し当たって、うちのほうは昨年1名だけ職員に行かせてとらせたというふうなことになります。

1 番 その防災士をとって、ではその職員にどのような立ち位置というか仕事内容させるおつもりか。

町長 その件についても、総務課長のほうより答弁をお願いしたいと思います。

総務課長 昨年のその避難勧告とかそういったことを出せなかったというふうなことも踏まえまして、町の職員がそういったことも含めて防災に対して知識、そういったものを学ぶ必要があるというふうなことで、差し当たり一番のそのメインである危機管理職員を、そういった知識を得るために研修をさせなければならないというふうなことで、そういったことで研修に出させたというふうなことでございます。今回、特に問題なのは避難勧告、避難指示、そういったことについてはなかなか難しいので、そういったことも含めていろいろ研修を受けさせて、そういった有事の際に万全を期すという意味で資格を取得させているというふうなことでございます。

1 番 平成28年の5月31日までで、全国で11万8,810名の防災士が誕生しております。せっかくそういうふうにしてお金をかけて資格を取得させたのであれば、やっぱり危機管理の観点からそういう専門職というか、防災士及びその集落支援を有効利用という大変言葉は失礼なんですけれども、合体させるような形でこの地域にもっと入って行って連携ができるような体制づくり、危機管理室もそうなんですけれども、やっぱりその担当職員、防災士を担当職員として町内会に入って、いろいろな打ち合わせ、例えば町で発電機等も緊急の場合にということで各町内会に配付してございます、その発電機に関しても果たして非常の場合使えるかどうか、全町内会でそれが確認できているのかちょっと定かではありませんけれども、やっぱり緊急の場合にどうするか、やっぱりそういうふうな専門に回って、その町内会と連携をとりながらするという、せっかくその防災士という資格をとらせて、ただ県のほうで何かそういう資格があるのでとらせましたでは、何のための資格なのかわからないので、やっぱりその防災士という名前を有効に利用して町内会との連携を密にするとか、やっぱりそういうふうなことをぜひともやっていただきたいというふうに思います。

あと、もう1点だけ、いろいろあるんですけれども、舟形町でこの防災ガイドブックを出したということは先ほどもありました。私も見ました。けれども、確かに今はスマホとかネットとかそういうふうな情報が発達しているので、若い方々はスマホ、そういうふうなもので確か

に情報はとれると思います。ただ、家に残っているお年寄りに関しては、なかなかそうはいかないので、せっかくこういうガイドブックをつくったのであれば、例えばこの町内会の何か老人クラブでもいいし、何かあるときにちょっと行って、こういうふうなのがあるよというふうなPRするとか、ただ各家庭に渡したからいいよではなくて、やっぱりその辺をアフターをもっとちゃんとしないと、実際に非常に困るのは町民なのかなというふうなことで、自主防災ということでやっぱり自分たちの命は自分たちで守るというのは基本だと思いますけれども、やはり行政がある程度主導を持ってやっていただかないと、なかなかうまくいかないのではないかなというふうに思います。せっかくこういういいものをつくったので、やっぱりもっとPRして町民にお知らせしていただきたいというふうなこと。

あと、もう1点が、舟形町に49カ所避難場所として指定というかそういうふうになっております。ただ、私非常におかしいなというのはちょっとあれなんですけれども、例えば内山の公民館も場所になっています。ただ、あそこはすぐ川のそばなので、じゃあ洪水のときにあそこが避難箇所ということで行ったらどうなるのかな。やっぱりそういうふうなことで、もっと細やかにその避難場所を考えていただかないと、洪水になったときはあの公民館でなくて駅に行くんだよと、やっぱりそれは自主防災組織の中で話するべきだと思いますけれども、そういうところもその防災士の方とその地域支援員、集落支援員、そういう方をやっぱり一緒に同席して町内会と連絡を密にして計画を持っていく、やっぱりそういうふうな体制をつくっていただきたいというふうに私は思います。やはり、防災士の立ち位置をもっと確立したものに、有効に動いていただきたい、働いていただきたいということでございます。その辺、今後その防災士に関してのその立ち位置の考え方をちょっとお伺いします。

町長 防災士の立ち位置という話でございますが、やはり危機管理というものは、それが実際に起こらないとなかなかできないという現実もございます。平和であれば、それを忘れてしまうというのが人間の常だというふうに思いますし、そこをしっかりと支えていかなければいけないというふうなところも一つあるのだというふうに思います。熊本地震の中でも、一つはやはりしっかりと計画そのものがあるんですが、実際はそれがうまく運用できない。やはり、過去に阪神・淡路、それから東日本大震災のほうから被災を経験した、それを復興してきたという人たちが、その熊本地震の被災地に行ってこういう指示を出しました、こういうことが大事ですというふうなことを申し上げているようです。それが、実際に今度は熊本の人たちがそれを経験して、さらに進めていくというような方向にもあるようです。町としても、しっかりその地域の中で、どういうところがその災害によって必要な場所なのか、避難する場所が必要なのかどうか等々もしっかりと話をしていくことも大事でしょうし、危機管理室が今総務課の中にございますが、来年度以降の課制条例を見直すというふうな話の中で、その危機管理というふうな部分で防災士の立ち位置というふうなものもしっかりと考えながら、舟形町の町民の

安全・安心の部分をしっかりと支えていきたいというふうに思います。今後とも、意見があればお聞きしながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議長 以上をもって、1番伊藤欽一議員の一般質問を終結いたします。

4番 ラストバッターです。それでは、通告書に従い質問させていただきます。

「子育て支援住宅から定住への取り組みは」について質問させていただきます。

子育てしやすいまちづくりをモットーに、安心・安全に住み続けられるために、子育て支援対策と定住人口の推移拡大に向けた取り組みとして生活環境の整備に力を入れており、インフラの整備率は県内でも上位にあります。また、福祉・医療・教育についても同様にしっかりとした取り組みがなされています。

その中で、住宅についても人口流出に歯どめをかけるため住宅整備、さらに子育て支援を目的とした集合住宅3棟を建設し、対策を行っています。しかし、集合住宅については子育て支援対策のため入居条件があり、一定の時期が来れば住めなくなるのではないのでしょうか。入居者は不安に思っているのではないのでしょうか。舟形町を「生み、育て、住み続けたい町」にするためにも、民間アパートが建つのを待つのではなく、住宅計画を空き家対策とともに定住促進に取り組むべきではないか。

現在、入居されている方々の出身別に町内・町外で何世帯いらっしゃるのか、また今後子供の成長とともに退去しなければいけない方が出てきますが、いつごろ何世帯が対象となっているのか、それに対しての対応をどう考えているのか伺います。

町長 それでは、4番佐藤勇議員の「子育て支援住宅から定住への取り組みは」についての質問にお答えします。

舟形町では、子育て支援事業の基本方針として、「子育てするなら舟形町で」を合い言葉に、保険医療支援、福祉支援、教育支援、定住支援、結婚支援ときめ細かい支援策を講じております。その施策の一環として定住支援があり、安心して生活できるよう若者や子育て世代のニーズを把握し、町の自然を生かした住宅建築や分譲住宅を整備して、関係機関との連携を図りながら子育て支援を展開しております。

その中の主な事業として、子育て支援住宅を3棟15世帯分を整備してまいりました。この住宅は、募集の段階から期限つき入居住宅として広く子育て世代へ一般公募し、申込者の数が入居させるべき住宅の戸数を超えた場合は公開抽選により入居者を決定してまいりました。また、申し込み時の入居要件としては、新生児の出産予定または小学校までの者がいることであり、入居後の子供の成長により、将来入居の要件を満たさなくなる時期が必ず到来することとなります。これらの要件を十分理解していただき、申し込みしたものと理解しております。

次に、定住促進の取り組みであります。町では住宅取得者への時限特権とした多くの交付金・補助金を用意しており、さらに民間アパート経営者の参入を促しながら、空き家対策事業

の一環でもある空き家バンクの有効利用なども含め、推進しております。今後は、住宅建設用地としてどの地区が最適なのか、町のニーズを的確に把握し、分譲地の造成計画を含めた土地利用のランドデザインを策定して、定住環境整備推進に取り組みたいと考えております。

ご質問の、現在入居者の出身別前住所地であります、15世帯中新庄市が7世帯、尾花沢市が2世帯、村山市が2世帯、戸沢村が1世帯と町外入居者が12世帯で、町内入居者が3世帯となっております。また、明け渡し時期は平成33年度末が1世帯、平成34年度末が1世帯、平成36年度末が5世帯、平成37年度末が2世帯、平成39年度末が3世帯、平成40年度末が2世帯、平成41年度末が1世帯であります。なお、期限内に子供が出生した場合は、年齢の低いほうが対象となり、さらに延長となります。

最後に、ご質問の入居期限の対応であります、子育て支援住宅は子育て世代に特別な配慮を行った住宅であり、冬期間の除雪の負担軽減のための融雪設備や子育てしやすさに配慮した広さ、オール電化等となっており、住宅使用料も子育てに支障がないよう低価格に設定しております。このほかにも、町では子育て支援策として、各段階に応じた事業を各種用意しております。これらを十分活用していただき、入居中に定住に向けた住居新築の準備など、生涯設計をしていただければと思います。

なお、入居期限の延長については、繰り返しますが申し込み時の要件を十分ご理解し、入居されていると思いますので、延長については現段階では考えておりません。しかしながら、子育て支援住宅を明け渡し後に引き続き町に定住していただくための町及び民間の分譲地がなくなっております。今後、宅地造成地を整備し、定住者の住宅用地の提供に努めてまいりたいと考えております。

4番 それでは、再質問させていただきます。

町の取り組みに関しては、大変丁寧な取り組みをされながら定住促進、さらには子育て支援にすごい力を入れているなど私も思いますし、町外の方もそういうふうにして舟形町を見ておられます。事実、舟形町の住宅への取り組み、支援住宅への取り組みに関しては、他町村でも参考にして、私たちの町でもやろうというふうな形の中で、議会等でそういう一般質問が出たという記事を拝見しました。その中でですけれども、山形県のほうでは人口減少の中での改めて日本型の家族、3世代を推進する、要するに3世代の家族が暮らすことによって人口減少に歯どめをかけるというふうな施策の中で、同居もしくは親の実家の近くに家を建てた場合にそれに支援をしていくというふうな施策をとっているはずで、県ではそういうふうな形をとっておりますけれども、その3世代に関しての町の取り組みに関しては、今どのように考えておられるのですか。

町長 子育て支援住宅につきましては、伊藤町長時代に人口を減らさない、若者を流出させないという思いの中で、職員による住宅政策研究会というものを立ち上げて、若者にしっかりとア

ンケートをとりながら、若者の意向を聞いてつくったものでございまして、その際に参考にしたのが長野県の下條村の例でございました。長野県の下條村に議員の方々と一緒に出席させていただいて参考にしたのがその例でございまして、長野県も飯田市という中核都市から30分圏内の中で、毎年子育て支援住宅を建てて、それも期限つきでございましたけれども、そこが入居できなくなった場合については分譲地をしっかりとつくって、さらにそれに対する補助制度もつくった上でというふうなことで住宅政策を進めておりました。そのために、日本一出生率が高いというようなその当時の状況であったように思います。

それらをまず踏まえて子育て支援住宅をつくったということですが、その後いろいろと政権も変わりながらの中で一本化されていないというところはございますけれども、一つは今ご質問のあった3世代のことでございます。現在、3世代に対する補助はございません。これらについては、改めてやはり議員のおっしゃられるとおり、3世代というもののというのが、一つは保育の面であったりとか子育ての面でいい影響を与えるというふうな部分も多分にあるというふうに思いますので、ぜひそういうふうなものがあれば支援をしていきたいというふうに思いますし、ただ最上町さんのほうの、きのうも申し上げましたが、住宅の政策の中で3世代同居の住宅を建てると、最上町さんは50万円の加算金が出てくるというふうなことでございました。そういったところを我々も勘案しながら、いろいろと対応をしていかなければいけないのかなと。ただし、やはり人間関係の問題もございますので、3世代だけではなくて、きのうも申し上げましたが別家対策といえますか、次男坊、三男坊の方々と、男に限ったわけでもございせんが、次女、三女の方々に対するその別家というふうな形のものの支援もすれば、町の人口流出というものが防げるのかなというふうに思いますし、既にソフト部分でその子育てしやすい環境は十分つくっているというふうなことで思いますので、そういったところをしっかりとしていかなければいけないのかなというふうに思っているところでございます。

4番 その辺は前向きな形の中でしっかりと、最上町さんのほうに負けないように、最上町さんでは新しく住宅を建てております、バイオマスエネルギーを使ってエネルギーを供給するという考えでおります。もちろん、これから舟形町でもそういう考えをぜひ持つべきであろうかと思えます。

今下條村、飯田市より30分のところの下條村の例をとったというふうな意見でした。そのこの支援住宅は、今町長が答えられたように条件つきで入居できると。しかしながら、条件を外れたときには住む場所までも用意してあるというふうな形です。舟形町の場合は、現在入居の条件はあるけれども、それを外れた方の住む場所は、そこまでは一緒にその事例とともに参考にしなかったのですか。

町長 佐藤議員も、下條村に行かれたんですしたか、行っていないですか。そのときの下條村の話ですと、人口をふやすためにやっているのです、その期限が終わったら、ぜひ村のほうの宅地

分譲地に新築で建ててくださいと、その際に村としてはいろいろ補助を出しますというような意見でございました。その件を参考にさせていただいたので、その方が新築しない場合については、よその市町村に行く方もおられると。ただし、期限つき住宅のその根拠となるのは、保育所から小学校までの9年間、子供のコミュニティーができます。さらに、子供のコミュニティーにより親の保護者同士のコミュニティーができると。そうした場合に、しっかりとして中学校になったら別のところに行くということはないんだというような説明でございました。そのために、旧舟形小学校の跡地には2棟子育て支援住宅を建てて、その前には分譲地をつくっております。本来、そこが子育て支援住宅から退去しなければいけない人たちの分譲地というような意味合いで用意したものでございますが、今現在いっぱいになっているようでございますので、それらに対する対応を、近々の課題としては33年に1世帯というふうなことでありますので、それまでに町のほうで対応を考えなければいけないというふうに思います。あくまで子育て支援住宅は、町の人口をふやすというふうなことが目的でございましたので、期限を延ばしてしまえば、その分子育て支援住宅に入る人が少なくなってしまうので、人口的にはふえないというふうな形だと思いますので、そのところは理解していただければというふうに思うところでございます。

4番 ここに書かれているように、町外から12世帯、町内から3世帯、その中で最上管内からは4世帯、要するに8世帯が最上管外から来ているというふうな形であります。その面に関しては、この支援住宅の施策の効果が出ているかと思います。定住自立圏構想というふうなものが、これから取り組むわけです。その中で、やはり職場を各町村で持ってくるのは大変だと、やはり主要都市である新庄市を中心として職場、町村は住みよいまちづくり、子育てしやすいまちづくり、それが前提かなと思います。その中で、こういう施策がやはりこの町外、管内、町内というふうな中で3本立てぐらいで、やはり支援策を変えるべきではないかなというふうな思いが強く感じております。町外来れば300万円とか、管外から来れば、例えばですけれども300万円とか、最上管内だったら100万円とか、町内の人は3世代の支援を強くするとか、この子育て支援住宅、ある意味でちょっとした個人的な意見でしようけれども、家族の剥がし政策だという意見もある。ここに3世代が入っていますけれども、もとは同居していたけれども、こういう低賃金の住宅があったからそこに来た、家族を剥がされたと、中傷的な意見かもしれませんけれども、そういうふうな施策ではないかというふうに中傷する方もおられます。しかしながら、やはり今言われたとおりに、しっかりと子育てから定住まで守っていくんだよという考えがあるのであれば、もう少しこの前向きな形の中で、では入居条件が外れた後の対策をもうしっかり考えるべきだと思います。

ここに、土地利用のグランドデザインというふうな形、今私初めて聞いた言葉ですけれども、これを今後策定していくというふうな形ですけれども、これはどのような時期で、どのような

形で策定していくという計画にあるのですか。

町長 今佐藤議員がおっしゃられたことを、平成19年、20年のときに議会のほうから言われました。せっかく子供が住んでいるのに、家の中から出ていかれるというような、そういう家庭崩壊のための施策だという非難を受けました。しかしながら、現在の15世帯のうち12世帯が町外からだという今の現実を見ておりますと、それも当たらないのかなというふうに思います。そういったご意見もあって、町のほうの方針がないままにといたら失礼なんです、その子育て支援住宅のつくる際に若い人たちからアンケートをとりました。その中では、やはり草刈りとか冬の雪投げとかしたくないんだと、若いうちは車に乗ってすぐぱっと仕事に行ったり買い物に行つてというふうなことがあって、アパートというふうなことを検討しました。それは、若い人たちのアンケートの中からそういう研究会の中で出した答えでありました。ところが、今言ったようなご指摘もあって、急遽それだと定住にならないべと、家庭内の崩壊だけだというふうなことで、2軒一戸建てのやつを同時期に建てております。それについては、当時大蔵村の戸建ての住宅を参考にしてつくったんですが、やはり雪の問題とかがありまして、初回から方屋根にしているものですから、2階のエアコンの室外機のところまで雪が来ているというふうな住居になっているようです。やはり、これから舟形町でやっていくためには、一つはやはり雪とかそういった問題をしっかりと捉えられる、克服できるような住宅でなければだめだというふうに思います。

今佐藤議員の言われた3世代というものについては、やっぱりこれはぜひ必要なことだと思いますし、それをしっかりとやっていくというふうなこともあると思います。ただ、管外とか町内とかということではなくて、舟形町に来てくれる人というふうなことでなければだめなのかなと思います。最上町さんの例を見ますと、町外から来ていただいたところについても50万円の加算があるようです。そういうところでございますけれども、しっかりと3世代、まあ2世代でもいいですし、木友のほうには2世代住宅も建てておられる方もおられます。そういったその親子であってもある程度プライベートを持ちながらというふうなところもありますので、いろいろなそういう個人の志向も含めながら、町としてどういう補助がいいのか、これはいろいろアンケート等をしながらでも、どういう町のほうの住宅政策がいいのかということも踏まえながらやっていきたいと思っています。

ランドデザインについては、一つは中学校の移築問題、今のものを改築するのか、それとも移築するのかということも踏まえて、いろいろとハリヨ地区関係のところなり別のところも踏まえてどういうふうな土地利用ができるかというふうなことを、今年度でいろいろと職員の中、それからコンサルに一部委託するところもあるのかもしれませんけれども、そういったデザインをやっていきたいというふうなところでございます。その期限については、今年度中ぐらいに町の大まかなデザインとして出していきたいというふうに考えているところです。

4番 ちょっと話はそれますけれども、きのうの夕方のテレビでは、高知県が看護師が全国で一番多いと、高知市か。それがなぜかという、医療に携わりたい方が多いという、要するに地域を愛して住み続けたいと、しかしながらなぜ看護師なのといった場合に、給料がいい、たとえば結婚できなくてもひとりで暮らせる、暮らすためには看護師を選択して職につくというふうな、ちょっとしたテレビの話題がありました。

それの中で、例えば新聞等に今回きょうも、きのうの町長の意見が載っておりました、白紙撤回という件。私的には、ああいう形の施設はこれからは必要になるわけです。それを施設を建てる、例えば仕事人がいない、じゃあ定住促進をするためにちゃんと住居を構えて定住人口をふやすために、それに向けて老人を預ける家族もしくはその職場につく職種、職場をつくって、介護の職場をつくって家族とともに定住、来てもらって職についてもらうというやり方、これはほかの町村、他県でも取り組んでいるところであります。そういうふうな形の中で広く考えれば、ああいう形態の医療体制もしくは看護体制、施設があるべき姿ではないかなというふうな形を私は考えておるわけです。

私の家でも、4世代今暮らしております。4世代の中で、長男、次男夫婦も当時は私のところで暮らしておったんですけれども、この子育て支援住宅が出た関係で、次男坊が応募したところ外れ券を引きました。今現在は町営の団地に、3号棟にお世話になっております。3号棟並び1号棟から3号棟まで、これもいずれかは建てかえの時期が来ようかと思えます。あそこの町営住宅並びにコウヤ地区の町営住宅、これは昭和の世代の人口対策で考えたわけですが、この対策があつたがゆえに人口が定着してきたわけでございます。昨年度の4月では、町の人口が5,821人、世帯数が1,896世帯となっております。ちょうど1年を超えたことしの4月は、5,666人となっております。世帯数も1,888世帯と急激にどんどん減ってくるわけです。その中で、町長として町をつくる考えの中で、この人口、前奥山町長は6,000人を目標というふうな形を持っておりました。今現時点ではどのように町長は思っておられますか。

町長 まず、子育て支援住宅関係でいきますと、その当時住宅政策研究会の中で考えたことにつきましては、子育て支援をする若い人たちを取り組むことによって人口がふえるのではないかと、そのための分譲地も必要ですよ、だけれども年寄りが必ず出てくると、ひとり暮らしの人たちも必ずふえますよねというふうな話の中で、ではその人たちをどうしましょうかというふうなことにも話は及んでおります。その研究会の中の話として、駅前の職員駐車場ありますけれども、あそこに老人のためのアパートをつくって、そこに来ていただくと、その際は持ち家とか、冬とかひとり暮らしだと大変なので、財産を町のほうに寄附してもらって、その寄附してもらったお金の中でそのアパートにずっとお亡くなりになるまで住み続けてもらうような姿勢でもいいよねというような話もありました。なぜ駅前か、バス停も近い、駅も近い、診療所もある、薬局もあるというような中で、あそこがいいんですよという話にはなりました。

ただし、これも伊藤町長の段階での構想でございましたので、そこまでには至らなかったんですが、町としてはやはりそこまで考えておったというふうな現実がございます。

その政策研究会の中でも、最初に向屋地区の11戸、それから長沢地区に何戸かあったと思います。それと、今の舟形第3地区の戸建てのやつ、それから今高層アパートがあります、いろいろその時点で調査をしました。向屋地区、一番早くつくったところについては、あのときに調べたところ、夫婦2人世帯というのがもう80%以上になっていました。要は、子育てを終わって子供たちが出ていって、その親世代が残っていると。何を言いたいかといいますと、住宅政策とかは、ここに住宅をつくればいいというのではなくて、常にそういう人口的に家族がふえたときと家族が減っていくときが必ず来ると。常にそういったものをつくり続けていかなければ、人口の流出はとまらないんだというふうな意気込みのところもございました。現在、舟形第3の戸建ての分譲したところもありますけれども、そこについてもやはりそのような状況で、子育てが終わって子供が出ていってしまうと、夫婦2人もしくは1人という世帯が多くなってしまう。やはり、住宅政策というもので人口を減らさないというふうなことを考えていくとすれば、そういったものをつくり続けていく必要はあるというふうに思います。

高層アパートについては、住宅困窮者というふうなことで、所得要件とかいろいろございます。なかなかそこに入るのも、条件ことしの5月に緩和したんですが、厳しい状況でもあります。年とってくると、4階まで階段上がらなければならないという問題もあります。そういったもろもろのことを考えながら、これから住宅を進めていかなければならないと思いますし、今現在何千人の人口規模をというふうなことでございますが、日本の人口が減り続けている中、1,800の自治体が地方創生の名のもとにそのコップの水を奪い合っているというふうな状況です。やはり、そこは6,000人というのはかなり難しい数字だろうというふうに思います。しかし、そこに住んでいる人が住んでいてよかった、幸せだなと思うものがあれば、たとえ3,000人になろうとも舟形町としての活性化というものであるべきというふうに評価できるものだと私は思います。人数がふえたからといって、それが活性化になるというふうなことではないというふうに思いますし、そこについて現在何千人というふうな明解な数字は持っておりませんけれども、少しでも舟形町を好きになって、舟形町に来ていただける、そして舟形町に住んでいる人が舟形町から出ていかないような政策をしっかりととっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

4番 一般質問のきのうの答弁の中でも町長が答えておりましたけれども、都会より都会から人を呼ぶことよりもまずはしなければいけないことが、住んでいる人が町を愛し、住み続ける町をつくると。そのためには、雪対策を大前提に続けると。産業としては、農業を基盤を改めてつくり直すというふうな強い思いで語っていただいております。その中でありますけれども、確かに温かい家庭をつくる中で、四六時中意見を交わし合うとぶつかるところもあって、出て

いってしまうかもしれない。いろいろな形の中で、家族が温まりがある家族であり、後悔する家族でありというふうな、いろいろな形があろうかと思います。その中で、やはり施策をつくるには、町を引っ張るには、ちゃんとした家庭をつくってなおかつこの町を温かい町にするというのが一番の引っ張りどころかなと思います。今までの私こういう立場になってからの教育長、町長、議長さんと言いませんけれども、皆様方お二人暮らしかと思われま。町長、きのう大学に2人お子さんを入れておりますという言葉ですけれども、帰ってくるご予定はありますか。

町長 先日、総合教育会議が開催しました中で、教育長のほうにお願いを申し上げたことがございまして、一つは舟形中学校卒業者の大学の進学率、それから大学進学した人の回帰率、それから高校を卒業した人の回帰率、ちょっとお調べいただけないかというふうなことを申し上げた経緯がございます。なかなかやはり大学までいくと、活躍の場所が都会とかそちらのほうになる傾向があるのかなという思いがあったものですから、そういうところをお聞きしたところです。その調査については、まだできていないとは思いますが、うちの家族については、両親と、なかなか意思疎通のできないうちの妻と4人暮らしでございしますが、子供に関しては、長男はちょっと大学院のほうに行っておりますので望み薄かなというふうには思いますが、何とか次男に戻ってきていただければというふうに心から切にお願いをしながら思っているところです。確約はできません。

4番 いろいろな施策を講じながら、人口対策なかなか難しい状況、これは全国的にそうです、全市町村がそうでしょう。しかしながら、そこでみんながいい知恵を絞りながらやっていく、日本の人口が8,000万人に定着すれば安定してくるだろうという意見をする方もおられます、それまでどうするのという形のところかなと思います。国・県では大学奨学金に関してはもうくれてやる施策をつくるべきではないかというふうな形をとっておるわけです。奨学金を借りてしまっ、卒業したところが、男性でいえば警察のご厄介になったり、きょうの朝日新聞にもありました、女性の方は風俗に行ってしまう危険性があるような形が朝日新聞の記事に載っております。そういうふうな中で、やはり思い切った施策をとるべきではないかと思います。子供が生まれたら舟形町に住み続ける、1,000万円あげますよと、そのかわり段階的にあげますよと、そういうふうな形の思い切った施策を打ち出したらいかがでしょうかと私は思います。要するに、子育て支援、医療、教育、住宅、定住まで入れて、思い切って1人舟形町で産んでずっと住み続けるんだったら1,000万円お子さんにあげますよという施策が私はよいかと思います。

今町長に対して、お子様戻ってこられますかという、大変個人的に聞いてしまった意見をしておりました。もう1点だけ立ち入った意見をさせていただきますけれども、最後に今期初当選されて、町長に就任したわけですが、町長就任して万歳の山新のトップ記事に、奥

さんを含めて5名写っておりまして。5名の奥さん以外の方は、4名はこの議場にいます。その中で、皆様の指示を割りながら、これから町政を引っ張っていただきたいというふうな思いが強くあるわけです。こういう温かい家庭をつくりながら温かい町をつくって、定住自立したまちづくりを進めていく、それにはやはりこの職員、職員の方々が縦のつながり、横のつながりをしっかりと、さらには課を越えて情報を共有し合いながら、トップである町長と語り合いながら町をつくるべきがある姿かと思います。

しかしながら、年度末をもって早期退職された方については、ちょっとした意見書をいただきました。その中には、ハラスメントがあったかどうかは定かではありませんけれども、いろいろな形の中で情報であり伝わっていることが家庭内で漏れているのではないかなというふうな意見がいただいたような気がします。ハラスメント、これ今携帯なりパソコンなり開けば、30種類以上のハラスメントがあります。その全ては私は頭に入っておりませんけれども、そういうハラスメント、嫌がらせやいじめという言葉になろうかと思いますけれども、そういうものがあってはならないと思います、職場の中には。やはり、しゃべって聞いて情報を共有する、そういうことができる職場をつくるためにも、先日5番議員からもありました、やはり施策を引っ張る引き役、町長、家庭をしっかりと築き上げてから町政を引っ張るべきだと思います。奥さんとともに役場におられるわけですが、恐らく支持者であった皆様方、さらにはそれを越えての町民総意の意見が、なぜ今そうなっているのですかというふうな意見が多いと思います。ぜひ、年度末には協議がかみさんとできなかったということですが、今後町政を改めてしっかりした形の中で引っ張っていくのであれば、これからといわずに速やかにこの決断をしながら家族と話し合いをするべきだと思います。でなければ、本当に町民が不安に思っております。定住住宅、いつ出ていかなければいけないの、愛している舟形町にもっと住むことができないの、家を建てる場所を提供する、やはり住宅に関してはマイホーム、土地つき畑つきの持ち家政策をぜひつくるべきです。私はそう思います。そして、町長は温かい家族をつくりながら温かいまちづくりをしていく、そのためには町民が不信に思っている件については今すぐにも払拭するような形の中で結果を出しながら、町民に体制をしっかりとアピールしていくべきだと思います。今後、きのう5番議員の意見を踏まえながら、私の意を酌んでいただいて、今後の町政運営にしっかりと向かっていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長 後段の個人的なことについて、大変ありがたいご指示をいただきました。ただ、これも一つは、きのうも申し上げましたが、町長としてそれをやめろというようなことは、今の段階でできませんので、しっかりと話をさせていただきます。ただ、その話とまちづくり、それからその話とはどう一致するのかよくわからないところでございますし、それと1,000万円の話でございますが、今までそういうお話が多分にありました。餌を目の前にぶら下げるというような

ことではなく、しっかりと新しい舟形町をつくると、そこでの魅力を感じてということで進めさせていただきたいというふうに思います。

議長 以上をもって、4番佐藤勇議員の一般質問を終結いたします。

日程第2 報告第1号 平成27年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

議長 日程第2 報告第1号 平成27年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

総務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

7番 それでは、繰り越しそのものについては異議はございませんけれども、収入内訳のその他の500万円についての内容について、もう少し詳しくお聞かせください。

地域整備課長 それでは、未収入特定財源のその他の502万2,000円の内訳であります、受益者負担金になります。受益者には、舟形町、新庄市、大蔵村とおるわけなんです、その合計額がこの金額になっております。

7番 多分そうだろうということではまず予想はついては聞いていますけれども、例えばこういった災害においてのその負担金の比率とか、そういったものは変わってきてこの金額なのか、それとももう既にこういった災害時の負担金というのはパーセンテージが決まっているものなのか、そういったところも含めて再質問いたします。

地域整備課長 算出の仕方ではありますが、補助残の10%が受益者の負担金になっております。舟形町については補助率が70.7%、新庄市につきましては75.3%、大蔵村が65%になっております。あと、面積のシェアがございまして、舟形町が85.9%、新庄市が10.3%、大蔵村が3.8%となっております。それらを計算しますと、補助分としまして52万2,770円となります。あと、単独がありますので、単独分につきましては工事費の2分の1となっております。合わせてこの502万2,000円となっております。

7番 そうしますと、この三光堰の頭首工の修繕工事ということの受益者負担分ということでしょうけれども、もう既にこの金額というのは、その受益者からの回収がもう既に終わっているというふうな理解でよろしいんですか、これは27年度の繰り越しになるわけですがけれども、他町村との調整ももうついていると、そういうふうに考えてよろしいんですか。

地域整備課長 もちろん、額についての調整は済んでおります。（発言あり）済みません、年度内に繰り越しなので、これは入る予定になっております。（発言あり）済みません、勘違いいたしました。平成28年度中に入る予定であります。

議長 ほかにありませんか。

6番 ちょっと今佐藤議員の質問でよくわからなかったのだけれども、課長の答弁ですと、補助

算の10%という話がありましたよね。ここに並んでいるこの数字、金額で2,660万円、あと国県が970万6,000円、この数字の中でその10%云々というこの502万2,000円に持っていく算式はここで出てはこないんですか、この数字だけでは。そこを聞いたかったと思うんですよ。

地域整備課長 この繰越明許費の計算書では出てきません。あくまでも繰り越した段階の予算額でありますので、これではちょっと出ません。（発言あり）はい、ではちょっと補助残の10%が受益者負担金になっておりますので、その算式をちょっとお知らせいたします。工事費が予算ベースで1,800万円になっております。1,800万円の内訳としまして、平成27年度に前払い金が発生しておりますので、640万円をお支払いしてあるような形になっておりまして、繰り越し分については1,160万円になっております。それで、補助金の算出であります、この2カ年、27年分と繰り越し分を含めまして1,800万円から、今回補助金の額が出ておりますので、1,277万2,296円を引いた額が補助残となりまして、522万7,704円となっております。これの10%でありますので、52万2,770円となります。これが補助分の受益者負担金であります。

6番 補助残が50万なにがしというのはどこにいくの、このその他のこれが受益者負担金ではないんですか、502万2,000円というのが。

地域整備課長 502万2,000円というのは単独分も含めた受益者負担金なので、単独分については900万円となっております。工事費が900万円で、その2分の1なので450万円となります。それ単独と先ほどの補助分を合わせまして、この額となっております。

6番 そうしますと、450万円と、今課長がおっしゃっているこの50万なにがしを足すと502万2,000円になると、2つあるということですか、違うんですか。

地域整備課長 補助分と単独と2つございまして、502万2,000円となっております。

議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決します。報告第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、報告第1号は原案のとおり可決されました。

日程第3 報告第2号 平成27年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について

議長 日程第3 報告第2号 平成27年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告についてを議

題とします。

副町長 （朗読、説明省略）

産業振興課長 （朗読、説明省略）

議長 ここで、午後１時まで休憩をいたします。

午前１１時５８分 休憩

午後 １時０１分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

報告第２号の質疑に入ります。

５番 最初の冒頭で、副町長のほうが、今度代表取締役になったというふうな報告がありました
が、28年４月１日以降の役員体制をお聞きしたいと思います。

産業振興課長 去る５月25日に取締役会、さらには株主総会というふうなことを行いまして、28
年度以降の役員が、新役員体制が行っております。代表取締役に、先ほど言いましたように酒
井副町長、取締役に沼澤正信さん、同じく取締役中山進さん、同じく取締役沼沢弘明、同じく
取締役伊藤恵子になります。監査役についても、昨年同様齊藤徹さんと沼澤淳さんのほうにお
願いしています。

５番 このたび代表取締役がかわったわけでありますので、ぜひ酒井副町長のほうから、若あゆ
温泉の運営の基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

副町長 まだよく引き継ぎも終わっていない段階なので、概略的なことについてお話をさせてい
ただきたいと思いますが、今回の27年度につきまして見させていただいたところ、消費
税８％の引き上げ以降、個人消費の低迷とか続いている中で、原油価格の下落とか暖冬とか、
あと近隣施設の休業というのもあって大幅な増加があったということで、その外見上は経営が
好転しているかなというような格好になっているのかなというふうに思っているところです。
ただ、今後運営していく中での課題ということにつきましては、まだ今から勉強はさせていた
だきますけれども、３つあるのかなというふうに思っておりまして、１つにつきましては、そ
の収支構造につきまして若干いろいろ見直しというか、そういった部分もあるのかなと。

あと、もう１つにつきましては施設の老朽化ということで、その平成５年の開業以来24年目
を迎えるということですので、当然風呂場などの施設の老朽化のほか機械等の老朽化もあると
いうふうにお聞きしていますのでその辺で大規模改修ということにも向けまして、今後検討
していく必要があるのかなというふうに思っているところです。

あと、３つ目につきましては、いろいろ言われているようですが、加工施設の活用と
いうことになるのかなというふうに思っております。それにつきましては、これまでその新商
品とか特産品の開発に取り組んできたということであるようですけれども、なかなかその成果

というのが見えにくかったのかなというふうに思っております。これにつきましては、これまでの経過とか取り組み実績などについてもう1回改めて調査とか分析を行って、今後どのような方向に持っていくのか、マーケティングなんかも含めて早急に検討していく必要があるのかなというふうに思っているところです。以上です。

5 番 27年度の数字の中に、役員報酬54万円とありますが、その支払い内訳をお聞きしたいと思います。

産業振興課長 議案書のほうにも13ページのほうに役員報酬というふうなことであります。この報酬については、7月までに代表取締役の大場社長がいましたので、大場社長の分の月10万円の4カ月分、それに代表監査委員のほう2名いますので、2名については年間、ちょっとお待ちください、済みません。月2万円の12カ月というふうになります。これは、沼澤淳さんと、それから齊藤徹さんの分となります。済みませんでした、大場社長については3カ月分というふうになります。

議長 暫時休憩をします。

午後1時07分 休憩

午後1時12分 再開

議長 会議を再開します。

産業振興課長 大変失礼しました。先ほど言いましたように、この54万円の内訳としましては、代表者、社長の大場さんのほうに4月から6月までの分の3カ月間30万円です、10万円掛ける3カ月。それに、取締役であります沼澤正信さん、この方について月2万円の12カ月というふうになります。監査委員のほうについては、下のほうに監査会旅費等がありまして、1回出るときに6,000円というふうなことで差し上げていまして、その分がここに出てくるというふうになっているというふうなことです。よろしくお願いします。

議長 ほかにありませんか。

6 番 では、1点お伺いします。13ページに貸借対照表ございますが、この中で売掛金でございますが、売掛金今期20期では170万円計上になってございます。昨年度19期とちょっと比較してみましたら、19期が680万円ほどになってございます。大分改善になっているようでございますが、ちょっとよく、表の見せ方で違っているのかと思いますけれども、そのあたり、もし改善になったのであればどういう改善策を講じたのかお伺いします。

産業振興課長 この売掛金については、売上代金の帳簿上の未収金というふうになっていますので、昨年未収金が多かったというふうなことではないかというふうに思っています。

6 番 だから、そこを未収金を回収したということで、課長が言いたいのは今期は170万円に、昨年度が680万円もあったのだけれども、努力をしたので170万円になったということなのでしょう

うか。それを言いたいんですか、単純にそれだけなんですか。それでは、昨年度の19期のやつを見ますと、見せ方がちょっと違う、流動資産のこの項目が若干違うんですよね。今未収金と言いましたけれども、流動資産の中の一番下の未収入金144万円、これは何なんですか。

議長 暫時休憩をします。

午後1時15分 休憩

午後1時20分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

今説明員として公社の支配人を同席させたいというふうな申し出がありました。これに同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、そのようにしたいと思います。

暫時休憩をします。

午後1時21分 休憩

午後1時22分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。産業振興課長の答弁を求めます。

産業振興課長 斎藤議員の質問の未収入金のことですけれども、この未収金については町からの補助金がまだ入っていない分というふうなことになります。これは、消費税がこれにはつかないというふうなことになりますが、昨年の売掛金の中には業務委託の緊急雇用の分が入っておりました。それについては、緊急分についても売り上げになるというふうなことで、消費税がつくというふうな形で、捉え方を別の形で二重になっているというふうなことで、昨年度とはちょっと若干違うのかなというふうに思っています。（「売掛金については」の声あり）その売掛金については、先ほども言いましたように緊急雇用の業務委託分というふうなことになりますので、今年度については先ほども申しましたように、売上代金の帳簿上の未収金というふうな形になって、2つに分けているというふうなことになります。

議長 6番議員、いいですか。

6番 そうしますと、売掛金というのは、昨年度の680万円の中には業務委託費が入っておったということなんですか。

産業振興課長 業務委託の中の業務委託料になります。

議長 ほかにありませんか。

5番 16ページの温泉コテージの収入・支出の欄で、収入の委託料、前年が1,025万5,000円、27年度が258万6,000円ということですが、支出のほうの温泉光熱費、この26年度と27年度で

比べると763万8,000円ほど減っております。要するに聞きたいのは、この委託料でもってこの辺の数字を調整しながら、最終的なこの差し引きの計というふうな調整しているのか質問したいと思います。

産業振興課長 先ほど酒井副町長のほうからもちっと話あったわけですが、27年度についてはその燃料費がかなり安く購入できたというふうなことでこうなっていて、その先ほどのこの委託料700万円との関係は一切ありません。したがって、先ほど副町長が申し上げましたように、たまたま安かったからこれでなったんだろけれども、もしなっていなければ大変なことになるんだろなというふうな話がありまして、この辺も見直しをかけるということだというふうに理解しております。

5 番 その考え方に立ちますと、年度当初でこの町からの委託料というものは確定しているんだというふうな理解でいいのか、この辺お聞きしたいと思います。

産業振興課長 28年度というふうなことで。28年度は、予算でも審議していただきましたけれども、加工所の分の500万円、それからここにもありましたように、27年と同額の258万6,000円、これが温泉のほうの補助というふうな形で捉えております。

5 番 そうしますと、27年度においては原油等の引き下げによってこういうふうな効果があったわけですが、これ以上下がるということがなかなか考えにくい中で、原油価格が上昇したときに温泉光熱費がふえてきたといっても、この委託料が変わらないというふうな結果になれば、最終的なこの差し引き、大幅な赤字に陥ることが考えられます。そういったときの赤字の解消策というのはどのようになさるんですか。

産業振興課長 これも、さきの取締役会のほうでも、ここにいらっしゃいます支配人のほうから報告を受けましていろいろ話をしました。やはり、今までこの消費税分を上げていないというふうなこともありますので、その分の利用料、料金の改正、見直しも行うことも一つであろうと。ただ、それよりもさらに人が、お客さんが入るようなおもてなしの心というふうなものを前面に出してやっていこうというふうなことでの話がなされていると。節約できるものは節約するというふうなことを基本的な考えに立ちましてやっていこうというふうなことで、話をなっているところであります。

議長 ほかにありませんか。

6 番 1点だけ、17ページのほうに加工所の収支がございますが、支出の欄の一番下、期末在庫32万6,000円ございますが、この在庫の取り扱いについては、これはどこに反映になっているのですか。反映というのは、貸借対照表なり損益計算書なりどこに加わっているんですか。

産業振興課長 これについては、12ページの損益計算書の中の真ん中へんの期末商品・製品棚卸高の360万5,280円の中に入るというふうになっています。

6 番 そうしますと、バランスシートのこの完成品の360、今の数字、完成品の中にこの在庫が含

まれていると、加工所でつくった品物、できたその完成品がこの在庫だということなんですか。

産業振興課長 はい、そのとおりになっています。

6番 完成品というのは、昨年度も加工所あったわけですが、先ほど言いましたこのバランスシートの見せ方なんだけれども、昨年は完成品という項目がなかったですね。今回初めてこの完成品という言葉、項目を使って示しておりますが、これは何かこういうふうにしなさいと指示があったか、会計上でこういう処理をしなければいけなかったのか、そのあたりをお伺いします。

産業振興課長 この収支報告書については、なかなか我々だけではできないものもありますので、会計士さんのほうにお願いして作成していただいております。この完成品の扱いについても、こういうふう completion というふう明記して行ったほうがわかりやすいというふうなご指摘の中で、こういうふうな形をとらせていただいているというふうになります。

議長 ほかにありませんか。

5番 同じく17ページの加工所の関係で、27年度の加工所収入の加工所建設する際に上げました、申請する際に上げている販売計画、これは幾らだったのかお聞きしたいと思います。

産業振興課長 加工所での計画としましては、1,000万円というふうなことで27年度はなっております。

5番 目標には足りておらないわけですが、長く運営をしていくというふうなことを考えていくと、最終的には行政からの支援というふうなことに頼らないで運営をしていくというふうな基本的な考え方があろうかというふうに思いますので、今後28年度では500万円の補助金というふうなことでありますが、今後の補助金の推移といいますか、町のほうで何年ぐらい支援していく考えなのかお聞きしたいと思います。

産業振興課長 3年ほど、26年の11月からスタートしたわけですが、当時の課長さんが3年をめどにというふうなことで議会のほうで報告しているというふうな話を伺っております。私たちも、28年というのが3年目に当たりますので、何とか28年度でやってみたいというふうなことは頭にありますが、もしそうでない場合については、今後の加工所のあり方についてもやはり再度検討する必要があるだろうというふうに思いますので、そのときはそのようなことでまた取締役会等を開いて検討していきたいというふうに思っています。

5番 ぜひ、長く続けられるように私どもも協力していきたいというふうに考えておりますので、ひとつ頑張っていただきたいというふうに思います。

あと、町の補助金について質問しますが、720万円の中に年度途中から地域おこし協力隊1名入っているかと思いますが、この方の部分の人件費というか、その辺が加味されているのか。

産業振興課長 地域おこし協力隊の募集をする際にも、加工所での内容についての募集であって、そこに太田君が入ってきたわけですが、その方についてはまちづくり課のほうで予算を

いただいている地域おこし協力隊の国からの助成金等がありますので、それで支払っているというふうになります。こちらのほうの計上については、太田君の分については入っていないというふうなことになります。

町長 今ご質問の地域おこし協力隊のほうについてはそのとおりでございます。

議長 ほかにありませんか。

6 番 中の数字ではございませんが、先ほど課長の答弁で会計士の方の指導を仰いでいるということでございますが、ちょっと1点だけ教えてください。14ページに株主の変動計算書ございますが、ちょっとこの見せ方では、私だけかもしれませんが見にくいんですけれども、昨年度末は横に表でしたよね、その方が見やすかったんですが、これも会計士の方のご指導なんですか。今後ともこの方式にしたいという決まりか何かあるんですか。

産業振興課長 今ご指摘ありましたように、ちょっとこの表ではわかりづらいというふうなことも、こちらのほうでもありましたので、昨年度のような形にまた戻したいと、来年からはそういうふうにしたいというふうに思います。

6 番 課長がそういうふうに感じておったんですか。では出す前に直していただきたいと思います。

では、別の質問に移ります。隣の15ページでございますが、監査意見書がございます。1点だけ教えてください。監査意見の欄で、下のほうに文書が書いてございます。備え付け簿冊、ずっと書いてございまして、一番右のほうに利益処分計算書ございますね。利益処分計算書のページがこの資料の中にはないんですが、利益処分はなされておるんですか、配当とかやっておるんですか。

産業振興課長 大変申しわけございません。本来ならば、やっぱりつけるべきものだと思います。

ありますので、このことについては次回でひとつお願いしてしたいと思います。なお、このものについては……それではご指摘のその利益処分計算書については、皆さんのほうに別資料としてこの会期中にお渡しします。よろしくお願いします。（「配当云々の質問があったようだが、それについては」の声あり）配当については、ございません。

6 番 利益処分計算書はあるんだけど、配当はしていないということなんですか。していないの。前期19期までも計算書はこの資料に添付なかったんですが、今回100なにがしの前期繰り越しと合わせると100なにがしの利益が出ているわけなので、あえて質問したわけですが、計算書はあるんだけど配当は株主配当も何もしていないということなんですか。

産業振興課長 これについては、全て前期のほうに、翌年度のほうに繰り越すというふうな形で処理させていただいていますので、ここに利益というふうなものについては配当はないというふうになります。

議長 暫時休憩をします。

午後 1 時 4 0 分 休憩

午後 1 時 4 1 分 再開

議長 会議を再開します。

総務課長 振興公社については、利益処分は今まではしておりません。そのかわりではありませんけれども、加工所がついたというふうなことがあって、町のほうからいろいろ補助金等が行っているというふうなこともありますけれども、以前までは税金をその法人のほうで払わなくてはならなくなるので、多く利益が出た分については町のほうに、前は1,000万円とか800万円とか納付金としていただいております。その分については、町のほうでは次の投資の分として基金をつくって、その基金のほうに積み立てております。基金はもう数千万円になっているというふうに思いますけれども、そのような取り扱いをして、なるべく節税をしてやっていたというふうなことであります。

今回については、配当はしていません。大体60何万円ぐらいしか出ていけませんので、前の繰り越しのお金と合わせて120万円ぐらいになっていますけれども、手持ちの資金も必要だというふうなことで、今回はそのように処理をさせていただいております。株主配当というふうなことについては、法人も設立してから今のところ1回もしていないというふうな状況になります。納付金として、町のほうに雑入として入れて、それを町のほうでは基金として積んで、今基金として持っているというふうな状況になります。

議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決します。報告第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、報告第2号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第37号 平成28年度舟形町一般会計補正予算（第2号）について

議長 日程第4 議案第37号 平成28年度舟形町一般会計補正予算（第2号）について議題いたします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

議長 暫時休憩します。

午後 1 時 4 4 分 休憩

午後 1 時 4 5 分 再開

議長 再開します。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

4 番 18ページ、8 款土木費450万円、これは新しく支えるための除雪ができるような道路整備ということで新事業かと思えますけれども、生活道路整備費補助金というふうな形になっております。この事業そのものは、町で工事を発注してやるのではなくて、ただ補助金を出すというふうな形なのでしょうか。

地域整備課長 ただいまの質問にお答えします。

基本は受益者が申し込まれまして、それに対しての補助金となっております。町のほうで直営で施工したりするような事業ではございません。

4 番 そうすると、受益者が計画をして、それを町から許可をいただいて、補助金が要するに10%自己負担というから9割を町がこの個人に負担するというふうな形の形態をとるのですか。そうすると、個人が例えば、幅員が先ほどの資料であれば2.5メートル、延長がおのおのの道路でさまざまありますけれども、舗装の厚みであれ路盤の形成であれという形に関しては、町は一切関与しない、勝手につくってください、補助金をあげますよという形なのですか。

地域整備課長 生活道路整備費補助の要綱につきまして、ちょっとご説明します。今回の生活道路の要件であります、おおむね延長20メートル以上、完成時の幅員が2.5メートル以上であること。完成時にアスファルト舗装またはそれに準ずる構造であること。1戸以上の住宅があること。あと用地の同意が得られていること。最後に町内会長等の同意が得られていることが要件となっております。その要件を満たしまして、町のほうに補助の申請をしていただくと、町のほうで審査しまして着工というふうな形になります、そういう形を考えております。

4 番 町の作業機、要するに小型ロータリー等なりで除雪をやってあげたいというふうな気持ちから、ゆえにこのような形になっているのかと思います。おのおのの計画なり建設業者さん、委託する業者さんと個人が話し合いをして単価を決めて、施工方法を決めて、路盤のつくり方を決めて、土地がもし他人様のものではあれば、買うものに関してはあくまでもこれに補助金は発生しないものであるとは認識しておりますけれども、そのような形の中で果たして安全な除雪作業ができるのかなというふうな思いがありますけれども、そのような形をとって、結局それ申請して事業を整えた暁には除雪はしてあげるよというふうな形なのですか。

地域整備課長 工事費の算出並び構造等に関しましては、今佐藤議員が言われたとおり受益者の

ほうにお任せしております。ただ、申し込みした段階で、繰り返しますが町のほうでは審査をするというふうな形を考えております。その段階で、2.5メートルぐらいしかない道路でありますので、町のほうで入る除雪車となりますと小型ロータリーになるのかなと思われかもしれませんが、ただ今まで行っておりましたさまざまなハンドガイドの小型除雪機の補助とか燃料費補助とかいろいろあったんですが、それは生かしながらししていきたいと思いますので、なおことしの冬期間に向けた除雪計画の中でもいろいろこれから検討に入るわけなんです、今回はそのような形でまずは生活道路を整備していただいて、その資本ができた後に町のほうで入っていくというふうな形になりますけれども。以上です。

7 番 それでは、同じ項目で質問させていただきます。

生活道路の、今回手元にある資料だと4件の方々の補修、整備というふうな形になるのだろ
うと思いますけれども、全体でこの生活道路の要望を聞きつけた段階では何件あって、そのうち
のこの4件なのか、まずそこを質問いたします。

地域整備課長 今ご質問ですが、3月に町内会長さん及び民生・児童委員の方々から路線を選んでいただきました。全体で41路線該当とする路線がございました。その中で、既に除雪の実施
しているところがございます、そこが10路線ございます。あと、燃料費補助とか個人の除雪車
の借り上げ等で実施しておる路線が5路線あります。それで、今回最後になります、生活道
路整備費補助による整備が可能であろうという路線が26路線ございます。その中で、舗装済み
の箇所が16カ所、未舗装の箇所が10カ所ございます。その10カ所がこれからさまざま補助の対
象となる整備を申請してくる路線かなと思っております。今回補正に上げました4路線に関し
ては、その中でもまた今年度、予算でありますので申請するであろうという路線4路線を予算
に上げております。以上であります。

7 番 そうしますと、この町内会長あるいは民生委員から上がってきた全て41路線に関して、最
終的には全て町がかかわってこの除雪の問題を解決していくという考えがあるということの
認識でいいんですか。つまり、もう対応済みのところは10路線や5路線あると、ただまだ未舗
装のところは26路線ある。例えば、この26路線は全て今後舗装すると、でも言っていることは
ちょっと違うんですよ、もう1回審査にかけると言っているんですよ。でも、町長はこう集め
た段階では、そういった生活道路にも町がかかわって雪の問題を解決していきたいということ
でこういうアクションが出てきているわけです。申請を出した町内会なり個人というのは、も
う当然自分のところはこういった除雪の問題は解決してくれるものだ、という頭できいて
いると思うんですよ。ところが、内容が深く入っていくと、結局審査があってやっぱりだめなの
ではないかという可能性もあるという、そういうこともあり得るのですか、どうですか。

地域整備課長 先ほどから審査というふうな形で何回もお答えしておりますが、そのようなこと
は、まずは申請者のことを十分理解しまして、ないという判断で申請のあったものに関しては

考えております。

7番 ちょっとよくわからなかったですけども、基本は考え方はいいと思うんです。だから、全てまず申請した方は、町がもう当然かかわってくれるものだろうと思っているはずなんです。だから申請に来ていると思うんです。ただ、舗装をすとか町のロータリーが入れないところは、ほかの例えば誰かが町内会で持っているハンドガイドの除雪機で除雪してもらえるように町側が調整をしますよとか、そういう何か次の段階のかかわりが明確になっていないと、申請すれば舗装に全部してくれるんだらうという、そういうあるいは小型ロータリーが全部入ってくれるんだらうという、そういうつもりで申請してきているのだからというふうに私は思うんです。それがだめだと、こういう審査をちゃんとしていく上でだめだとなったときのアフターフォローの除雪体制というのがあって初めて、町長が言うそういう冬期間に安心できるそういう一軒家なり二軒家なりにもちゃんと町がかかわっていますよということだと思うんです。そういったところはあるんですかということをお聞きしているわけです。

町長 審査というところでございますけれども、基本的に申し込みする段階で、ここの個人の方が本当に自助・共助・公助の中の公助に該当するかどうかというふうなところの中で、しっかりと町内会長さんなり民生・児童委員さんと話をさせていただいて、どうしてもやはり自助・共助ではできないと、公助の場合についてはというふうなことで申請上がってきたものについては全て通るというふうなことでございますので、審査と言っているところの問題点が2つありまして、その最初の段階の審査というのが、確かにここの家では必要ですねというところの第1段階の審査と、もう一つは舗装するとなってきたときに、このやり方でいいですよというのが町のほうで補助の申請を受けたときに審査をするというふうな工事の審査というふうに2つに分かれるのだと思います。先ほど、佐藤議員のほうからもありましたけれども、町のほうの簡易舗装の要綱等もあります。簡易舗装とはいうものの、当然国土交通省で設定されている簡易舗装要綱等に基づくものですから、凍結深とかいろいろとその条件があります。そうした場合に、大がかりになってしまいますよと、それだと個人負担が1割あるので、それでは大変なので、例えば小型ロータリー車の入れる重量程度のものでいいですよというふうなことで、個人の財産でもあるというふうなことであれば、そこの部分については、先ほど課長のほうがおっしゃられましたように、この程度のものでやりたいですよというふうに申請があったものを、ではこれでいいのであれば町のほうとしてもいいのではないですかと、これだと余りにもちょっと簡単すぎる舗装なりなんなりになるので、もう少しこういうふうにしたほうがいいのではないですかというような審査が、その受けてきたときに工事をする際の審査が一つあるということです。先ほど補助金にしたのかというふうなことで、町でしないのかというふうなことでありましたけれども、やはり町でしてしまうと簡易舗装要綱というのが一番簡単な舗装要綱になってしまいます。それだと、ちょっと高上がりになるだろうというふうなこともあって、

個人の責任においてそこに町の除雪車が入ったときでも相当数耐えられるものであれば、ある程度それでいいのではないかと、そうすれば1割負担のほうの軽減にもなるのではないかというふうな思いの中で補助金にしたというふうなことでございました。

議長 ほかにありませんか。

4番 同じ項目でもう一度確認させていただきたいんですけれども、メートルなり要件、幅員なりは理解しました。ただ、除雪に携わる、今言われましたけれども範囲、要するに燃料費補助したり、公助の場合であっても燃料費補助、ある機械でハンドガイドもしくはトラクター等の除雪作業というふうなやり方もあるわけです。ましてや、町の小型ロータリーという形があるわけです。舗装はおたくでしてくださいよと、だけれども確認は一応します、舗装の仕方に関してはと。実際現場に行かないと、土の位置関係、路肩の関係、強度というか路盤の柔らかさの関係で、舗装はする道路に助成はしますよ、だけれどもあなたが助成するにも町にする、町で除雪するやり方をセットで舗装というものをさせるのか、道路の整備は道路の整備で自分のところとする分に関しても道路の整備に対しては出しますよという形なのか、その辺ちょっとわからないところがあるんですけれども、その辺はどうなんですか。

地域整備課長 今回の補助に関しては、生活道路の整備の補助でございます。除雪に対しての補助ではございません。それで、その除雪についてであります、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、今年度の除雪計画の中をもう一度練り直しまして、いろいろな生活路線があります、その辺も含めまして今回除雪が始まる前までにはちゃんとした形の除雪計画を立てまして、今年度除雪体制に入っていきたいと考えております。以上です。

4番 町の小型ロータリーといえ、小さい柄にも結構な重量があつて、安全性を必要とする作業機であります。トラクターもしくはハンドガイド等とすれば、路盤はさほどかたくなくても、だけれども舗装になっていれば作業がしやすいという状況で、それが20メートル以上の幅員が2.5メートル確保できる道路であれば、舗装申請して助成していただけるということなんですね。

地域整備課長 そのとおりです。補助は行います。

4番 大変支えるために一番苦勞する雪の作業に対してサポートをするというふうな、舗装をしてあげるから自分で助成するなりにも町にロータリーが行けるようなしつかりとした舗装をするなりにも、10%は個人持ちだけれども計画を上げてくださいという事業ですね。それはすばらしい事業だと思います。確認しました、ありがとうございます。

議長 ほかにありませんか。

6番 せっかくいい事業ですので、もしできるのであれば、先ほど課長が答弁あった全体で41路線、対応している路線が10ですか、そういう全体の41の資料はいただけないでしょうか。我々町民の方と話をしていく上で、今後ともそういう路線をふやしていけば、もっと住民の方が除

雪に対する軽減が図られるかと思しますので、そういう意味も含めて、もし提出可能であれば、今ある41路線の一覧表と、対応になっている路線をどんな状況なのか、できるのであればご提示いただきたいと思います。

議長 暫時休憩をします。

午後2時07分 休憩

午後2時08分 再開

議長 再開します。

地域整備課長 今のご質問の41路線のやつでございますが、これに関しては町内会長さんと民生・児童委員の方々から選んでいただいた路線でございます。それらについて、ちょっとまだ事業費とか工事したらどれくらいかかるだろうとかいろいろなところがまだ詰まっております。なおかつ、この件に関してはうちのほうでも町内会長さん並びに民生・児童委員の皆様に、こういう路線が最終的に決まりましたよということをご報告しなくてはいけないかなということも考えております。その後でありましたらご提示は可能かなと思いますけれども、まだちょっと今精査の段階でありますので、ちょっと今のところはご勘弁していただければなと思っております。

6番 そうしますと、この4件というのはどうやって抽出したんですか、その41件を精査しなければ、この4件というのは浮き上がってこないと思うんですけども、これはこれなんですか。

地域整備課長 この4件につきましては、あくまでも今現在除雪に関しましてご苦労している路線であります。その路線について、うちのほうでは今回6月の補正に上げるために一応試算をしてみました、そこの工事費について。そして、この路線の方々については、まずは申請するものであろうという中で、今回要望はしております。

6番 そのあろうというのは誰が、課長が判断したんですか。それを、だから41路線あるというのは事実なんでしょう、それをだから資料もらったら、41出てきたからこれを絶対やりなさいと、我々はそういうことをいうためにもらうのではなくて、こういうものか町内会長さんなり民生委員の方々から問題提起があったと、これを今度だんだん詰めていって、今やっている10路線がもう対応済み、小型機で5路線ですか、そのやっているので、残った分を今後これからこの4路線なり、次の補正でも出てくると思いますがけれども、そういうやり方をしていくんでしょう。まずこれを4つ出してきたの、じゃああろうとかだろろうとかそういうものでこんな簡単に出てくるんですか、450万円も。

町長 41路線をというふうな全体像をつかんだのも、町内会長さんと民生・児童委員さんのほうで会議をしまして、それぞれの町内会、それぞれの民生・児童委員さんの持ち回りのところで、ここは必要だねというふうなところを上げていただきました、それが41路線です。現在それ

をご提示できないと申し上げましたのは、そこから外れている方で望んでいる方もいらっしゃるかもしれません。そういったものが、今41路線が全体像ではないですよ、今計画している最初の段階で計画したものが41路線でございますと、これがその後にもふえることもあるだろうし、減ることもあるだろうし、とりあえず今のところは41路線の中で、しかも26路線が現在も自助・共助の中でも、あと公助からも外れていて、これから自分たちだけでは大変だよねというところの中で、16路線は既に舗装済みですと、残った10路線がまだ未舗装なので、このことについて取り組みますというふうなことなのですが、今というふうなことではなくて、もう少し時間があってもいいのかもしれないというようなことの中で4路線に絞ったというふうなことです。当然現地のほうにもお伺いしていますし、町内会長さん、民生・児童委員さんとの話の中で、その地区の話の中でそのことを決定したというふうなことでございますので、議会のほうに補助金の要綱の改正もお示ししまして、今回補正予算をつけてというふうなことでお願いを申し上げて、生活道路の整備をするというふうなことでございますので、まだ本人のほうにはその旨の通知をしていないというふうな状況ですので、今課長がおっしゃったとおりに、まだ決定はしていないということですが、大体のところとしてはこの路線をというふうなことでもくろんでいるというふうな状況です。

議長 ほかにありませんか。

2番 同じ款項目の中で、大変本当にいい事業だと思いますけれども、これ改良工事に対しての申請、当然見積もり等を出さなければならないと思うんですけれども、これは全て建設会社等が作成した見積書しか該当にならないのか、それとも個人で幾らかでも安くするためにしたものに対しても該当になるのかをお伺いします。

地域整備課長 今のところ考えているところは、そういう建設会社等の見積もりということで考えております。

2番 先ほど来、町長も言った受益者の軽減ということをおっしゃっていただいておりますので、確かにこれは地域建設業のためだけではないんでしょうけれども、それもありますけれども、実際それに携わっている人間はある程度わかると思うんですけれども、やっぱり何しろ経費的にも確にかかると、これだけのメートル数があればかなりの金額になると思います。どの程度の工事になるのかも、ここの要綱ありませんので、碎石、厚さ、幾らとかいろいろなものが出てくるとは思いますけれども、なるべく安いものが出てきたときには、やっぱり受益者というお金を出す方のためにも、一律にしてしまうとなかなか軽減にはならないと思いますので、その辺ももう少し精査していただきたいと思います。

地域整備課長 今の見積もりの件であります、普通工事といいますと、直接工事費がありまして、諸経費がありまして、全体的な工事費となるわけなんです、これらについては町が発注する公共事業でもない、受益者の皆さんが信頼関係のある業者様から見積もりをいただい

ての施工となると思います。その辺に関しては、なるべく安いというかそういう金額で、町の業者さん並びに町とは限りませんと思いますけれども、その辺からいただいて工事費が安くなるよう努力していただければなと思っております。

議長 ほかにありませんか。

4番 もう一度同じ項目でちょっと確認といいますか、何か話が違うように感じてきましたので、済みません何回も恐縮でございますとは言いませんけれども、憶測でという言葉か、恐らくという言葉で何かやりとりしているような形です。この4路線、これはこの4名の方が、意思をこしやるというふうにはっきりしているがゆえに450万円という補正で上がってきたのではないのですか。と同時に、450万円という数字、このメートル数、単純に計算しただけで270メートルぐらいになるんですか、この数値、3センチの4センチ、2.5メートルで舗装すると、もちろん砂利も敷いて機械を持ってきてやるわけですが、私的な腹そろばんではできない数字なんですけれども、金額的に、これ全部を。町の舗装できる道路の計算上の試算で、これは砂利を敷いて路盤を成型して舗装までしてこの金額で、この4路線、メートル数ができるのでしょうか。できるのであれば、4路線に対してこのどういうふうな振り分けをしているのかお伺いしたいと思います。

地域整備課長 この工事費の積算、今回補正で要望している額については、補助金の額でありますので、工事費から10%控除した額で計上しております。（発言あり）一応今回工事費については積算はしております。メートル単価でよろしいでしょうか。（発言あり）

では、今回佐藤議員のほうに行っている資料に関しては、前回全協のときに不足した資料を本日お渡しした資料かと思いますが、それについて今回4件ありますけれども、工事費についてお話しします。一番上からいきます。野地区の1路線であります110万円、その下、一の関にしましては117万円、その下に関しましては180万円、一番最後が90万円という概算で工事費ははじいております。これらに対して450万円の補助額ということです。以上です。

4番 この4路線、この形の中で個人が承諾をして理解をしてやってくださいという形になったときに、この4路線は計画的に今現段階で小型ロータリーが入る路線というふうな形の認識をしてよろしいのですか。それとも自分のところですか、もしくは地域の公助でやるのか。

地域整備課長 小型除雪機が入れるものを満たしておりますので、そのような形で考えておりますが、ほかのさまざまな路線もございますので、全体的な計画は、先ほども言うておりましたが除雪計画の中でしっかりと示していきたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

7番 それでは、同じ19ページの上の物産センター管理事業、事務筆耕マイナス208万円、しかかしながら観光物産センター業務委託料252万円ということで、年度途中のこういったお金のやりとりになった経過、内容について質問いたします。

産業振興課長 これについては、まず平成27年度は、観光協会の業務や鮎つかみ取りなどの観光客の受け入れ、観光案内などの町の観光振興を目的に商工会のほうに委託しておりました。商工会に対して補助金等を交付していたというふうなことがまず1点あります。このたびも、28年度の予算を要求時には同じような形を考えていたんですが、商工会さんのほうから、もしかしたら来年は対応できないというふうな話がありまして、それであれば町で直営でというふうなことでの当初予算をとらせていただいたというふうなことです。その後、3月になりまして人事異動等の発令もなりまして、商工会でできるというふうな状態になったものですから、やはり町で直接行うというふうなことよりも、これまでの実績を踏まえまして商工会のほうに行っていた方がいいのではないかとというふうなことで、そのほうがいいのかというふうな総合的な判断の中で、今回年度途中ではありましたが、このような形で中で組み替えをさせていただいて、商工会のほうに委託するというふうになったところであります。

7番 それにしても、50万円ほどアップになっていますよね、もし同じ業務をやらせようという内容であれば。この50万円という内容分が、多分その商工会からの要求なのではないかなというふうな感じにも受けとめられるわけですが、先日私電車に乗って新庄まで行ったんですけれども、土曜日でしたので、通常土日は役場業務であればお休みと。しかし、こういった観光振興ということを考えてくださって、土曜日人員を配置してくださっているのだろうということで、非常にそれはいいと思います。土曜とか例えば日曜日であっても、そこに切符を売ってくれる誰かがいてくれて、あそこの物産館の中は学生たちも食べながらも本を読んだりとかおしゃべりしたりとかできるということで、非常にいいという声を聞いています。ただ、あそこの中に日中3人いるんですよね、いたんですよね、3人。1人は切符売りをしていますけれども、あとの2人は何をなさっているのかなという、正直言ってそういう感じでした。例えば、商工会が何をやらせようかという考える期間として、まずはそこに出てくれというのであれば、まあしょうがないかなという気はしますけれども、やはりそれが通年続くようであれば、これは考えるべきことであろうというふうに私は思います。ただ、あそこの物産館の中に食堂やるというってつくったわけですから、そこをやらないでからにしておくという手はないかと。観光物産館なんですから、やはりそういったところに町はもっと目を光らせて、そして有効な、50万円アップしたのはしたでもいいですよ、それは。しかしながら、町民の皆さんが駅に行って、あの方向やっているのかなというような感じのやっぱり人員配置がなされるようであってはならないと私は思います。そういったところに目を配って、友好的なあの物産館の内容の活動をさせていくという方向性を出していくべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

産業振興課長 私のまた説明不足でした。この今回の組み替えの内容については、賃金とそれから印刷機の使用料、諸車借り上げ料、これ全て合わせて252万円というふうな同額の中での組

み替えというふうなことでお願いしたいというふうなことで考えていた内容になります。

それから、今日中3名というふうなことの話もありました。日中3名については、当然昨年同様の形をとらせていただくというふうなことの商工会との話の中で進んだわけですので、当然物産展等への参加というふうなところもあるだろうし、それから観光客の受け入れ、体験観光者の受け入れというふうなこともありますし、さらにはふるさと納税の物販の発送というふうなところの中も含めておりますので、それらについての業務を今行っているというふうなことであります。

食堂の利用というふうなこともありましたけれども、食堂の利用についても何とか直営でというふうなことも最初はあったのですが、やはりこれは民間のお力をお借りしてやろうと、当初の計画では民間の人がやりたいというふうな話もありましたので、そのような形をとらせていただいたんですが、なかなかやはり利用してくれる方も少ない、さらには場所等についても大変広いスペースではないものですから、その辺を有効活用するためというふうなことで、この辺についてもまたせつかくの食堂というふうな機能もありますので、その辺については商工会さんと連携をとりながら話し合いをして、何とか活用に向けてのことを考えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

7番 そこで、町長にお伺いしますけれども、町長は観光はまず得意ではないというきのうの答弁がありましたけれども、あそこの観光物産館は、きのう申し上げたように若あゆからわざわざあそこに持ってきて、そして今後活用して以降という目的の中で食堂もつくったし、物産のああいう物品の商品も置くようになったわけです。それはいい流れだと私は思っているんです。ただ、そのいい流れを私は得意じゃないからという形で丸投げするような形で、町がそういった形でやってはいけないと思うんです。だから、どういうふうにしてあそこを、例えば西ノ前遺跡の観光案内を置いておくとか、あるいは物品販売員の説明員なりをちゃんとそういう説明できる方を置いておくんだとか、そういう戦略的なものがあるのだろうと、あつてしかるべきなのだろうという意味もあるんです。そういうものが町長には足りないだろうな、足りないなと思うので、今後あそこをどういうふうに活用していくとかというのはありますか。

町長 猿羽根山に物産館をつくったといいますか、あそこに置いて駅のほうに移したというのは、今議員が言われるほど熱い思いを持って町のほうでつくったのかなというところでは、ちょっと疑問に思っているところもございます。先ほど質問にあったこの委託料の話ですが、この委託料については1人分のはずですので、あそこにいるほかの2人についてはまた違う役割の中で動いていると。ただし、1人がいなくなると、そのほかの2人がその業務を補完してやっているというような、そういう形で3名を使っているというふうなことだと思います。

その使い方というふうなことでございますが、現在のところ、今のところはその事務をなされている方とあります。観光案内をしていただいている方もおります。そういった使い方の

中で、問題は今度食堂として使われるべきスペースがあいているというふうなこともございました。その辺についても、一部の産業振興課の方々とも話をしているんですが、余り食堂というふうにこだわらなくても、例えば戸沢のぼた餅やさんあります、非常にぼた餅なんていうのは普通に珍しくないものであります。しかしながら、また怒られるかもしれませんが、中学校の野球で練習試合に行って帰ってくると、庄内の人たちのナンバーがいっぱいとまってあそこで買っています。そういうところ、今のはぼた餅なんですが、一つの例としてはしっかりと例えば売れるもの、ここに来たらこれが食べられるというようなものでもいいのではないかと、例えば温泉でもラズベリーソフトクリームとか出しておりますけれども、そういったおいしいソフトクリームを出すと。ソフトクリームに関しては、まずお子さんが食べるわけですが、そこでしっかりとお子さんがうまいなというふうに年中食べられるようなソフトクリームを提供できれば、そこで子供が来るのではないかと、子供が来るということは大人の人たちも来るよね、じいちゃん、ばあちゃんも来るよねというふうなことの中であるのではないかと。そういう特色を一つつかんだ上で、さらに観光案内をして西堀の縄文の遺跡とか猿羽根山地蔵尊、それから若あゆ温泉等々の案内ができればいいのではないかというふうに思います。極端にあそこを使っているいろいろなことはないかと思いますが、産業振興課の小野寺さんを中心に「まちカフェ」等もあそこで開催しているようです。地道な運動が一つは出てくるんだというふうに思いますので、そういったまず「まちカフェ」みたいなもの、それからソフトクリームみたいなもの、そういった特色あるものをしっかり情報を発信することで、その活用が図られるのではというふうに思っているところです。

議長 ほかにありませんか。

5 番 14ページ、2 款 1 項15目定住推進事業費の婚活推進事業とありますが、毎年行っているわけですが、具体的に時期はいつごろで、どういうふうな内容で、どこが実行委員として行うのか、この内容等について質問します。

まちづくり課長 今年度につきましては、昨年度で3年目というふうなことで見直しをしましょうというふうな話になって、昨年度中に準備を進めてきた経過がございます。今年度につきましては、というか従来はこちらのほうに、舟形に呼んで出会いをというふうなことだったんですけれども、それに加えて今回は東京のほうで民間の結婚相談所の力もお借りして、それで9月ごろに1回土・日、東京を会場に、そして舟形会場については8月20日・21日ぐらいに予定しております。土日です。

5 番 そうしますと、舟形町の中での実行委員会というふうな組織はなくしたというふうな理解でいいのか、そして募集等についてはどのような形で行うのか。

まちづくり課長 まず、実行委員会につきましては、昨年度実行委員会にお願いした経過がございますが、今年度振興公社のほうに、結婚サポートセンターのほうに業務を委託してござい

す。その中で、実行委員会を募るかどうかが今後検討する余地はありますけれども、今後これから事業内容についてさらに詳しくなった際に、必要性があれば検討していくと。

それと、もう一つ募集についてですけれども、男性・女性分けまして、それぞれのチラシに分けまして広報をする。それと、もう一つは先ほど申し上げました、都市部の結婚相談所の民間のほうにお願いをして協力をいただくような計画をさせていただきます。

5 番 ぜひ実施していただくことについては何ら反対するものではありませんが、ただやり方としてぜひお願いしたいのが、どうしてもこれからこの募集されて来る方というのは、どちらかというと女性経験が少ないのかなというふうな感じがするわけであります。そういったことを考えていくと、これを実行する前に、1回前に舟形でしたときに、女の人なんか来て、服装から対応からいろいろな研修会を行った経過があったようであります。そういったところを、やっぱり事前に1回研修をしてから具体的な婚活に入れば、もう少し成婚率といいますか成功率が高まってくるような感じがします。そういったことで、ぜひともすぐ会わせるのではなくて、女性の方から1回女性の対応の仕方とか言葉遣いとか服装とか、そういう基本的なところを勉強してから実行すればいいのではないかなというふうな感じがします。そういったことで、ぜひ引き続き行っていただきながら、成功率を高めるために工夫をしていただきたいというふうに思います。

まちづくり課長 ありがとうございます。先ほど男性・女性それぞれ、男を磨くためのセミナーみたいなこともやっております。それと、女性のほうにつきましても「ラフエット」というふうなことでセミナーを開催しております。男性のほうにつきましても「男塾」というふうなことで、そういった結婚前の男性についてのセミナーも開催しております。

議長 ほかにありませんか。

6 番 同じ款項目で、その上でございます、町の住宅総合支援事業でございますが、これはリフォーム等に対する町の補助金でございますが、この補助を受ける際に条件があるようでございます。町内の業者を使わなくてはならないという縛りがあるようでございますが、これを何とかもう少し和らげられないのかなと。施工主といいますか工事をやる側からすれば、その地縁・血縁といいますか知人・友人が町外にそういう業者がおった場合に、どうしても利用しなくてはならないといいますか、利用したいということがあろうかとおもいます。その場合は該当にならなくなるわけでございますので、そのあたり検討する余地はないでしょうか。

地域整備課長 ただいまのご質問にお答えします。

町のほうでは、住宅リフォーム支援補助金と申しまして、2つございます。1つが住宅リフォーム総合支援事業、あとは在来工法のリフォーム補助金であります。今の議員おっしゃられたほうは、在来工法のほうが町外の業者ではだめだという縛りがございます。もう1つの住宅リフォーム総合支援事業に関しましては、県内に本社もしくは営業所がある業者でも大丈夫な

ので、まずはそちら、要件等いろいろございますが、そちらを利用させていただきたく思っております。今のところは、在来工法のほうは町内業者だけということで考えております。以上です。

6番 町内の業者さんの対策というか、そういうこともあろうかと思いますが、そういう施工主の関係もございますので、そのあたりもう少し検討願えればなということでございまして、あわせまして、このさまざまな在来工法なりリフォームのそのPRの仕方でございますが、新聞折り込み等々でもやっているようでございますが、もう少し何と言いますか業者さんが知り得ない部分があるような気がします。実際に私が話を聞いたところによりますと、具体的に言いますと、もうリフォームの工事やってしまったんだけど、申請に来たら工事する前の写真がないかと、写真撮っていなかったそうです。ですから、もうこの事業の対象ではないということもあったそうなので、そのあたりもう少し町民公平に行き渡るようなそのPRの仕方といえますか、そのあたりもう少し徹底していただければと思います。

地域整備課長 PRの周知の仕方でありますが、今年度は町外であります尾花沢市、新庄市にチラシを回しております。また、インターネット、ホームページ等でもPRしております。あと、先ほど言われました事前着工になるんですが、今の要綱からしますと、基本的には申請をしていただいて、うちのほうからオーケーというか交付決定が出てから着工という形になりますので、そういうことがあった方がいらっしゃるとすれば大変申しわけなく思っております。今後は、ちゃんとまたいろいろ考えまして周知していきたいと思います。

7番 それでは、20ページの教育費、10の2の2の国庫支出金をもらいながらの備品購入、町でも13万7,000円、国庫支出金で13万6,000円、この備品の内容について何なのかを質問いたします。

教育次長 これにつきましては、理科備品の購入費でございます。28年度の理科備品の国庫補助金につきましては、本来28年度当初予算作成する前に国のほうで把握するわけなんですけど、今回につきましては3月の段階で把握されまして、そして4月18日に交付決定来ております。そのようにして今回の補正になるわけなんですけど、理科備品としまして生物顕微鏡、これが2台です、13万6,000円、それから直流電源の実験装置、これが1万9,440円のやつが4台、合わせまして13万6,000円、合計27万2,000円の理科備品となっております。

7番 済みません、内容はわかりました。それで、跳びはねてちょっと関連で質問させてもらいますけれども、今報道で話題になっている教育、中学校だか小学校だかの保健体育、2年間だか3年間だかにわたって抜いていたと、そういう報道なされています。我が舟形町ではそういう履修すべき科目を抜いて授業を行っているなんていうことはないでしょうね。

教育長 報道の保健体育につきましては、まず基本中の基本でございまして、それを履修して3年間終えるというふうな形でございます。きちんと計画も立てられておりますし、舟形町では

そういったことは一切ございません。

7 番 済みません、答えていただいております。

それでもう1点、3回目なんですけれども、武道の履修ありますね、これに関して何年か前の文教で視察に行ったときに、ちらっと先生言った言葉がずっと気になっていて、ちょっと何か機会があれば聞こうと思っていたんです。武道というのは、日本人の心や精神的なものを養っていくというものが足りないからそれを履修させるということだったんですけども、それができる先生や教えられる人がいないから、全く何もない教室に例えば柔道だったら1日だけ畳を借りてきて敷いて武道をさせたことにしているんだというようなことを言ったかな、言っていないかなという、そのぐらいの小言だったんですけれども、そういう本当に目的にかなっていないような授業というものが、舟形あるいは全国的にも行われているのではないかなというふうな気持ちをずっと持っていたんですけれども、そういう武道とかの履修科目に関して、きちんとそういう授業というのは機能的に行われているのでしょうか。

教育長 中学校の教育課程にも武道が入ってまいりまして、武道というのは柔道、剣道とか、空手もいいわけです、その地域に合った武道を学校でやりなさいというふうな形になってございまして、舟形あるいは新庄、最上では柔道とか剣道とかそういったところを主に行っております。ただ、さまざまな環境等がございまして、例えば道場とかそれから畳とかそういった関係で十分でない、最初の段階はあろうかと思えます。ただ、進めるに当たってしっかりとそういった道場、教室を改造したりして畳を敷いたり、全部そういった整備をやることによって、全くそういうふうなことは今心配ないというふうに捉えております。

議長 ほかにありませんか。

5 番 16ページ、6款1項2目農業総務費の中に、大震災も5年を過ぎますと、放射能に対する意識も風化してきておりますが、ここに農産物放射能検査手数料4万円というふうな金額がありますが、今現在舟形町ではどのような放射能検査を行っているのか、そしてまたその数字等はどうなっているのか、その結果ですね。あわせて、最上町と宮城県の県境等におけるの山菜等の検査において、この放射能が検出されているというふうな報道があるわけでありまして。そういった中で、舟形町の山菜等の放射能検査はどのように行っているのかお聞きします。

産業振興課長 このたび、この放射線物質の検査手数料というふうなものに上げさせていただいた中身については、つい最近尾花沢市のほうで放射能が山菜から出ているというふうな報道がされたことを受けまして、町でわらび園のほうもオープンするに近づいているというふうなこともありましたので、まずはワラビというふうなところをこの4カ所、長沢から舟形、それから富長、堀内と4カ所のワラビを採取しまして、山形のほうの放射能検査を実施しているところに持っていきまして、検査してきたときの経費というふうなことで上げさせていただいていきます。

結果については、長沢から富長までについては未検出というふうなことで、ゼロであります。ただ、堀内のほうについては微量ながら出たというふうなことはありますが、規定の数量には達していないというふうなことで、安全・安心は確保できたかなというふうなことで、この件についてもホームページ等で流させていただいているというふうなところです。

そのほか、放射線等についての検査については、県のほうで毎回それぞれの地区を対象として行ってもらっております。この辺ですと、最上町でのものがやはりちょっと出たというふうなことはありましたけれども、これも食べていくものについては支障はないというふうな結果の数字だった、微量の結果だったなというふうに認識していますが、ただ放射線よっての風評被害というものは、やはりかなりありまして、なかなか山菜等については最上郡内で、特に尾花沢のコシアブラ等については何も問題ないというふうなことになっても、やはり買ってくれる方がいないというふうなことではやいているというふうなところも聞いておりますので、なかなかまだまだ風評被害はあるのかなというふうなことでちょっと思っていますけれども、舟形にあつては、そんなことでとりあえず今回はワラビをさせていただきましたが、随時県と歩調を合わせて、連携して必要なときに行っていくというふうなことを行っています。以上です。

総務課長 今農産物関係のほうの報告をしましたが、町のほうでは学校のほうのグラウンド等を毎月測定をしております。測定方法については、県のほうで示したとおりに町のほうで放射能探知機ですか、そういったもので毎月しているというふうなことになります。それから、水道のほうは担当のほうで、出ておりませんが、水道水についても調べているというふうな状況になります。

5 番 ただいまの回答の中で、総務課長の回答を聞いてほっとしているところであります。というのは、せっかく高いお金を払って放射能検査器を買ったわけでありまして。これがどういうふうに使われているのかなというふうなところを一番心配しておったわけでありまして、このように毎月というかグラウンド等で検査しているというふうなことであれば、引き続きこれを継続してやっていただきたいというふうに思います。あわせて、山菜等につきましては、最上町のコシアブラから検出されている例もありますので、舟形町のコシアブラについても検査をしていただきたいなというふうなことを考えております。産業振興課長のほうからは、今後の対応についてもう少し詳しく回答をお願いします。

副町長 補足で説明させていただきますけれども、今話ありましたコシアブラにつきましては県のほうで検査をしております。舟形町内のコシアブラということで検査を5月の段階ですておりまして、そのときは不検出という結果が出ております。以上です。

産業振興課長 今副町長のほうからもありましたように、いろいろな作物について、その都度やっばり旬となるものがその時期にありますので、それらについてはかなり県のほうも力を入れ

で行っているというふうなこともありますし、舟形町のほうでも、もしそういうふうな話があるというふうなことであれば積極的に行っていく必要があると思いますので、今後とも県と歩調を合わせながら行っていきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

5 番 大事なところを聞くのを忘れましたが、堀内のわらび園で微量ながら検出されたということですが、その検出されるに至った理由とといいますか、想定されている、町で考えているような原因等がわかる範囲であればお聞きしたいと思います。

町長 松橋わらび園をオープンするに当たり、やはり舟形町の山菜に安全だという保証をつけたという思いで、ちょっと事前にというふうな形でワラビを検査させていただきました。そのほか、毎月県のほうでは農林水産物全部、例えば米もそうですし、鮎とかもそうですし、牛乳とかそういったものについて、全てのものについて検査をしております。その結果について、毎月役場のほうにも来ております。そういう状況でございますので、連携をしてというふうなところでありまして、町のほうでそこから特別何か外れているもの、特殊なものが市場に出しているというふうなことであれば、それらの検査も必要かというふうには思いますが、基本的なところとしては大丈夫だというふうに思いますし、ワラビのやつが出たというふうなものについてなんです、検査項目の中で放射性ヨウ素と放射性セシウム、放射性セシウムの中でも134と137というものがありまして、放射性ヨウ素とセシウムの134については不検出です。その中の137について5.3ということで出たんですが、その安全か、安全でないかという基準が100です。ごくごく微量というふうなところなんです、さらにこの中では基本的に出たといってもたまたま出たのかなと、そのほかの2つのほうのにも不検出ですし、その状況、例えば前に図っていたときにも出ないというふうな中でいくと、偶然何かの状況で出てしまったというふうなこともあるかというふうに思いますので、原因がここに限ってだめだというようなことではないですし、自然環境等々の問題もあるのかなというふうには思います。いずれにしても、100という基準5.3というふうなことで、基準値の中にはあるんですけども、若干は出たということですが、その検査項目の中の一つの項目でというふうなことでございます。

議長 暫時休憩をします。

午後2時58分 休憩

午後2時58分 再開

議長 再開します。

7 番 それでは、14ページの2、4、2の参議院通常選挙費についてお伺いします。

多分この29万1,000円の中に入っているのかなという意味で質問しますが、このたびの参議院選挙から18歳からの投票になります。これは、報道ではさまざま言われておりますけれども、舟形町の取り組みとして、何かアクションなり注意呼びかけなり、そういったものを行

っているのか、これから行うつもりなのか質問いたします。

総務課長 町としましては、今回補正をさせていただいて、その選挙のしおりのものを詳しく書いて、世帯保存版になるようなものを全世帯のほうに渡すというふうなことで、この消耗品というのはその冊子代になります。その冊子を渡すというふうなことになります。今回、6月2日に閣議決定されまして投票日が決まったものですから、それで基準公示日がそれに伴って決まるというふうなことでございますので、その辺も含めて18歳でありますけれども、3月21日まで本町から出られた場合で相手先のほうで登録された場合はそちらのほうになるわけですが、その3カ月、4カ月の間については特例が施行されて、その辺住所も移動してもこちらのほうでできるとか、そういったことも含めたチラシになっていますので、それらをお渡ししたいというふうに思います。

なお、選挙の学生等については、県のほうでほとんどの高校等に出向いて勉強を、研修をしていただいているというふうなことで、この間の選管の会議でありましたので、その高校生、18歳になったその高校3年生、それから大学等についても、県のほうそれから国のほうからも研修等をしていただいているような取り組みがなされているので、その辺については大丈夫かなというふうに思います。町のほうでは、今回18歳になって住民票移動をしていない方については調べまして、一応住基法に基づいて、選挙のやつで住民基本台帳を移動していない方については、4カ月を過ぎればどこでもできなくなるというのは当然ですが、そういったことで取り扱うというふうなことで、今回も実態調査もします。

7番 それでは、今現在では18歳から20歳未満までの方の舟形町での人数は把握していないという、そういうことですか。要するに、このしおりを渡す、家庭に配布するだけで終わりなのかなということなんです。要するに、そういう投票の仕方なりなんなりは各教育機関、山形県にお任せしていますよと、我々舟形はしおりを渡すだけですよと、要するに防災無線なりなんなりよく使って周知しているじゃないですか、そういった計画等がさらにもう少し、一歩踏み込んだ計画等があるのかなという、そういう意味での再質問いたします。

総務課長 当然18歳以上の名簿は作成しますので、把握もしています。18歳から20歳までの方についての実態調査も今回やりますので、その辺については通知も出します。通知を出して、住民登録をされていない方等については住民登録をして、最寄りの自分が住んでいる市区町村のほうで選挙をしてくださいとか、そういったご案内も一応するというふうなことになります。ただ、その3カ月、4カ月の要件がありますけれども、3カ月以内であればこちらのほうの名簿にしかないので、こちらのほうで投票になると。東京のほうに住所を移しても、こちらのほうでの投票になるというふうなことになります。3カ月から4カ月の場合は重複登録の可能性があるので、そちらのほうとのやりとりをして、そちらのほうに登録がなった段階で、そちらのほうで選挙してもらおうと、そういうやりとりも各選管でもやりますし、本人のほうにも

通知をするというふうなことになります。

それから、最終的には入場券を配布するわけですので、自分の入場券が来ないとか、そういったことではっきりすると思います。そういった場合については、今回もチラシを出して、どうして私のほうに来ないんだとか、そういった問い合わせについては選管のほうで答えをするというふうなことでチラシもつくって、世帯のほうに配布して対応したいというふうを考えております。

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決します。議案第37号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

本日の日程は全て終了いたしました。

あすは午前10時より再開いたします。9時45分までご参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

午後3時05分 散会

平成28年 6 月10日（金曜日）

第 2 回舟形町議会定例会会議録
(第 3 日目)

平成28年舟形町議会第2回定例会第3日目

平成28年6月10日（金）

出席議員（9名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	5番 奥山 謙三
10番 八 敏太	

欠席議員（1名）

9番 加藤 憲彦

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	総務課財政管財班長 伊藤 茂 樹
副 町 長 酒 井 雅 彦	教 育 委 員 長 太 田 二三男
会 計 管 理 者 結 城 恵 美	教 育 長 齊 藤 渉
総 務 課 長 中 山 進	教 育 次 長 叶 内 範 夫
まちづくり課長 伊藤 幸一	農業委員会会長 加藤 勝 義
税 務 福 祉 課 長 高 橋 明 彦	代 表 監 査 委 員 渡 邊 敬 子
産 業 振 興 課 長 沼 沢 弘 明	監 査 事 務 局 長 斉 藤 洋 一
兼農業委員会事務局長	
地 域 整 備 課 長 伊 藤 武 美	選挙管理委員会書記長 中 山 進

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 斉 藤 洋 一	主 任 石 川 忍
---------------------	-----------

議事日程

- 日程第 1 議案第38号 平成28年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 2 議案第39号 舟形町長沢交流センターの設置他及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第40号 舟形町乳牛及び肥育牛導入事業基金条例の一部を改正する条例の

制定について

日程第 4 議案第 4 1 号 町有財産の無償貸付けについて

日程第 5 議案第 4 2 号 小型動力ポンプ付消防積載車の取得に係る物件購入契約の締結について

日程第 6 議案第 4 3 号 スクールバスの取得に係る物件購入契約の締結について

日程第 7 議案第 4 4 号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 8 議案第 4 5 号 舟形町人権擁護委員の推薦について

日程第 9 委員会付託の審査報告

請願第 2 号 スマッシュ長沢修繕工事に関する請願書

日程第 10 発議第 3 号 旧堀内交流センター跡地への利活用計画策定促進についての決議

日程第 11 発議第 4 号 舟形町議会活性化特別委員会の設置

日程第 12 議員派遣の件

追加日程第 1 閉会中の継続調査申出

舟形町議会活性化特別委員会

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時36分 再開

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数9名です。定足数に達しております。ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 議案第38号 平成28年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議長 日程第1 議案第38号 平成28年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番 32ページ、1款1項1目の農業集落排水施設管理費の300万円、修繕料とありますが、その内容等について質問します。

地域整備課長 ただいまの質問にお答えいたします。

修繕料の内訳であります、長者原の美水センターの流調ポンプの修繕と、富田美水センターの屋根のふきかえの修繕であります。以上2件の合計が300万円ということになっております。以上です。

5番 ただいま回答されました修繕内容等については、突発的なのか、それとも計画的なものなのか、どちらなのでしょう。

地域整備課長 この2件とも突発的なやつでありまして、特に富田の屋根につきましては4月中旬の強風によりまして壊れまして、修繕が必要になったものであります。以上です。

5番 突発的なものであるとすれば、今後このいろいろなこれらに関する施設、いっぱいあるかと思いますが、この辺の点検等についてはどのように行っているのか質問します。

地域整備課長 集落排水処理施設の点検であります、施設の業務委託ということで業者が点検しておりまして、町の5つの集落排水処理施設につきまして、業務を委託して点検していただいております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決します。議案第38号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第39号 舟形町長沢交流センターの設置他及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第2 議案第39号 舟形町長沢交流センターの設置他及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まちづくり課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決します。議案第39号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第40号 舟形町乳牛及び肥育牛導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第3 議案第40号 舟形町乳牛及び肥育牛導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

産業振興課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

7番 牛を飼う農家にとってはありがたい制度だというふうに思いますけれども、貸し付けというからには回収も必要だというふうに思うんですけれども、この回収する場合についてのサイクルですね、1年で大きくして回収するのか、2年で大きくして回収するのか、その点貸し付けの期間について質問いたします。

産業振興課長 条例のほうに、償還期間が4年というふうになっております。牛そのものが減価償却というふうな形をとらせていただいていますので、減価償却としては4年程度というふう

に、乳牛の場合にはなっているというふうになりますので、4年間でそれを返すというふうな形のものになっております。ただ、そのことと、それからどうしても牛の今価格というふうなものがかなり上がっていきまして、当初ですとやはり20万円、30万円で買えたものが、今は70万円、80万円だというふうなことになりますので、この辺について改正しながら、畜産農家の経営というふうなものに引き続いて行ってもらいたいなというふうなものの中身になります。期間については4年というふうなことで、それも今年度から貸し付ける場合については、この案件については畜産農家の今現在4戸の農家があるわけですが、その方々からどうしてもこんな形をお願いしたいというふうなことで出された内容となっていることが一つと、それから貸し付ければ当然返済しなければならぬというふうなことがありますけれども、現在返済の滞っている方はいないというふうな状況なものですから、今回この提案をさせていただいたところです。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決します。議案第40号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第41号 町有財産の無償貸付けについて

議長 日程第4 議案第41号 町有財産の無償貸付けについてを議題といたします。

まちづくり課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

6番 先日の私の一般質問の答弁の中で、貸し付けした場合に災害時に避難場所なり対策本部なりのキョウニスルための条件をつけて貸すという話がございました。今回の堀内の件もございまして、その契約の内容といたしますか、契約書そのものを提示できないのですか。

まちづくり課長 まだ契約書の原本につきましては、検討させていただいております。それで、今回のこの議会での議決後に、内容につきましては基本的に災害本部が設置された場合に、当校舎、今回貸し付けになる場所について本部が行使できるような内容というふうなことを前提に契約をするというふうにしております。

なお、今回総務課のほうで防災協定というふうなことで、光生園と結んでおります。それを参考にして協定を結びたいというふうに考えております。

6番 そうしますと、今の段階ではその契約書そのものはないということですよ。ちょっと参考までにお伺いしますが、旧堀内地区の無償貸し付けも議会で承諾してございますが、そのときの契約書でございますが、あそこは建物が建つから、その場所の避難場所にはならないかもしれませんが、空き地があると思いますが、その空き地は避難場所になっていましたよね。そのときには、堀内のその無償貸し付けについては、そういう条件はつけておったのですか、そのあたりを確認をさせてください。

総務課長 避難所として、そこを防災計画上は指定しておりますけれども、1月の段階で無償貸し付けの議決はしたものの、まだ施設が建っておりませんので、その契約等についてはまだしておりません。今回の先ほどまちづくり課長が言った光生園等については、福祉避難所という意味でございます。誰でも入れるというわけではなくて、福祉避難所として要介護を要する方々をそちらのほうで受け入れていただくことの協定を今進めているというふうなことでございますので、その陵風会のほうで建設された場合については、そういうふうなスペース等の問題もありますので、そういったものを含めてその後の検討課題であったのですが、今回白紙というふうなことでなりましたので、そういったことは進めておりません。

6番 そうしますと、ちょっとこの議案第41号から離れますが、堀内の無償貸し付けについては、まだ契約をしていないと。（「契約はしています」の声あり）しているのね、はい、わかりました。

議長 ほかにありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決します。議案第41号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第42号 小型動力ポンプ付消防積載車の取得に係る物件購入契約の締結について

議長 日程第5 議案第42号 小型動力ポンプ付消防積載車の取得に係る物件購入契約の締結に

ついてを議題とします。

総務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決します。議案第42号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第43号 スクールバスの取得に係る物件購入契約の締結について

議長 日程第6 議案第43号 スクールバスの取得に係る物件購入契約の締結についてを議題と
いたします。

教育次長 （朗読、説明省略）

議長 質疑に入ります前に、地方自治法117条の規定により、4番佐藤勇議員が除斥の対象となり
ます。退場を求めます。

（4番佐藤勇議員 退場）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。議案第43号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前11時04分 休憩

午前11時04分 再開

議長 会議を再開します。

日程第7 議案第44号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長 日程第7 議案第44号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

町長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

6番 渡會さんに関してではないのですが、参考まで。今回のこの人事案件、任期はいつからいつまでなのでしょう。

町長 28年8月1日から3年間でございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。議案第44号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第45号 舟形町人権擁護委員の推薦について

議長 日程第8 議案第45号 舟形町人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

町長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。議案第45号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時12分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

日程第9 委員会付託の審査報告

議長 日程第9 委員会付託の審査報告を議題といたします。

請願第2号 スマッシュ長沢修繕工事に関する請願書。

請願第2号、奥山文教民生常任委員長の報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長 平成28年6月10日 舟形町議会議長 八楯太殿。文教民生常任委員会委員長 奥山謙三。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

記

受理番号、請願第2号。付託年月日、平成28年6月8日。件名、スマッシュ長沢修繕工事に関する請願書。審査結果、不採択。

意見。このたびの請願については、公有財産無償貸付契約書第6条第1項により不採択としたが、貴事業所が果たしている障害者支援は重要と理解している。今後もスマッシュ長沢の経営については、議会としても注視していく必要があると考える。

以上であります。

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより請願第2号について採決します。請願第2号は委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第10 発議第3号 旧堀内交流センター跡地への利活用計画策定促進についての決議

議長 日程第10 発議第3号 旧堀内交流センター跡地への利活用計画策定促進についての決議を議題とします。提案者、朗読、説明をお願いします。

8番 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発議第3号を採決します。発議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第11 発議第4号 舟形町議会活性化特別委員会の設置

議長 日程第11 発議第4号 舟形町議会活性化特別委員会の設置についてを議題とします。

8番 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発議第4号を採決します。発議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をし、舟形町議会活性化特別委員会の正副委員長の互選のための議会活性化特別委員会を招集します。

1時30分まで休憩します。

午後 1 時 1 2 分 休憩

午後 1 時 2 8 分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

舟形町議会活性化特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告をお願いします。

7 番 それでは、私からご報告いたします。

舟形町議会活性化特別委員会で慎重審議をした結果、委員長には加藤憲彦君、副委員長には叶内富夫君と決定いたしましたので、以上報告を終わります。

議長 ただいま報告がありましたように、舟形町議会活性化特別委員会の委員長には加藤憲彦君、副委員長に叶内富夫君が選任されました。

舟形町議会活性化特別委員会委員長及び副委員長の互選の報告を終わります。

ここで、文書配付のため、暫時休憩をいたします。

午後 1 時 2 9 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

議長 会議を再開します。

本日の日程の追加についてお諮りします。ただいま配付した追加議事日程のとおり、追加日程第 1 を議題といたします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

追加日程第 1 閉会中の継続調査申出

議長 追加日程第 1 舟形町議会活性化特別委員会の閉会中の継続調査を議題といたします。舟形町議会活性化特別委員会副委員長より説明を求めます。

議会活性化特別委員会副委員長 （朗読、説明省略）

議長 お諮りします。閉会中の継続調査を、副委員長申し出のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、舟形町議会活性化特別委員会の閉会中の継続調査は副委員長申し出のとおりと決定いたしました。

日程第 1 2 議員派遣の件

議長 日程第 12 議員派遣についてを議題とします。議員派遣の内容については、配付している

資料のとおりです。議員の派遣についてのご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定します。

議長 これをもちまして6月定例会に付された事件は全て審議終了いたしました。町長よりお礼の申し出がありますのでお受けします。

町長 平成28年度第2回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

6月8日から3日間の日程で、報告が2件、予算の補正が2件、条例の設定が2件、財産の無償貸し付けが1件、物件購入契約締結の承認が2件、人事案件が2件、合計11件の案件につきまして満場一致でご決議賜りまして、まずもって御礼を申し上げます。

旧堀内交流センター跡地への利活用計画策定の促進についてのご決議及び一般質問やご審議の中で賜りましたご批判やご提言は真摯に受けとめまして、行政運営に努めてまいりたいと思います。

また、ふるさと納税の状況についてでございますが、5月末現在で4,107件、1億1,184万5,000円となり、ほぼ昨年と同様の状況です。また、この18日・19日と25日・26日は中総体の地区大会になります。舟形町の子供たちが3年間努力してきた力を十分に発揮され、すばらしい結果となることを心からお祈り申し上げます。

また、強い水産業づくり交付金事業、サケふ化場に係る井戸設備工事の入札、それから水道管の工事、それから西ノ前遺跡整備工事に係る入札が近日中に執行されるようでありますので、契約締結のための臨時機会をお願いすることとなると思います。大変ご多用中とは存じますが、その際はご参集いただきますようお願い申し上げます。

なお、議員各位におかれましては、梅雨の季節となりますので、健康にはくれぐれもご留意いただきまして、舟形町発展のため、特段のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

平成28年第2回舟形町議会定例会を閉会いたします。慎重審議、大変ご苦勞さまでございました。

午後1時37分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 鍬 太

署 名 議 員 小 国 浩 文

署 名 議 員 斎 藤 好 彦